図面編別紙．　区画図

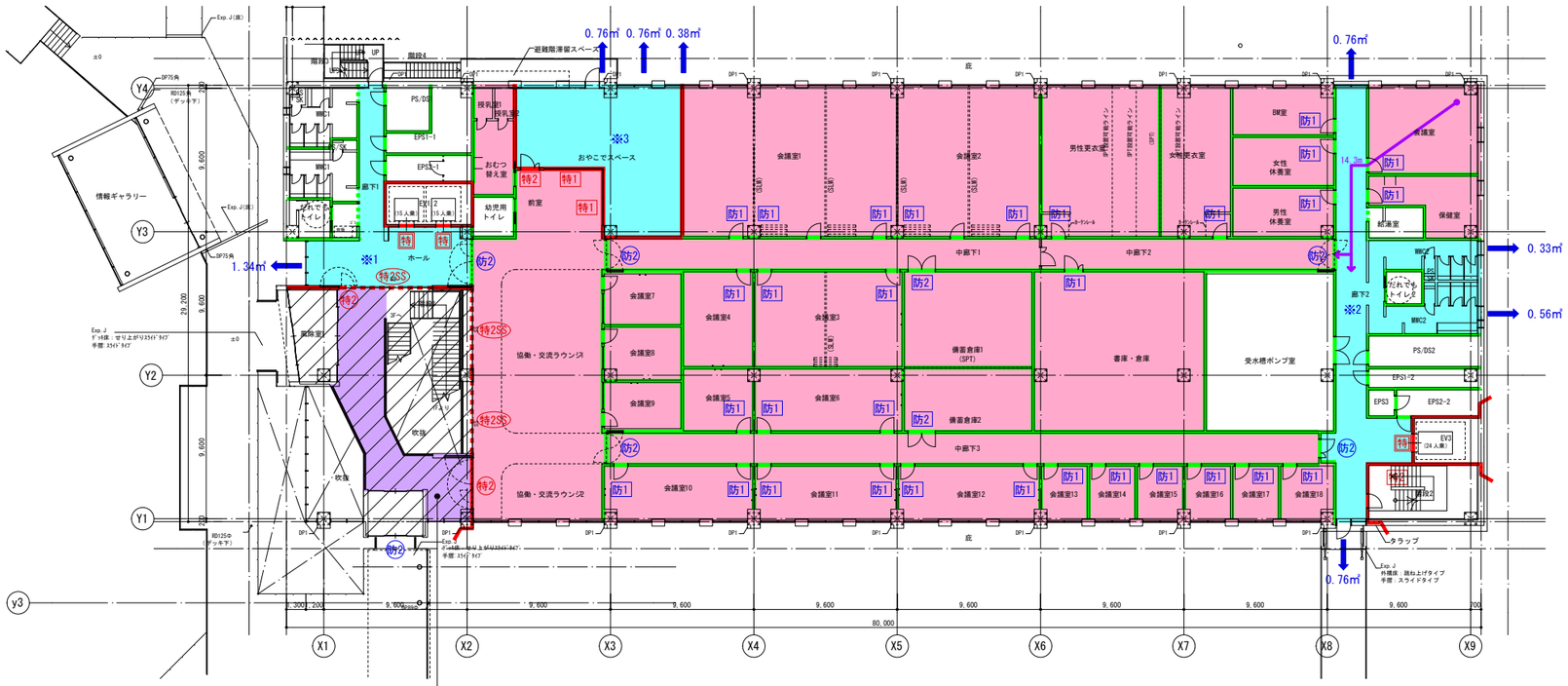

2階平面図

自然排煙面積 ※1 60.17㎡
※2 118.88㎡
※3 87.77㎡

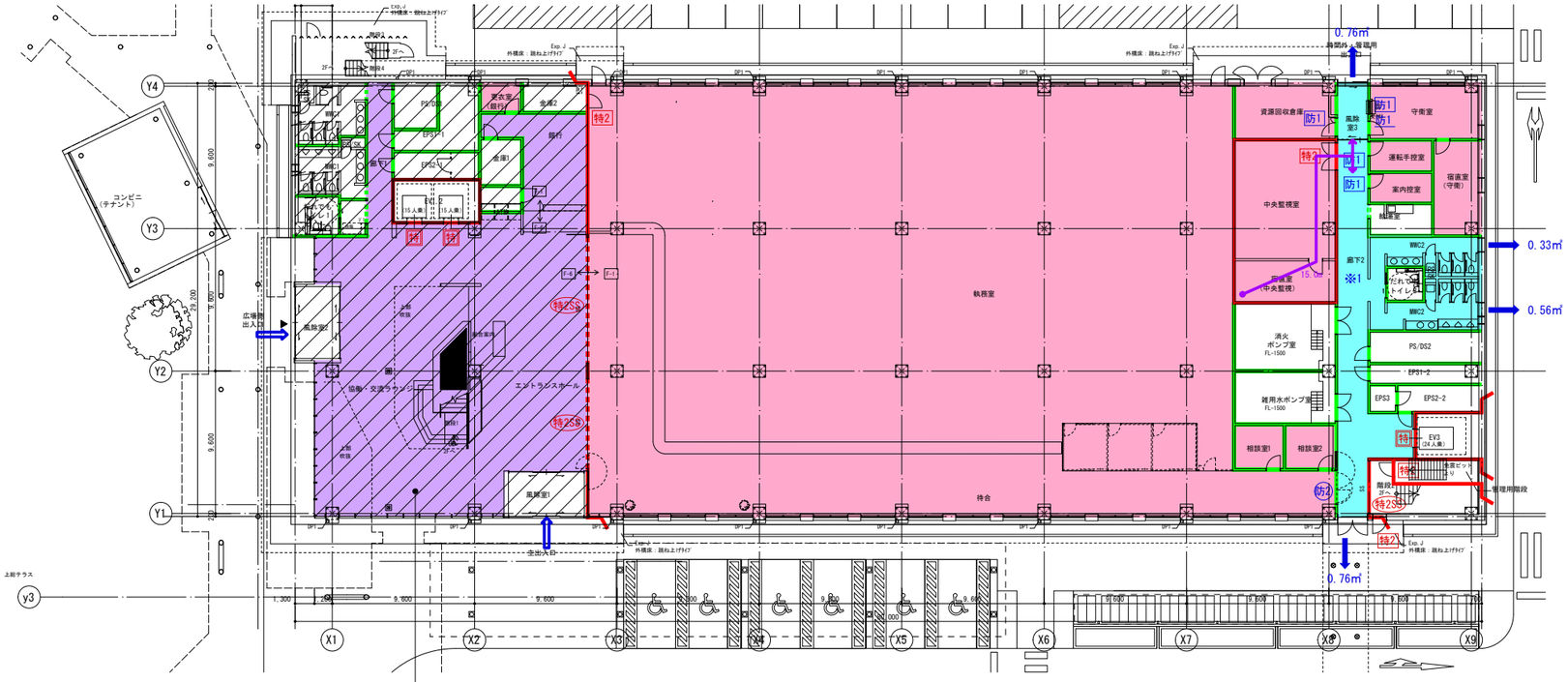

1階平面図

自然排煙面積 ※1 116.88㎡

一体区画内面積 1F～6F 計 1,687.79㎡

	防火区画(兼防煙区画)		防火区画(SS)
	防火区画(異種用途区画)		
	防煙区画		防煙区画(垂壁有)
	延焼の恐れのある部分		

※延焼のおそれのある部分及び防火区画ｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ部分の建具は防火設備とする。なお、当該建具のｶﾞﾗｽ種別は図中特記なき限りすべて複層FL6+PWC10とする。
(FL：フロート、PWC：網入、FR：耐熱強化)

Ⓔ	電気錠（自火報連動）
	避難安全検証法による自然排煙区域(1/50以上)
	避難安全検証法による自然排煙区域(1/50未満)
	避難安全検証法による無排煙区域
	建設省告示第1440号による火災の恐れの少ない室
特1	特定防火設備 （令112条第19項一号適合 常時閉鎖扉）
特①1	特定防火設備 （令112条第19項一号適合 随時閉鎖式扉、煙感知器連動）
特1SS	特定防火設備 （令112条第19項一号適合 随時閉鎖式シャッター、煙又は熱感知器連動）
特2	特定防火設備 （令112条第19項二号適合 常時閉鎖扉）
特②2	特定防火設備 （令112条第19項二号適合 随時閉鎖式扉、煙感知器連動）
特2SS	特定防火設備 （令112条第19項二号適合 随時閉鎖式シャッター、煙感知器連動）
特	特定防火設備 （令112条第19項二号適合 常時閉鎖扉）大臣認定品（CAS-0216同等品）
防1	防火設備 （令112条第19項一号適合 常時閉鎖扉）
防①1	防火設備 （令112条第19項一号適合 随時閉鎖式扉、煙感知器連動）
防1SS	防火設備 （令112条第19項一号適合 随時閉鎖式シャッター、煙又は熱感知器連動）
防2	防火設備 （令112条第19項二号適合 常時閉鎖扉）
防②2	防火設備 （令112条第19項二号適合 随時閉鎖式扉、煙感知器連動）
防2SS	防火設備 （令112条第19項二号適合 随時閉鎖式シャッター、煙感知器連動）
	自然排煙口
	自然給気口
◎	消火器を示す (消火器ﾎﾞｯｸｽ。屋内消火栓と一体の場合は壁埋め込み)
▲	主出入口
▲	代替進入口
W:	ドア及び窓の建具寸法幅を示す
H:	ドア及び窓の建具寸法高さを示す
→□	重複距離が最大となる避難経路 ※□内数値が重複距離を示す

※ 全館避難安全検証を適用する。
※ 無窓居室（建築基準法 法35条の3）に該当する室は不燃材料で区画する。
※ 防煙区画壁は不燃材で造り又は覆われた構造とする。
※ 防火区画壁は耐火仕様とする。
(RCt120以上、又は、1110(申) 法チェック図3 壁下地リスト(耐火)LW-1,LW-6,LW-7,LW-22,LW-26とする)
※ 高所に付く排煙窓（外倒し、突出し窓）には、ワンタッチオペレーターを設け、オペレーターは床から0.8m以上1.5m以下の高さとする。
※ 特記なき建具は、不燃仕様とする。
※ 寸法特記なきドア（居室・共用部・外部）は、W900・H2100 以上とする。
※ 寸法特記なき防火戸子扉又はくぐり戸は、W850・H2100 以上とする。

1・2階区画図

A1:1/200 A3:1/400

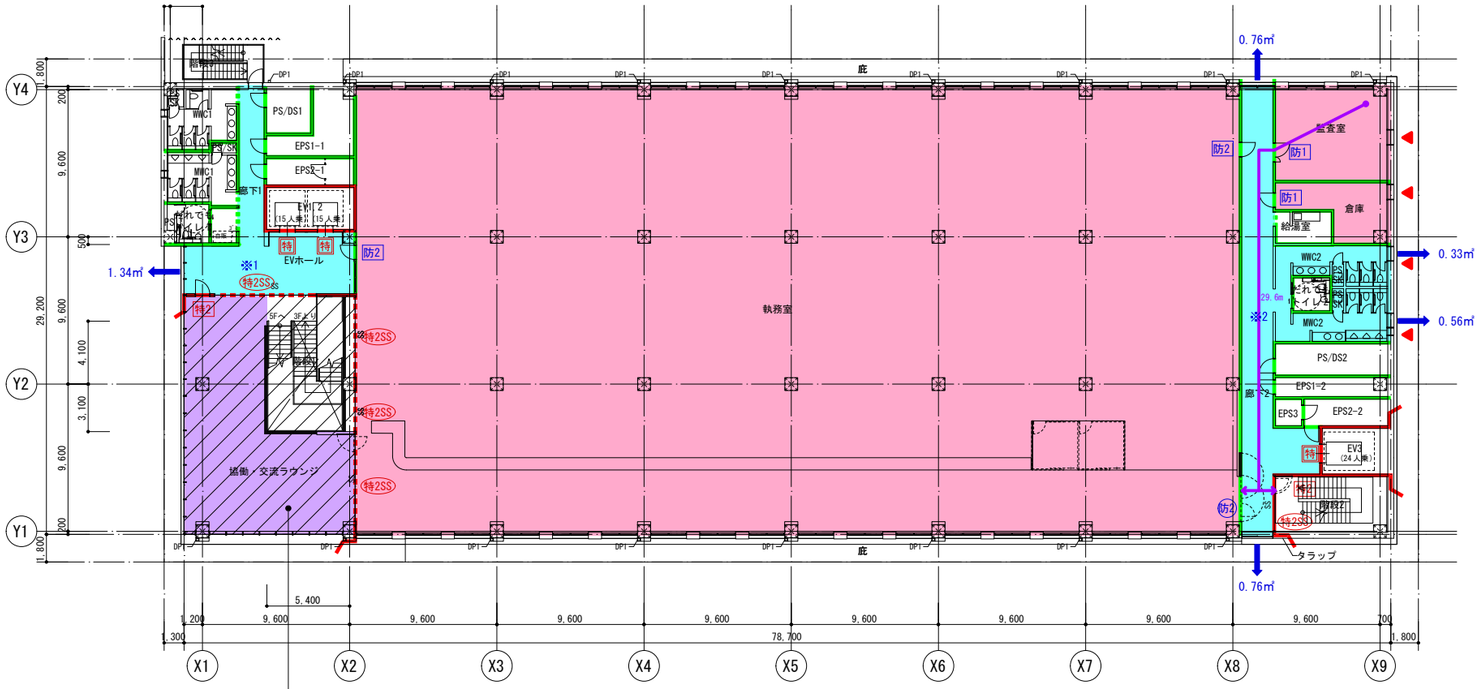

4階平面図

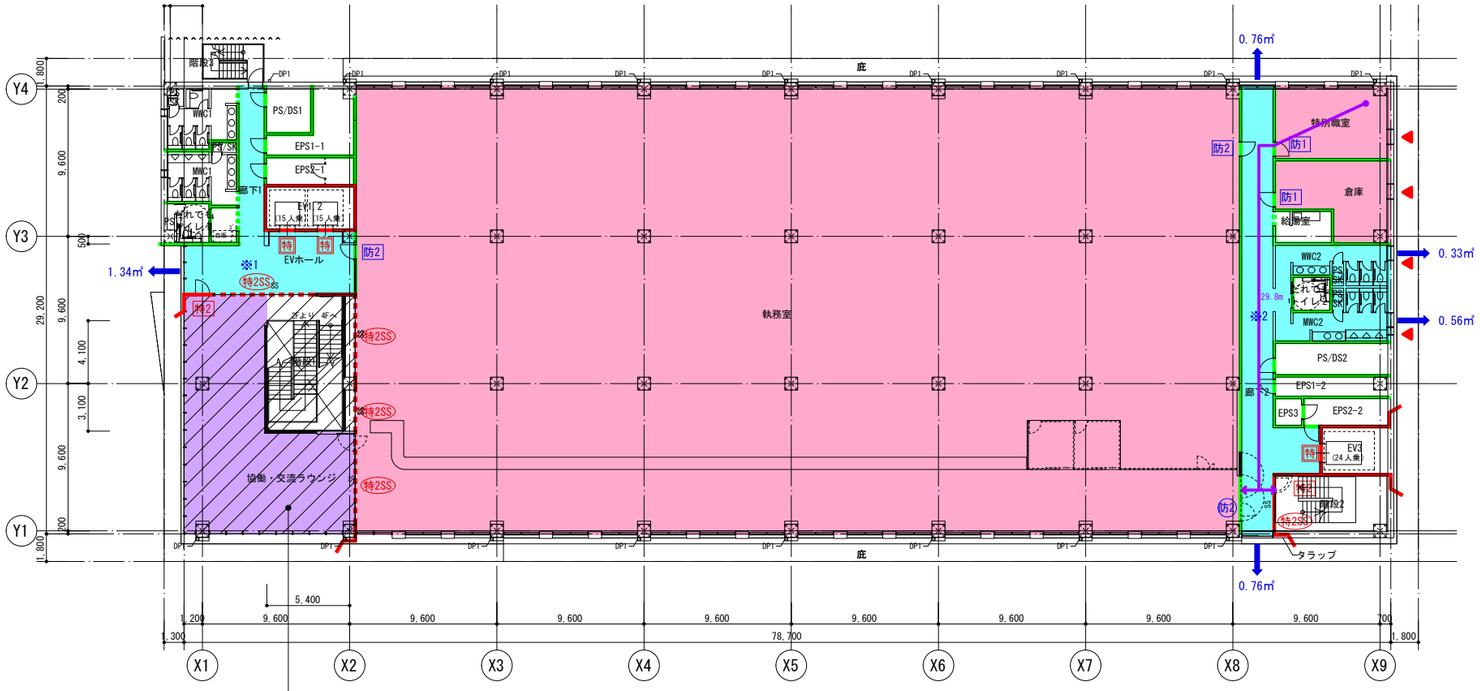

3階平面図

防火区画(兼防煙区画)	防火区画(SS)
防火区画(異種用途区画)	
防煙区画	防煙区画(垂壁有)
延焼の恐れのある部分	

※延焼のおそれのある部分及び防火区画ｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ部分の建具は防火設備とする。なお、当該建具のｶﾞﾗｽ種別は図中特記なき限りすべて複層FL6+PWC10とする。
(FL：フロート、PWC：網入、FR：耐熱強化)

Ⓔ	電気錠（自火報連動）
	避難安全検証法による自然排煙区域(1/50以上)
	避難安全検証法による自然排煙区域(1/50未満)
	避難安全検証法による無排煙区域
	建設省告示第1440号による火災の恐れの少ない室
特1	特定防火設備　(令112条第19項一号適合 常時閉鎖扉)
特1	特定防火設備　(令112条第19項一号適合 随時閉鎖式扉、煙感知器連動)
特1SS	特定防火設備　(令112条第19項一号適合 随時閉鎖式シャッター、煙又は熱感知器連動)
特2	特定防火設備　(令112条第19項二号適合 常時閉鎖扉)
特2	特定防火設備　(令112条第19項二号適合 随時閉鎖式扉、煙感知器連動)
特2SS	特定防火設備　(令112条第19項二号適合 随時閉鎖式シャッター、煙感知器連動)
特	特定防火設備　(令112条第19項二号適合 常時閉鎖扉)大臣認定品（CAS-0216同等品）
防1	防火設備　(令112条第19項一号適合 常時閉鎖扉)
防1	防火設備　(令112条第19項一号適合 随時閉鎖式扉、煙感知器連動)
防1SS	防火設備　(令112条第19項一号適合 随時閉鎖式シャッター、煙又は熱感知器連動)
防2	防火設備　(令112条第19項二号適合 常時閉鎖扉)
防2	防火設備　(令112条第19項二号適合 随時閉鎖式扉、煙感知器連動)
防2SS	防火設備　(令112条第19項二号適合 随時閉鎖式シャッター、煙感知器連動)
	自然排煙口
	自然給気口
◎	消火器を示す (消火器ﾎﾞｯｸｽ。屋内消火栓と一体の場合は壁埋め込み)
▲	主出入口
▲	代替進入口
W:	ドア及び窓の建具寸法幅を示す
H:	ドア及び窓の建具寸法高さを示す
→□	重複距離が最大となる避難経路 ※□内数値が重複距離を示す

※ 全館避難安全検証を適用する。
※ 無窓居室（建築基準法 法35条の3）に該当する室は不燃材料で区画する。
※ 防煙区画壁は不燃材で造り又は覆われた構造とする。
※ 防火区画壁は耐火仕様とする。
(RCt120以上、又は、1110(申) 法チェック図3 壁下地リスト(耐火)LW-1,LW-6,LW-7,LW-22,LW-26とする)
※ 高所に付く排煙窓（外倒し、突出し窓）には、ワンタッチオペレーターを設け、オペレーターは床から0.8m以上1.5m以下の高さとする。
※ 特記なき建具は、不燃仕様とする。
※ 寸法特記なきドア（居室・共用部・外部）は、W900・H2100 以上とする。
※ 寸法特記なき防火戸子扉又はくぐり戸は、W850・H2100 以上とする。

3・4階区画図

A1:1/200 A3:1/400

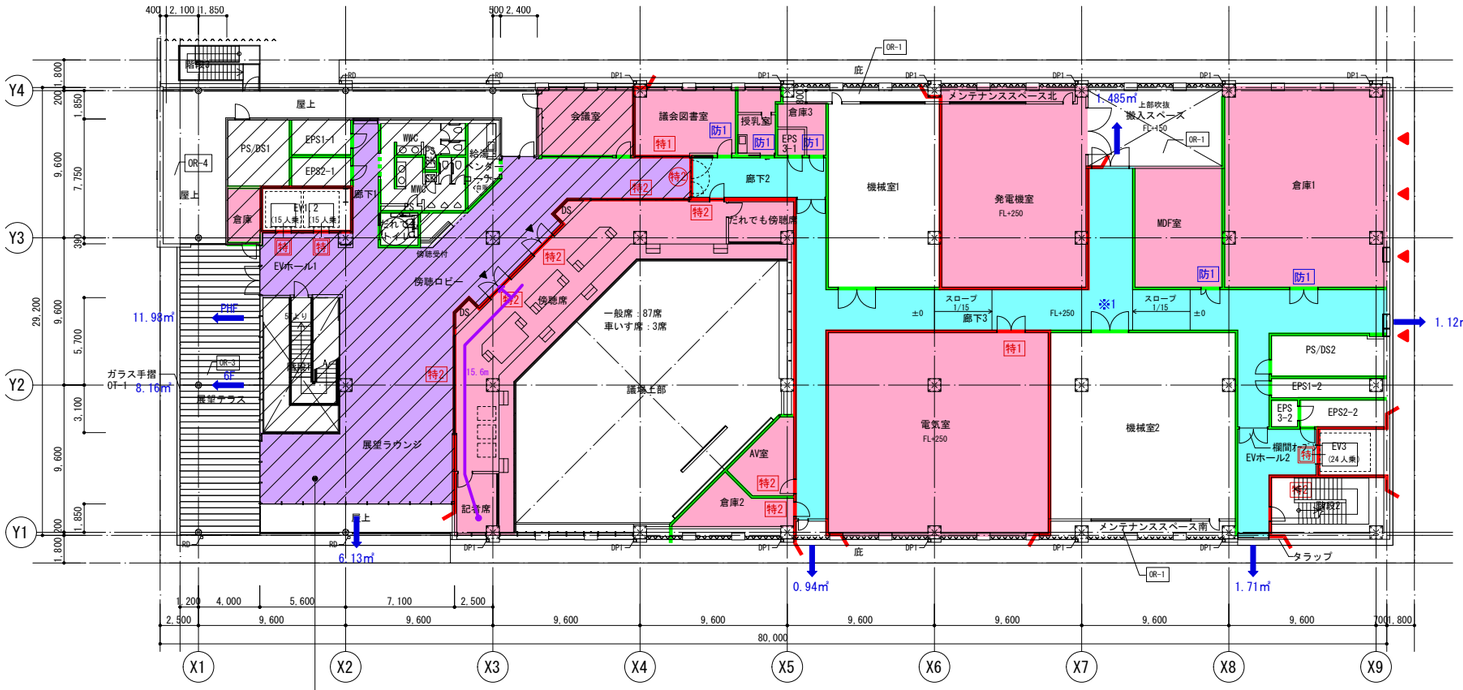

6階平面図

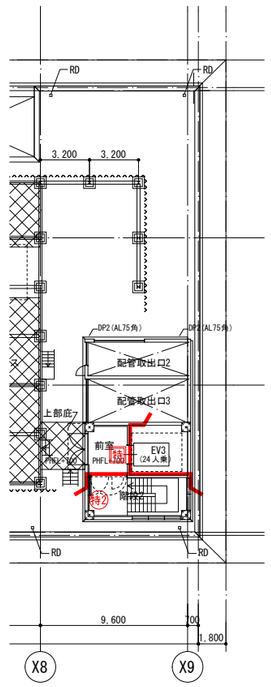

PH階平面図

6F

自然排煙面積　※1　240.91㎡

5F

自然排煙面積　※1　456.22㎡

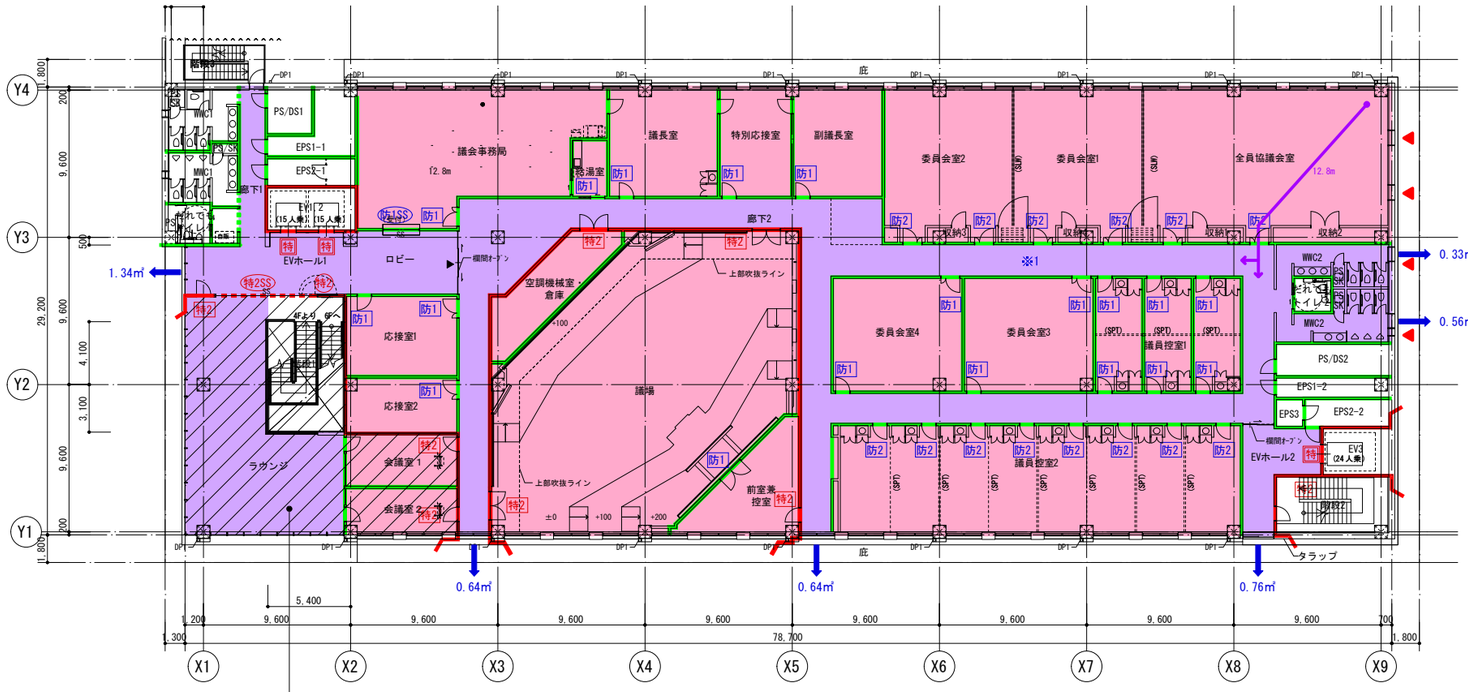

5階平面図

	防火区画(兼防煙区画)		防火区画(SS)
	防火区画(異種用途区画)		
	防煙区画		防煙区画(垂壁有)
	延焼の恐れのある部分		

※延焼のおそれのある部分及び防火区画ｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ部分の建具は防火設備とする。なお、当該建具のｶﾞﾗｽ種別は図中特記なき限りすべて複層FL6+PWC10とする。
（FL：フロート、PWC：網入、FR：耐熱強化）

Ⓔ	電気錠（自火報連動）
	避難安全検証法による自然排煙区域(1/50以上)
	避難安全検証法による自然排煙区域(1/50未満)
	避難安全検証法による無排煙区域
	建設省告示第1440号による火災の恐れの少ない室
特1	特定防火設備　(令112条第19項一号適合 常時閉鎖扉)
特1	特定防火設備　(令112条第19項一号適合 随時閉鎖式扉、煙感知器連動)
特1SS	特定防火設備　(令112条第19項一号適合 随時閉鎖式シャッター、煙又は熱感知器連動)
特2	特定防火設備　(令112条第19項二号適合 常時閉鎖扉)
特2	特定防火設備　(令112条第19項二号適合 随時閉鎖式扉、煙感知器連動)
特2SS	特定防火設備　(令112条第19項二号適合 随時閉鎖式シャッター、煙感知器連動)
特	特定防火設備　(令112条第19項二号適合 常時閉鎖扉)大臣認定品（CAS-0216同等品）
防1	防火設備　(令112条第19項一号適合 常時閉鎖扉)
防1	防火設備　(令112条第19項一号適合 随時閉鎖式扉、煙感知器連動)
防1SS	防火設備　(令112条第19項一号適合 随時閉鎖式シャッター、煙又は熱感知器連動)
防2	防火設備　(令112条第19項二号適合 常時閉鎖扉)
防2	防火設備　(令112条第19項二号適合 随時閉鎖式扉、煙感知器連動)
防2SS	防火設備　(令112条第19項二号適合 随時閉鎖式シャッター、煙感知器連動)
	自然排煙口
	自然給気口
◎	消火器を示す (消火器ﾎﾞｯｸｽ。屋内消火栓と一体の場合は壁埋め込み)
▲	主出入口
▲	代替進入口
W:	ドア及び窓の建具寸法幅を示す
H:	ドア及び窓の建具寸法高さを示す
	重複距離が最大となる避難経路 ※□内数値が重複距離を示す

※ 全館避難安全検証を適用する。
※ 無窓居室（建築基準法 法35条の3）に該当する室は不燃材料で区画する。
※ 防煙区画壁は不燃材で造り又は覆われた構造とする。
※ 防火区画壁は耐火仕様とする。
（RCt120以上、又は、1110(申) 法チェック図3 壁下地リスト(耐火)LW-1,LW-6,LW-7,LW-22,LW-26とする）
※ 高所に付く排煙窓（外倒し、突出し窓）には、ワンタッチオペレーターを設け、オペレーターは床から0.8m以上1.5m以下の高さとする。
※ 特記なき建具は、不燃仕様とする。
※ 寸法特記なきドア（居室・共用部・外部）は、W900・H2100 以上とする。
※ 寸法特記なき防火戸子扉又はくぐり戸は、W850・H2100 以上とする。

図面編別紙．　テナント工事区分

□工事区分の定義（コンビニ）

	A工事	B工事	C工事	備考
概要	基準仕様	A工事の変更を伴うテナント工事	A工事の変更を伴わないテナント工事	
資産区分	市原市	市原市	テナント	
施工者	建設工事業者	建設工事業者	テナント指定施工者	
費用負担	市原市	テナント	テナント	
原状回復義務	-	あり	あり	

□テナント工事区分表（コンビニ）

工事項目	工事区分	A工事	B工事	C工事	備考
防災設備工事	自動火災報知機	想定レイアウトの基準設置	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	非常放送	想定レイアウトの基準設置 カットリレーコンセントを1個設置	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	非常照明	想定レイアウトの基準設置	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	誘導灯	想定レイアウトの基準設置	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	消火設備	なし	なし	フード消火設備、その他の特殊消火設備	
	ガス感知器	なし	なし	テナント側で必要に応じて設置	
	排煙	なし	なし	なし	
	スプリンクラー	スプリンクラー設備にて包含	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	消火器	消火器1台	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	テナント側で必要に応じて設置	
空調設備工事	換気設備	想定レイアウトに基づく換気設備一式（建築基準法対応） ※全熱交換器想定、換気風量：30m3/h・人	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事	A工事の変更・追加工事	
	空調設備	想定レイアウトに基づく室外機基礎、配管スリーブ	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事	空調設備一式（室内機、室外機、冷媒配管、ドレン配管、リモコン） A工事の変更・追加工事	
	厨房用換気設備	なし	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事	厨房排気ファン、排気ダクト、脱臭装置、厨房フード、A工事の変更・追加工事	
衛生設備	給水設備	想定レイアウトに基づく 給水立ち上げFL+100（プラグ止め）	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事 C工事に伴う給水設備の改修工事	流し（シンク）への配管接続、A工事の変更・追加工事	
	排水設備	想定レイアウトに基づく 排水接続口立ち上げFL+100（キャップ止め）	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事 C工事に伴う排水設備の改修工事	流し、冷蔵庫等への排水接続、A工事の変更・追加工事	
	ガス設備	想定レイアウトに基づく ガス管立ち上げFL+100（ガスコック止め）	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事 C工事に伴うガス設備の改修工事	ガス機器へのガス管接続、A工事の変更・追加工事	
	衛生器具	なし	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事	全ての工事	
	給湯設備	なし	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事	全ての工事	
電気設備工事	幹線設備（電灯/動力）	一次側幹線敷設	電源容量増設の為の幹線増設工事	なし	
	発電機・UPS電源	冷蔵・冷凍庫を想定	なし	UPS電源設置（必要に応じて）	
	動力盤	動力盤（電力量計、A工事空調回路及びテナント用送り出しブレーカー）の設置	なし	テナント動力機器用動力盤の設置及び一次側配線	
	動力	A工事動力盤からA工事の空調機へ電源供給	なし	テナント動力機器用動力盤の二次側配線及びコンセント、手元開閉器設置工事	
	分電盤	分電盤（電力量計、電灯回路、カットリレー回路、及びテナント用送り出しブレーカー）を設置	なし	コンセント回路用分電盤の設置及びA工事分電盤への一次側配線	
	照明	埋込LEDベース器具にて750Lx	なし	照明・スイッチの変更または設置工事	
	コンセント	なし	なし	コンセント用分電盤二次側配線及びコンセント設置工事	
	BGM・放送	なし	なし	BGM設備設置	
	TV共聴	EPS内の端子盤からテナント端子盤への空配管	なし	EPS内端子盤への配線・端子盤設置及び二次側配線工事	
	電話	引込用空配管の敷設	なし	配線+アウトレット、端子盤設置 電話機器納入取り付け工事	通信事業者との協議が必要
	防犯・入退室・監視カメラ	なし	なし	全ての工事	
	情報通信設備	引込用空配管の敷設	なし	配線+アウトレット、端子盤設置 情報機器納入取り付け工事	通信事業者との協議が必要

□工事区分の定義（カフェ）

	A工事	B工事	C工事	備考
概要	基準仕様	A工事の変更を伴うテナント工事	A工事の変更を伴わないテナント工事	
資産区分	市原市	市原市	テナント	
施工者	建設工事業者	建設工事業者	テナント指定施工者	
費用負担	市原市	テナント	テナント	
原状回復義務	-	あり	あり	

□テナント工事区分表（カフェ）

工事項目	工事区分	A工事	B工事	C工事	備考
防災設備工事	自動火災報知機	想定レイアウトの基準設置	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	非常放送	想定レイアウトの基準設置 カットリレーコンセントを1個設置	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	非常照明	想定レイアウトの基準設置	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	誘導灯	想定レイアウトの基準設置	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	消火設備	なし	なし	フード消火設備、その他の特殊消火設備	
	ガス感知器	なし	なし	テナント側で必要に応じて設置	
	排煙	なし	なし	なし	
	スプリンクラー	スプリンクラー設備にて包含	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	消火器	消火器1台	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	テナント側で必要に応じて設置	
空調設備工事	換気設備	想定レイアウトに基づく換気設備一式（建築基準法対応） ※全熱交換器想定、換気風量：30m3/h・人	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事	A工事の変更・追加工事	
	空調設備	想定レイアウトに基づく室外機基礎、配管スリーブ	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事	空調設備一式（室内機、室外機、冷媒配管、ドレン配管、リモコン） A工事の変更・追加工事	
	厨房用換気設備	なし	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事	厨房排気ファン、排気ダクト、脱臭装置、厨房フード、A工事の変更・追加工事	
衛生設備	給水設備	想定レイアウトに基づく 給水立ち上げFL+100（プラグ止め）	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事 C工事に伴う給水設備の改修工事	流し（シンク）への配管接続、A工事の変更・追加工事	
	排水設備	想定レイアウトに基づく 排水接続口立ち上げFL+100（キャップ止め）	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事 C工事に伴う排水設備の改修工事	流し、冷蔵庫等への排水接続、A工事の変更・追加工事	
	ガス設備	想定レイアウトに基づく ガス管立ち上げFL+100（ガスコック止め）	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事 C工事に伴うガス設備の改修工事	ガス機器へのガス管接続、A工事の変更・追加工事	
	衛生器具	なし	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事	全ての工事	
	給湯設備	なし	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事	全ての工事	
電気設備工事	幹線設備（電灯/動力）	一次側幹線敷設	電源容量増設の為の幹線増設工事	なし	
	発電機・UPS電源	炊き出しを想定	なし	UPS電源設置（必要に応じて）	
	動力盤	動力盤（電力量計、A工事空調回路及びテナント用送り出しブレーカー）の設置	なし	テナント動力機器用動力盤の設置及び一次側配線	
	動力	A工事動力盤からA工事の空調機へ電源供給	なし	テナント動力機器用動力盤の二次側配線及びコンセント、手元開閉器設置工事	
	分電盤	分電盤（電力量計、電灯回路、カットリレー回路、及びテナント用送り出しブレーカー）を設置	なし	コンセント回路用分電盤の設置及びA工事分電盤への一次側配線	
	照明	LEDダウンライトにて750Lx	なし	照明・スイッチの変更または設置工事	
	コンセント	なし	なし	コンセント用分電盤二次側配線及びコンセント設置工事	
	BGM・放送	なし	なし	BGM設備設置	
	TV共聴	EPS内の端子盤からテナント端子盤への空配管	なし	EPS内端子盤への配線・端子盤設置及び二次側配線工事	
	電話	引込用空配管の敷設	なし	配線+アウトレット、端子盤設置 電話機器納入取り付け工事	通信事業者との協議が必要
	防犯・入退室・監視カメラ	なし	なし	全ての工事	
	情報通信設備	引込用空配管の敷設	なし	配線+アウトレット、端子盤設置 情報機器納入取り付け工事	通信事業者との協議が必要

□工事区分の定義（銀行）

	A工事	B工事	C工事	備考
概要	基準仕様	A工事の変更を伴うテナント工事	A工事の変更を伴わないテナント工事	
資産区分	市原市	市原市	テナント	
施工者	建設工事業者	建設工事業者	テナント指定施工者	
費用負担	市原市	テナント	テナント	
原状回復義務	-	あり	あり	

□テナント工事区分表（銀行）

工事項目	工事区分	A工事	B工事	C工事	備考
防災設備工事	自動火災報知機	想定レイアウトの基準設置	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	非常放送	想定レイアウトの基準設置 カットリレーコンセントを1個設置	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	非常照明	想定レイアウトの基準設置	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	誘導灯	想定レイアウトの基準設置	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	なし	
	消火設備	屋内消火栓で包含	なし	なし	
	ガス感知器	なし	なし	なし	
	排煙	なし	なし	なし	
	スプリンクラー	なし	なし	なし	
	消火器	消火器1台	テナント間仕切り工事変更に伴う増移設	テナント側で必要に応じて設置	
空調設備工事	換気設備	想定レイアウトに基づく換気設備一式（建築基準法対応） ※全熱交換器想定、換気風量：30m3/h・人	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事	A工事の変更・追加工事	
	空調設備	空調設備一式（室内機、室外機、冷媒配管、ドレン配管、リモコン）	C工事に伴う建築躯体に影響を及ぼす工事	A工事の変更・追加工事	
	厨房用換気設備	なし	なし	なし	
衛生設備	給水設備	なし	なし	なし	
	排水設備	なし	なし	なし	
	ガス設備	なし	なし	なし	
	衛生器具	なし	なし	なし	
	給湯設備	なし	なし	なし	
電気設備工事	幹線設備（電灯/動力）	一次側幹線敷設	電源容量増設の為の幹線増設工事	なし	
	発電機・UPS電源	なし	なし	UPS電源設置（必要に応じて）	
	動力盤	動力盤（電力量計、A工事空調回路及びテナント用送り出しブレーカー）の設置	なし	テナント動力機器用動力盤の設置及び一次側配線	
	動力	A工事動力盤からA工事の空調機へ電源供給	なし	テナント動力機器用動力盤の二次側配線及びコンセント、手元開閉器設置工事	
	分電盤	分電盤（電力量計、電灯回路、カットリレー回路、及びテナント用送り出しブレーカー）を設置	なし	コンセント回路用分電盤の設置及びA工事分電盤への一次側配線	
	照明	埋込LEDベース器具にて1000Lx	なし	照明・スイッチの変更または設置工事	
	コンセント	なし	なし	コンセント用分電盤二次側配線及びコンセント設置工事	
	BGM・放送	なし	なし	BGM設備設置	
	TV共聴	EPS内の端子盤からテナント端子盤への空配管	なし	EPS内端子盤への配線・端子盤設置及び二次側配線工事	
	電話	引込用空配管の敷設	なし	配線+アウトレット、端子盤設置 電話機器納入取り付け工事	通信事業者との協議が必要
	防犯・入退室・監視カメラ	なし	なし	全ての工事	
	情報通信設備	引込用空配管の敷設	なし	配線+アウトレット、端子盤設置 情報機器納入取り付け工事	通信事業者との協議が必要

図面編別紙．　性能概要書

1.　建築性能概要書

工 事 概 要

1.工事名称	市原市庁舎整備事業■
2.発注者名	市原市長
3.工事場所	地名地番：千葉県市原市国分寺台中央一丁目１番地１、同番２、同番３、同番４、同番７、同番８、同番９、同番10、同番11、同番12 の各一部 住居表示：千葉県市原市国分寺台中央一丁目１番地１
4.工事種別	⊙新築　・増築　・改築　⊙改修　・その他（　　）
5.工事期間	着工　■年　■月　■日　から　竣工　■年　■月　■日　※別紙
6.部分使用/引渡	⊙あり　・なし 範囲：新庁舎（第２庁舎・議会厚生棟・新議会棟解体、当該地外構整備、上総テラスを除く） 期日：■年■月■日　※別紙
7.発注方式	・一括　・分離　⊙その他（ DB 方式　）
8.工事範囲	⊙建築　⊙電気　⊙空調　⊙衛生　⊙昇降機　⊙外構　⊙解体 ・その他（　　）
9.別途工事	工事区分表による
10.建築概要	(1)　用途地域：　近隣商業地域 (2)　防火地区：　・防火地域　・準防火地域　⊙指定なし (3)　高度地区：　・１種　・２種　・３種　・４種　⊙なし (4)　その他の地区：法 22 条区域 (5)　最高高さ制限：　⊙なし　・あり（　m ） (6)　日影規制：　⊙なし　・あり（ 5m<L≦10m　時間、10m<　時間、　m ） (7)　敷地面積：　43,791.75　㎡ (8)　建築面積：　7,122.97　㎡（既存第１庁舎 2,379.47 ㎡、新築建物 4,743.50 ㎡） (9)　延べ面積：　22,981.69　㎡（既存第１庁舎 8,494.36 ㎡、新築建物 14,487.33 ㎡） (10)　容積対象延べ面積：　21,893.57　㎡（既存第１庁舎 8,408.92 ㎡、新築建物 13,484.65 ㎡） (11)　駐車場等床面積：　571.91　㎡（駐車場上屋 198.72 ㎡、ELV 昇降路等 373.19 ㎡） (12)　駐車台数：　709　台 (13)　建ぺい率：　16.27　%（許容建ぺい率　80　%） (14)　容積率：　49.99　%（許容容積率　200　%） (15)　階数：　地下　階、地上　6 階、塔屋　1 階 (16)　建物高さ (ｱ) 設計 GL：　海抜 TP+　24.96　m (ｲ) 1 階床高：　設計 GL+　0.60　m (ｳ) 軒　高：　設計 GL+ 33.76　m (ｴ) 最高高さ：　設計 GL+ 33.96　m (17)　構造種別：複合構造（建物外周部：鉄筋コンクリート造、建物外周部以外：鉄骨造） (18)　地業：既製コンクリート杭 (19)　耐火、防火の種別：　⊙耐火建築物　・準耐火（ ・イ-1　・イ-2　・ロ-1　・ロ-2 ）・防火構造 (20)　建物用途：庁舎 08300 (21)　消防法の防火対象物：　16 項イ (22)　確認済証番号年月日：　番号　・　年　月　日 検査済証番号年月日：　番号　・　年　月　日（竣工時記載） 確認審査・検査機関名： (23)　その他　性能規定：避難安全検証
11. 工事着手前の主な協議先一覧	

種別	申請（協議）項目	協議先窓口
⊙大臣認定関連	免震構造、避難安全検証	＊実施設計による
⊙防災評定関連	全館避難安全性能検証	＊実施設計による
⊙構造評定関連	超高層建築物構造評定	＊実施設計による
・許可申請関連		
⊙開発許可関連	開発許可	市原市都市部宅地課
⊙建築基準法関連	計画通知	市原市都市部建築指導課
⊙都市計画法関連	開発許可	市原市都市部宅地課
⊙消防法関連	消防同意、防火水槽	市原市消防局火災予防課
⊙建築物省エネ法関連	省エネルギー適合性判定	市原市都市部建築指導課
⊙雨水流出抑制関連	雨水流出抑制施設	市原市上下水道部下水道計画課
⊙標識設置届関連	中高層建築物条例	市原市都市部建築指導課
⊙バリアフリー新法関連	計画通知	市原市都市部建築指導課
⊙緑化計画関連	緑化重点地区協議	市原市都市部公園緑地課
⊙廃棄物関連	既存杭残置（廃棄物清掃法）	千葉県　環境生活部　廃棄物指導課　指導企画班
⊙駐車・駐輪場関連	駐車場法、自転車駐車場条例	市原市市民生活部地域連携推進課
⊙景観条例関連	市原市景観条例	市原市都市部都市計画課
⊙道路関連	交差点移設	市原警察署交通課規制係
⊙その他事前協議等	「市原市新庁舎　法令協議リスト」による	「市原市新庁舎　法令協議リスト」による

※「市原市建設工事ハンドブック」参照

12.設計条件

(1)　設計荷重

(ｱ)　構造部材（構造耐力上主要な部分）の設計荷重（積載荷重、積雪荷重、風荷重及び地震荷重）、地下水位等は、「設計図面」による。

(ｲ)　非構造部材、設備機器の設計用風圧力

(a) 建築基準法施行令第82条の5の規定に基づく平成12年5月31日 建設省告示第1458号並びに同・施行令第87条第2項及び第4項の規定に基づく平成12年5月31日 建設省告示第1454号により算定する。

基準風速 V_0：（　38　）m/s⊙特定室についてはJEF3：瞬間風速67m/s→基準風速45.5m/sとする（特定室：機械室）

地表面粗度区分：　・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ

注）非構造部材設計用は、Ⅳの地区でもⅢとする。

(b) 屋外の非構造部材の設計用風圧力の最小値

※±1200N/m²　⊙（1390N/m²　特定室については 1530N/m²）

(c) 風圧力の割増係数

建築物の分類：　⊙Ⅰ類（庁舎・上総テラス）・Ⅱ類　⊙Ⅲ類（駐車場・車庫）

	建築物の分類	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	備　考
非構造部材（板ガラスを除く）	風圧力の割増係数	1.30	1.15	1.00	ALC、EOP、ｼｰﾄ防水、石乾式工法、長尺金属板葺、折板葺、粘土瓦葺、軽量鉄骨天井下地（屋外軒天井、ﾋﾟﾛﾃｨ天井等）、ｱﾙﾐﾆｳﾑ製笠木、ｶﾞﾗｽ（ただし、ｶﾞﾗｽﾌﾞﾛｯｸのみ）、ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ、屋上緑化等が該当する。
	再現期間	200 年	100 年	50 年	
板ガラス	風圧力の割増係数	1.30	1.30	1.15 注）	注）板硝子協会の推奨基準に準拠し、高さ 60 m 超える建築物の板ガラスの割増係数は、1.30 以上とする。
	再現期間	200 年	200 年	100 年	

(d) 外装材等の外部に面する全ての非構造部材及び設備機器は、設計用風圧力に対して脱落、損傷等が生じないように堅固に取り付け、その取り付け強度は特仕の各章に示す耐風圧性能を満足させる。

(ｳ)　非構造部材、設備機器の設計用震度

(a) 設備機器の設計用震度は、電気設備工事及び機械設備工事の特記仕様書に記載のある設計用標準水平震度の表による。

(b) 非構造部材の設計用震度

設計用水平震度（ K_H ）：⊙構造図による

	外壁、避難通路		左記以外	
	上下端支持	左記以外	上下端支持	左記以外
上層階、塔屋及び屋上	※1.5 ・	※2.0 ・	※1.0 ・	※1.0 ・
中層階	※1.0 ・	※1.5 ・	※0.6 ・	※0.6 ・
1 階及び地下階	※0.6 ・	※1.0 ・	※0.4 ・	※0.4 ・

上層階の定義

建築物の階数	上層階
2～6	最上階
7～9	上層 2 階
10～12	上層 3 階

建築物の階数	上層階
13～17	上層 4 階
18～19	上層 5 階
20～	上層 6 階

設計用鉛直震度（ K_V ）：　※0.5　・1.0　・K_H / 2　・（　）

ただし、免震構造の建築物の免震階は、

水平方向の設計用震度を（ ※0.5　・0.8　・　）とすることができる。

(c) 全ての非構造部材及び設備機器は、設計用震度に対して人命の安全及び避難経路の妨げとなるような損傷等が発生しないように堅固に取り付け、その取り付け強度は、特記仕様書の各章に示す耐震性能を満足させる。

(ｴ)　非構造部材の耐雪性能

外部に面し積雪が想定される非構造部材は、次の積雪荷重等に対して、各部材及び取り付け金物が短期許容応力度内にあり破損及び有害な残留ひずみが生じないものとする。

(a) 垂直積雪量：（　0.3　）m

(b) 積雪の単位荷重：（　20　）N/cm/m²

(c) 積雪荷重（水平面に対して）：（　600　）N/m²

(d) 多雪地域指定の有無：　・あり　⊙なし

(e) 勾配面における積雪荷重及び他の外力との組合せによる応力計算は、建築基準法施行令第3章　第8節による。

(2)　その他の設計条件

(ｱ)　設計用地下水位：　設計 GL－（　1.9　）m

(ｲ)　凍結深度：　設計 GL－（　　）m　設定なし

(ｳ)　建築物の防潮レベル：　設計 GL+（　　）m　高潮警戒区域外

(ｴ)　時間最大降雨量：（　180　）mm/h

(ｵ)　10 分間最大降雨量：（　25.5　）mm/10min

(ｶ)　過去の冠水履歴：※なし　・あり　・不明

(ｷ)　塩害地域：　次の地域を塩害地域とする。

沖縄県、離島：全域

北海道、東北地方の日本海側：海岸線から 7ｋｍ以内

その他の地域：海岸線から 2ｋｍ以内

電気設備機器及び機械設備機器の耐塩仕様は、特記仕様書の塩害地域の指定に加えて、各設備図での耐塩仕様及び重耐塩仕様を参照する。

13.
主要設備の概要

(ｱ)　電気設備

(ｲ)　空気調和設備

(ｳ)　給排水衛生設備

(ｴ)　昇降機設備

~~(ｵ)　機械式駐車場設備~~

~~(ｶ)　ゴンドラ設備~~

(ｷ)　その他設備（　　）

特記仕様書の適用（工事概要も含む）

項目	特　記　事　項
1.一般事項	(1)　本特記仕様書（以下「特仕」という。）の「項目」の欄の表記方法は、番号の前に■印の付いたものを適用する。 (2)　特仕の「特記事項」の欄の表示方法は、⊙印の付いたものを適用する。この場合、※印があっても、それは適用しない。ただし、⊙印のない場合は、※印の付いたものを適用する。また、⊙印と◎印の両方が付いた場合は、両方とも適用する。
2.共通仕様又は標準仕様	(1)　特仕及び設計図面に記載されていない事項は、次による。 (ｱ)　「1 章　各章共通事項」は、「(一社)公共建築協会」発行の「民間(七会)連合協定工事請負契約約款に適合した工事共通仕様書(令和２年版)」による。（以下「共仕」という。） (ｲ)　「2 章　仮設工事から 23 章　植栽及び屋上緑化工事」は、「(一社)公共建築協会」発行の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)（令和４年版）」により、各設備工事については、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)（令和４年版）」及び「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)（令和４年版）」による。（以下「標仕」という。） (2)　各章の章、節及び項の表示番号は、共仕又は標仕の当該番号に対応する。 (3)　各章の章、節及び項の表示番号が共仕又は標仕の番号に追加されている項目は、共仕又は標仕の規定に対する追記事項とする。 (4)　各章の章、節及び項の表示番号が共仕又は標仕の番号と同一で、共仕又は標仕の規定に対して、特仕で追加、読み替え等を行っている場合は、それらも併せて適用する。

3.適用基準等

⊙「(一社)公共建築協会」建築工事標準詳細図（令和４年版）

⊙「（同上）」公共建築設備工事標準図 電気設備工事編、機械設備工事編（令和４年版）

⊙「（同上）」営繕工事写真撮影要領(令和３年版)による 工事写真撮影ガイドブック

建築工事編及び解体工事編、電気工事設備編、機械工事設備編（平成 30 年版）

1 章　各章共通事項（「共仕」を適用）

1 節　共通事項

■1.1.1
一般事項

(4)　契約図書類間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の(ｱ)から(ｸ)の順番のとおりとする。

(ｱ)　工事請負契約書

~~(ｲ)　民間(七会)連合協定工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）~~

(ｳ)　質問回答書（（ｴ）から（ｸ）までに対するもの）

(ｴ)　現場説明書（見積要項書）

(ｵ)　特記仕様書（本書）

(ｶ)　設計図面

(ｷ)　共通仕様書（共仕）

(ｸ)　標準仕様書（標仕）

■1.1.2
用語の定義

(ﾍ)　「参考図」とは、品質及び特性並びに形状、寸法等の参考となるように図面化したものであり、その材料、形状、工法、システム等の採用に対して、特定の製造者又は専門工事業者を指定するものではない。

■1.1.3
官公署その他への届出手続等

(1)　(ｱ)　工事着工後、申請及び届出一覧表を作成して監理者に提出する。

(4)　昇降機に関する確認申請の手続は、昇降機設備工事の専門業者が発注者の代理者及び昇降機の設計者として行なう。また、検査及び申請に伴う費用は、昇降機設備工事の専門業者の負担とする。

(5)　平成 27 年法律第 53 号「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（建築物省エネ法）の適用は、次による。

・行わない

・行う　（計算方法：　・モデル建物法　・標準入力法 ）

受注者は、省エネ基準工事監理報告書に必要となる資料を作成のうえ、監理者に提出する。

■1.1.5
設計図書等の取扱い

(1)　着工時に、次の図書を整備する。

工事種別	整備する図書（発行：(一社)公共建築協会又は(一財)建築保全センター）	発行年度	部数
共　通	⊙民間(七会)連合協定工事請負契約約款に適合した工事共通仕様書	令和２年版	1
建築工事	⊙公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	令和４年版	1
	⊙建築工事監理指針（上巻、下巻）	令和元年版	1
	⊙営繕工事写真撮影要領(令和３年版)による工事写真撮影ガイドブック　建築工事編及び解体工事編	平成 30 年版	1
	⊙公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	令和４年版	1
	⊙建築物解体工事共通仕様書	令和４年版	1
	⊙建築工事標準詳細図	令和４年版	1
電気設備工事	⊙公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和４年版	1
	⊙電気設備工事監理指針	令和元年版	1
	⊙公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和４年版	1
	⊙公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	令和４年版	1
	⊙営繕工事写真撮影要領(令和３年版)による工事写真撮影ガイドブック　電気設備工事編	平成 30 年版	1
機械設備工事	⊙公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和４年版	1
	⊙機械設備工事監理指針	令和元年版	1
	⊙公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和４年版	1
	⊙公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	令和４年版	1
	⊙営繕工事写真撮影要領(令和３年版)による工事写真撮影ガイドブック　機械設備工事編	平成 30 年版	1

■1.1.6
別契約の関連工事

(2)　受注者は、別途工事の円滑な推進のため、監理者より指示のある場合は、これに従う。

(3)　受注者は、施工図、施工計画書等の作成に際し、関連工事との取合い、納まり等について、別途工事業者と十分な打合せ及び調整を行う。

■1.1.7
疑義に対する協議等

(4)　共仕 1.1.7 (1) から (3) の措置による軽微な変更等に対しては、工事費の増減は行わない。

(5)　受注者は、契約図書の内容に疑義のある場合は、書面にて監理者に確認を行い、監理者の書面での回答を受ける。疑義があるにもかかわらず、監理者への確認を怠り独自の判断で施工し、不具合及び故障が発生した場合は、受注者の責任で対応する。

■1.1.13
設計変更

(1)　共仕 1.1.7 (1) に該当しない設計変更に係る工事は、監理者が発注者と十分に協議し了解を得たうえで、受注者に変更の指示を行う。

(2)　受注者は、変更の指示により工事費の増減が伴う場合は、施工に先立ち、工事費増減内訳書を監理者の指示する期間内に発注者及び監理者に提出し、発注者の承認を受ける。

■1.1.14
工事費に含まれる費用

(1)　本工事を完成させるために本工事に付帯して当然必要となる作業、材料等は、設計図書等に記載がない場合でも本工事に含む。

(2)　本工事に必要な次の工事及び費用は、本工事に含まれる。

(ｱ)　材料及び製品の試験並びに見本等の作成及び検査

(ｲ)　施工に必要な敷地周辺の障害となるものの移設及び復旧

(ｳ)　工事期間中の官公署その他への届出手続等の費用

(ｴ)　工事用機器、材料等の取り入れに必要な搬入口及び通路の設置並びにそれらに伴う補強及び片付け

(ｵ)　工事用仮設機材（足場、クレーン等）による電波障害対策

なお、本図書は基本設計時点のものであり、設計の大枠を定めるための概略設計によるものであることから、詳細については実施設計において定めるものとする。

■1.1.17
経年調査の実施

(1)　引渡後、受注者は、自ら企画して、発注者及び監理者の立会いを求め、工事全般に係わる契約不適合及び損耗に関する調査を、引渡し日から起算して（ ※1 年目　※2 年目　・5 年目　・10 年目 ）に行う。

(2)　調査の実施時期及び具体的な実施要領は、受注者が立案し、発注者及び監理者と協議する。

(3)　調査終了後、速やかに調査の結果を記録し、発注者及び監理者に提出する。

(4)　前号の調査の結果、工事目的物に契約不適合が認められた場合は、受注者は、監理者と協議のうえ、速やかに工事請負契約に基づいて適切な対応を行う。

(5)　調査に必要な費用は、全て受注者の負担とする。

(6)　調査の立会い者は、次による。

・発注者

・監理者（又は設計者）

・受注者の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び工事専門技術者

■1.1.19
特許権等の取扱い

(1)　本工事に関して、第三者の権利となる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に属する工事材料、建築設備機器、施工方法等を使用する場合は、受注者の責任で必要な手続等を行ったのちに、これを採用する。万一、第三者の権利を侵害するようなことが生じた場合は、受注者の責任においてこれを解決する。

(2)　設計図書等に特許権等に係る事項のある場合は、監理者と協議する。

■1.1.20
監理者の承認、検査

(1)　工事の過程で行われる監理者の承認とは、工事の品質が適正に確保されていることの確認行為であり、受注者等が、契約図書に基づき提出した書類又は書面で申し出た事項について、監理者が書面をもって了解することをいう。

(2)　工事の過程で行われる監理者の検査とは、受注者が契約図書に基づいて行う品質管理、確認及び自主検査の適切さを確認するために行うものであり、原則として、抽出により行なう。

(3)　前号の監理者の承認及び検査にかかわらず、工事目的物に対し不具合及び欠陥があった場合は、受注者は、その修補に対する責を免れない。

2 節　工事関係図書

■1.2.1
実施工程表

(1)　(ｱ)　受注者は、工事の着手に先立ち又は着手後、速やかに実施工程表を作成し、監理者に提出する。監理者は、実施工程表に問題があると認められる場合は、発注者及び受注者にその旨を報告及び通知する。

(ｲ)　実施工程表には、次の内容を記載する。

(a) 特記事項（受電予定日、通水予定日、排水予定日及び製品検査予定日を記入）

(b) 主要行事（竣工式、上棟式等の発注者が要望する行事を記入）

(c) 検査予定日（中間検査を含む官庁検査、完成検査等を記入）

(d) 長期現場休暇日

(e) 主要工事の工程

(f) クリティカルパスルートの明示（ポイントとなる工事の着工及び完了予定日を記入）

(g) 出来高（金額、比率及びライン）を明記

(h) 総合図、施工図、施工計画書等の作成並びにそれらの提出及び承認のスケジュール

(i) 各種仕上げ材、主要機器及び機材の決定スケジュール

(j) 機器試運転スケジュール

(k) 関連工事の主要な工程

(l) その他監理者が指示する事項

■1.2.2
施工計画書

(1)　(ｱ)　受注者は、総合施工計画書において、主要工事の施工方法及び品質管理方針並びに工事全体を通じて受注者が行う工事組織の構成及び運用、工事現場の整備及び維持、工事請負契約に基づく監理者への対応等について、本工事の固有の条件に適応した具体的な方策を定める。

(2)　(ｱ)　各工事種目の施工計画書の品質計画は、設計図書等と十分な整合をはかり作成する。

(ｲ)　施工要領書とは、受注者が、機器及び材料の製造者、専門工事業者等と協議のうえ、施工計画書に記載める内容を実行するための詳細要領を定めたものをいい、監理者がこれの作成を指示した場合は、監理者に提出する。

■1.2.3
施工図

(1)　(ｱ)　設計図書等の定めにより監理者の承認を受ける必要のある施工図等（施工図、躯体図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するものをいう。）は、その旨を提出日とともに表示したうえで、監理者に提出する。監理者は、（ ※1 週間　・2 週間　・　日 ）を目途に設計図書等の内容に適合しているか等を検討し、必要により保留、再検討の指示又は修正指示を行い、その後、受注者からの再提出を経て、設計図書等の内容に適合していると認められる場合に、受領印を押印して 1 週間以内に修正又は保留に関する監理者からの指示がない場合は、提出された施工図等は監理者の承認を受けたものとする。なお、明らかに監理者の受領印と認められる押印以外は全て無効とする。

(ｲ)　設計図書等の定めにより監理者の承認を受ける必要のある書類、見本等についても (ｱ) を適用する。なお、見本施工等の受領印による押印に適さないものは、書面等の記録による。

(ｳ)　工事請負契約とは別途の監理業務委託契約により発注者が監理者に施工図等の承認権限を付与することが曖昧又は含まれていない場合においても、特仕により施工図等の承認権限は監理者に付与されているものとして (ｱ) 及び (ｲ) の規定を適用する。

(ｴ)　(ｱ) から (ｳ) の規定は、特仕 1.2.6 ［総合図の作成等］の「監理者の承認」に係る手順についても適用する。

■1.2.5
請負代金内訳書、工程表

(3)　工事費増減内訳書における工事単価は、次による。

※工事約款 第 29 条 (2)にかかわらず、請負代金内訳書（諸経費率及び出精値引率を適用する。）の単価による。請負代金内訳書に単価のないものは、請負代金内訳書の単価を基準に品質等の違いを考慮し、契約当事者間で協議のうえ、決定する。

・工事約款による。

■1.2.6
総合図の作成等

(1)　受注者は、工事着手前又は工事着手と並行して、速やかに総合図を作成する。作成するにあたっては、受注者は、設備等の関連工事の各受注者、専門工事業者及び別途工事業者との取り纏めを主体的に行い、工事に支障がないように努める。

(2)　総合図は、受注者が建築、設備等の関連工事の全体を把握し、施工図等の作成を円滑化するために活用することを目的とし、施工図、工作図、製作図等の作成前に完成させる。

(3)　総合図の作成要領は、次による。

(ｱ)　総合図の原図として建築詳細図（縮尺 1/50 の平面詳細図、展開図及び天井伏図）を作成し、監理者の承認を受ける。

(ｲ)　前項 (ｱ) の総合図の原図に別途工事の機器等を含む設備機器配置図を記入し、監理者の承認を受ける。

(ｳ)　設備機器配置図の作成には、事前に各受注者間で位置調整を行うこと。調整の結果、設計変更が必要な場合は、監理者の指示を受ける。

(ｴ)　作成した総合図に基づく別途工事に関連する打合せには、各受注者の担当者が出席すること。

(ｵ)　受注者は、設備等の関連工事の各受注者、専門工事業者及び別途工事業者との調整の結果、総合図の修正が必要な場合は、速やかに訂正を行い、監理者の承認を受ける。

(ｶ)　天井下地の耐震補強ブレースが必要な場合は、各設備機器等との取合いを十分に考慮したブレース配置計画図を提出し、監理者の承認を受ける。

(4)　総合図、施工図等を監理者に提出する前に、あらかじめそれらの内容が設計図書等と適合しているかの確認を受注者の責任において行う。

(5)　受注者は、総合図、施工図等の調整担当者として、一級建築士の資格を有し、原則として、本工事に類似した工事の施工図等の調整経験をもつ担当者を選任し、本工事に専任させる。

■1.2.7
工事関係提出書類

工事期間中に、受注者が、発注者及び監理者に提出する必要のある工事関係書類の種別、部数及び書式については、監理業務方針書による。

3 節　工事現場管理

■1.3.3
電気保安技術者

(1)　電気保安技術者の適用は、次による。

※行う　・行わない

■1.3.5
施工条件

(3)　施工時間等は、次による。

(ｱ)　工事現場近隣の住民との間で交わされた工事に関する協定（以下「近隣協定」という。）、設計図書等に、作業内容、作業日、施工時間等についての定めがある場合は、それを遵守する。

(ｲ)　休日、祝日及び夜間に施工を行う場合は、あらかじめ近隣の同意を得たうえで、理由を付した書面により発注者及び監理者に通知する。

(4)　その他特殊な施工条件：　※なし　・あり（　　）

■1.3.7
製造者及び専門工事業者の選定

(1)　(ｱ)　受注者は、材料等の製造者及び専門工事業者について、設計図書等に指定がある場合は、記載されたものの中から選定し、選定届を発注者及び監理者に提出する。

(2)　(ｱ)　設計図書等に特別の理由により記載された材料等の製造者及び専門工事業者以外を選定する場合は、その能力、経歴等の判定に必要な資料を提出し、発注者及び監理者の承認を受ける。

(ｲ)　設計図書等に指定がない場合は、適正な品質を確保できる材料等の製造者及び専門工事業者を選定し、監理者と協議する。ただし、設計図書等に条件が示されている場合は、これに適合する製造者等を選定し、条件に適合することを証明する資料を提出し、発注者及び監理者の承認を受ける。

■1.3.10
災害等発生時の安全確保

(2)　受注者は、災害、公害及び事故のおそれがある場合は、安全な工事計画を立案し、事前に近隣住民に対して十分な理解を得る。また、実行に際しては、速やかに適切な処置を講じ、直ちにその経緯等を監理者に報告する。

■1.3.11
発生材の処理等

(2)　発生材の処理は、次による。

※現場説明書による。　・場外搬出適切処理　・次による。

(ｱ)　発生者に引渡しを要する発生材：　※なし　・あり（発生材：　　）

(ｲ)　特別管理産業廃棄物

(a) 特別管理産業廃棄物の有無：　※なし　・あり（種類：　　）

(b) 特別管理産業廃棄物の処理方法：（処理方法：　　）

(ｳ)　発生材

(a) 現場において再利用を図る発生材：　※なし　・あり（発生材：　　）

(b) 再資源化を図る発生材：　※なし　・あり（発生材：　　）

(ｴ)　汚染土壌：　※なし　・あり（処理方法：　　）

■1.3.13
養生

(2) 汚染及び損傷した部分は、速やかに原形に復旧する。

■1.3.14
後片付け

(2) 工事現場は、常に清潔に保ち整理整頓し、作業環境の改善及び作業現場の美化に努める。

(3) 工事の完成に際しては、完成検査までに次の損傷復旧等を行う。
(ｱ) 工事に伴い損傷が生じた既存施設部分の工作物、樹木等は、原形に復旧する。
(ｲ) 工事目的物の施設又は設備の一部を工事用に使用した場合は、設計図書等の定める条件のとおりに復旧する。

■1.3.15
現場代理人、監理技術者等

(1) 工事請負契約書に定める現場代理人及び監理技術者又は主任技術者は、次の資格を適用する。
(2) 現場代理人及び監理技術者又は主任技術者は、本工事に専任とし、原則として、現場に常駐する。非常駐とする場合は、監理者の承認を受ける。

資格の種類	建築	電気	空調	衛生	昇降	外構	備考
一級建築士又は一級施工管理技士（各専門分野に適用）	※	・	・	・	・	・	
電気主任技術者		※			・		
建築設備士（建築設備技術者協会）		・	※	※	・		
技術士（各専門分野に適用）	・	・	・	・	・		

注）○印が複数ある場合は、いずれかの資格を適用する。

■1.3.16
技術委員会の設置

受注者は、監理者の指示に応じて、屋根及び外壁並びに特殊な技術を必要とする工事に対しての技術検討を行うために、自社の技術部門に属する工事経験者及び専門工事業者の技術経験者を加えた技術委員会を設置し、施工図及び施工計画上での技術的な検討を行うとともに、工事の円滑な進捗管理及び工事の指導を行う。

4節　材　料

■1.4.1
環境への配慮

(3) 居室の室内空気は、揮発性有機化合物等に関する関係法令等を遵守するとともに、室内濃度は、厚生労働省の指針値（薬生発0117第１号）を満足すること。

(4) クロルピリホスが発生するおそれのある材料及び機器は、使用しない。

(5) 木材の防腐、シロアリ駆除材等の防虫剤は、クロルピリホス、フェノブカルブ及びダイアジノンを含有しない薬剤を使用する。

(6) ホルムアルデヒドは、内装工事全般（木工事、建具工事、塗装工事、内装工事、家具工事及び天井裏工事）に使用する建築材料、家具材料、塗料及び接着剤の選定に際しては、JIS又はJASのF☆☆☆☆認定品若しくは国土交通大臣のF☆☆☆☆認定品を使用する。

(7) アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、テトラデカン、フタル酸ジ-N-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルは、含有していない材料又は含有量及び放散量の極めて少ない材料を使用する。

(8) 木材に接着剤を使用する場合は、当該木材に滅菌処理を施す。

(9) アスベスト無含有製品がない場合には、発注者及び監理者と協議する。

■1.4.2
材料の品質等

(2) (ｱ) 日本産業規格（以下「JIS」という）、日本農林規格（以下「JAS」という）、官公署その他の規格類及び電力、ガス、水道等の供給会社の各種規格等は、最新のものを適用する。
(ｲ) 前棟（ｱ）の規格表示のない材料及び製品を採用する場合は、品質及び性能、供給の安定性、認定又は許可の写し、施工実績、保守体制等を記載した「自己適合宣言書」により、品質の程度を評価したうえで、資料を添えて監理者に提出し、監理者及び発注者の承認を受ける。

(7) 設計図書等に機器及び材料の品質が明示されていない場合は、品質の程度を示した資料に基づいて評価し、適切な品質のものとする。

(8) 設計図書等に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、品質の程度を評価し、資料を添えて監理者の承認を受ける。

■1.4.4
材料の検査等

(5) 受注者は、次に指定する機器、材料及び製品は、製作及び施工に先立ち、監理者の立会いのもとに検査を受ける。検査は、原則として、現場で行うが、現場で検査ができない場合は、この限りでない。また、実施設計内容に応じて対象が増加した場合は適宜追加する

建築工事	電気設備工事	空調設備工事	衛生設備工事	その他
⊙免震装置	⊙受変電機器	⊙冷凍機	⊙衛生器具	
⊙鉄骨	⊙動力制御盤	⊙冷却塔	⊙製缶類	
⊙コンクリート	⊙分電盤	⊙ボイラー	・	
⊙鉄筋	⊙端子盤	⊙空調機		
・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	・	⊙FCU		
・石、人造石		⊙PAC		
⊙タイル		⊙製缶類		
⊙ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ		・		
⊙アルミ製建具				
⊙鋼製建具				
⊙ｽﾃﾝﾚｽ製建具				
⊙家具				
⊙昇降機				
・ゴンドラ				
⊙植栽				
・その他				
・				

(6) 全ての機器、材料及び製品の検査は、受注者等による検査に合格したあと、検査記録を提出し、監理者の検査を受ける。監理者の検査は、受注者の検査が適正に行われているかの確認のために行う。

(7) 受注者は、監理者の検査に必要となる資機材、労務等を提供する。

(8) 機器、材料、製品等に対する監理者の検査が現場以外において行われる場合、それに必要となる監理者の費用（交通費、宿泊費等の実費）は、次による。
※受注者負担　　・監理者負担

■1.4.5
材料の検査に伴う試験

(1) 機器及び材料の試験並びに施工検査に伴う試験は、次の場合に行う。
(a) 設計図書等に定められた場合
(b) 試験によらなければ設計図書等の定める品質又は性能及び機能に適合することが証明できない場合
(c) 石材、じゅうたん等の天然素材

(5) 供試体の製作要領は、設計図書等の定めによるが、定めがない場合は、監理者の承認を受けた方法による。

(6) 試験を公的試験所又はこれに準ずる試験所で行う場合を除き、試験には監理者の立会いを受ける。ただし、あらかじめ監理者の指示を受けた場合は、この限りでない。なお、監理者の立会いに必要となる資機材、労務等を提供する。

■1.4.7
支給材料、貸与品

(1) **(ｱ) 支給材料及び貸与品の品質に疑義がある場合は、速やかに監理者に報告し、処置について監理者の指示を受ける。**

(3) **支給材料及び貸与品は、次による。**
※なし　　・あり（　　）

(4) **支給材料の引渡に際しては、その種別、数量、品質及び性能を確認のうえ、受け入れ、保管する。**

(5) **当該工事の施工後、支給材料の使用箇所、数量及び残量を監理者に報告し、残材の処置方法について、監理者の指示を受ける。**

■1.4.8
検査に伴う不適合の是正措置

(1) 検査、試験等により不合格となった機器、材料等は、その処理手順を定め管理する。

(2) 不適合製品は、再発を防止するため、不適合の原因を除去する是正措置を講ずる。製品に重大な影響をおよぼすおそれのあるもの等の是正措置の方法は、あらかじめ監理者に報告する。

■1.4.9
海外調達品の取扱い

(1) 海外製の機器、材料、製品等を使用する場合は、あらかじめそれらが日本国の関係法令に適合し、設計図書等に定められた品質及び性能を保持していることを証明する資料を監理者に提出し、監理者の承認を受ける。

(2) 海外調達品の完成後の不具合は、契約の内容に適合しないものとして扱い、受注者の責任において対応する。この場合、契約不適合責任の期間は10年とする。

(3) 設計図書等に指定された海外調達品が指定の品質及び性能に適合しないと認められる場合又は前号の契約の内容に適合しないものと認められる場合は、代替品等の処置について監理者の指示に従う。

■1.4.10
特別な材料の工法

標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料の製造所の指定する工法とする。

5節　施工

■1.5.2
技能士

(1) 技能士の適用は、次による。但し、実施設計内容に応じて対象が増加した場合は適宜追加する

工事種別	技能検定の職種、作業の種別
仮設工事	⊙とび作業
鉄筋工事	⊙鉄筋組立て作業
コンクリート工事	⊙型枠工事作業　⊙コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	⊙構造物鉄工作業　・とび作業
コンクリートブロック、ALCパネル工事、押出成形セメント板工事	・コンクリートブロック工事作業　・ALCパネル工事作業 ⊙押出成形セメント板工事作業　⊙アスファルト防水工事作業 ⊙ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業
防水工事	⊙合成ゴム系シート防水工事作業 ⊙塩化ビニル系シート防水工事作業 ⊙セメント系防水工事作業 ⊙シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ⊙ノンスチレン製ビニルエステル樹脂防水
石工事	・石張り作業
タイル工事	⊙タイル張り作業
木工事	⊙大工工事作業
屋根及びとい工事	⊙内外装板金作業　・スレート工事作業
金属工事	⊙鋼製下地工事作業　⊙内外装板金作業
左官工事	⊙左官作業
建具工事	⊙ビル用サッシ施工作業　⊙ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	⊙金属製カーテンウォール工事作業　⊙ビル用サッシ施工作業 ⊙ガラス工事作業
塗装工事	⊙建築塗装作業
内装工事	・ブラスチック系床仕上げ工事作業 ⊙カーペット系床仕上げ工事作業 ⊙ボード仕上げ工事作業　・壁装作業
排水工事	⊙建築配管作業
舗装工事	⊙溶融ペイントパンドマーカー工事作業 ・加熱ペイントマシンマーカー工事作業
植栽工事	⊙造園工事作業
設備工事	⊙各設備工事の特任による。

■1.5.9
化学物質の濃度測定

(1) 工事目的物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定は、実施する。
(2) (ｱ) 測定対象化学物質は、次による。
※ホルムアルデヒド　※トルエン　※キシレン　※エチルベンゼン　※スチレン
※パラジクロロベンゼン　・アセトアルデヒド　・ダイアジノン
・クロルピリホス・フェノブカルブ　・テトラデカン　・フタル酸ジ-n-ブチル
・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル
(ｲ) 測定対象室は、居室及び常時換気をしない書庫、倉庫。ただし、使用した材料、室形状等が類似の室は、そのうち１室以上を測定する。
室面積に対する測定箇所数：室面積Ａ（A≦50：1、50<A≦200：2、200<A≦500：3、200<A≦500：3、500<A：4）
(ｳ) 測定対象室は合計（　　）室とし、測定箇所数は合計（　　）箇所とし、詳細は監理者の指示による。
(ｴ) 測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、放散源を特定し、換気等の措置を講じたあと、再測定を行う。

(3) (ｱ) 工事目的物の引渡し時に、受注者は、厚生労働省による指針値以下であることを確認のうえ、報告書を発注者及び監理者に提出する。

(4) 引渡前の最終清掃において、受注者は、使用するワックス剤、洗剤、薬剤等の成分を調査し、化学物質の安全性を確認すること。

■1.5.12
定礎等

定礎の設置は、次による。
・行わない　※行う
(ｱ) 石種：（ 御影石 ）　⊙本磨き　・
(ｲ) 大きさ：　W600×H450
(ｳ) 収納ボックス：　ステンレス製、指定彫込文字、収納物
（　　）

■1.5.13
排出ガス対策型建設機械

(1) 受注者は、工事の施工にあたり、バックホウ、ブルドーザ等の一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」若しくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。

(2) 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する。

(3) 前号により難い場合は、監理者と協議する。

(4) 受注者は、使用する排出ガス対策型建設機械等を施工計画書に記載し、施工中においては、使用する排出ガス対策型建設機械等の写真撮影を行い、工事完成時に監理者に提出する。

(5) 建設機械は、低騒音及び低振動型とする。

6節　完成、検査

■1.6.1
工事検査
■1.6.2
技術検査

(2) 完成（竣工）検査は、次による。
(ｱ) 受注者は、工事の完成に先立って、工事担当者及び会社としての自主検査を行い、その結果を「完成自主検査報告書」として作成したうえで、監理者に提出し、確認を受ける。
(ｲ) 発注者・監理者の完成検査は、現場監理担当者による検査の実施後及び法的検査の受審後、発注者・監理者の検査担当者により行う。検査の結果については、「監理者検査調書」として取り纏め、発注者に報告する。

(3) 受注者は、工事の完成に際し、使用材料の仕上り状態について清掃が完了した状態で、原則として、全数にわたり次の検査を行う。また、検査結果に基づく報告書を監理者に提出し、監理者の承認を受けたうえで、発注者・監理者の完成検査を受ける。
(ｱ) 外装検査： 外壁仕上げ材、建具、ガラス、シーリング及び設備器具の取付け状態等についての目視、打診、噴霧、聴音、触手等により損傷、剥離、汚れ、止め付け不良その他の不具合について、検査する。
(ｲ) 内装検査： 各部位について、損傷、剥離、汚れ、納まり不良、色むら、開閉状態、施閉錠、止め付け不良、使用上の安全性、サインの視認性その他について、検査する。
(ｳ) 外構及び植栽検査： 風害、排水、耐荷重、敷地境界表示、植込み状況、樹木養生その他について、検査する。
(ｴ) 機械駐車、外部昇降装置、ゴンドラ等の検査： 作動状況、雨水等の排水、使用時の安全性その他について、検査する。

(4) 全装置について、原則として、試運転調整を完了した状態で、次の検査を行う。また、検査結果に基づく報告書を監理者に提出し、監理者の承認を受けたうえで、監理者の完成検査を受ける。
(ｱ) 外観検査（出来形検査）： 目視、聴音、手で触る等により、各装置が設計図書等に示す構造、材料、安全、耐久、保守、衛生等に合致することを確認する。
(ｲ) 個別性能機能検査： 各装置の個別の性能及び機能を設計図書等と照合し、その適合性を確認する。
(a) 機能検査： 運転及び作動状態での試験に先立ち、通水、通気、通電等の試験を行う。次に、各機器単体の動作試験を行い、運転状態及び各種動作が正常であることを確認する。
(b) 性能検査： 各装置の機器単体の性能が、設計図書等に定められた流量、圧力、温度、電圧、電流等と合致することを確認する。
(c) 水質検査： 飲料水は、完成引渡しまでに、保健所又は試験所に依頼し、水質基準に適合することを確認する。
(ｳ) 総合性能機能検査： 複数の工事種目にまたがって性能及び機能を発揮する装置は、関連工事の受注者と協議し、総合的な性能機能検査を行い、その適合性を確認する。主な検査及び確認項目は、次による。
(a) 停電及び復電総合検査
(b) 防災総合連動検査
(c) タンク及び水槽関連総合検査（設備工事のみ）
(d) 自動制御総合検査（設備工事のみ）
(e) 中央監視盤総合検査
(f) 総合運転による騒音及び振動が許容範囲内であることの確認
(g) 完成時の室内環境を測定し、設計図書等に定めるとおりであることの確認
(h) セキュリティシステムが設計図書等に定めるとおりに作動することの確認
(i) その他、監理者の指示する検査
(ｴ) 完成後の性能機能検査は、次による。
建築物の完成時期等により、工事完成までに確認できない機器能力、室内環境等については、完成引渡後１年以内の夏期及び冬期で、気象条件等が設計条件に近い日を選んで測定し、設計図書等に定める性能、機能及び室内環境との適合性を確認する。
完成引渡後に確認が必要な機器能力、室内環境等の性能機能検査については、完成引継書の一部として、性能機能検査の項目と方法、検査スケジュール及び検査体制を記載した完成後の性能機能検査計画書を作成し、発注者及び監理者に提出する。検査の実施に際しては、事前に発注者及び監理者の承認を受ける。性能機能検査を実施したあと、速やかに監理者に報告し、監理者の検査を受ける。

■1.6.4
部分使用

工事期間中に、発注者による工事目的物の部分使用がある場合は、当該部分について、共仕1.5.5［施工の検査等］に準拠した検査及び共仕６節［完成、検査］に準拠した検査を受ける。
部分使用に伴う必要な官公署その他への届出手続等については、発注者に協力する。

7節　完成図等

■1.7.1
完成時の提出図書

(1) 工事完成時の提出図書は、監理業務方針書に特記なき限り、次の図書を提出する。
提出図書リスト（提出部数は、工事完成時に発注者に確認する。）

提出図書	提出部数 発注者 提出物	発注者 データ	監理者 提出物	監理者 データ	備　考
(ｱ) 完成図（共仕 1.7.2［完成図］(1)）					
(a) 原図（A1判）	1	－	－	－	完成図の識別表示、押印入り、「(f)」より作成
(b) 複写図（A1判）	1	－	－	－	原図と同縮尺二つ折製本、「(a)」又は「(e)」より作成
(c) 複写図（A4判、金文字）	1	－	－	－	原図と同縮尺A4判折畳み製本、「(a)」又は「(e)」より作成
(d) 複写図（縮小版）	1	－	1	－	A3判縮小二つ折製本、「(e)」より作成
(e) 完成図保存データ	－	－	－	2	「(a)」より PDF/A形式 400dpi以上、高耐久長期保存用メディア(M-Disc等)に書き込んで作成
(f) 完成図 CAD データ	－	1	－	2	DWG形式及び DXF形式の２種類を提出、CD-R又は DVD-R
(ｲ) 保全に関する資料（共仕 1.7.3［保全に関する資料］(1)）					データは PDF/A形式、高耐久性長期保存用メディア（M-DISC等）
(a) 建築物等の利用に関する説明書	1	1	－	1	
(b) 機器取扱い説明書	1	1	－	1	
(c) 機器性能試験成績書	1	1	1	1	
(d) 官公署届出書類	1	1	1	1	
(e) 主要な材料及び機器一覧表等	1	1	1	1	
(f) 保全マニュアル	1	1	－	1	
(g) 長期修繕計画書	1	1	－	1	
(h) その他（　　）	1	1	（ ）	1	完成引継書、完成後の性能機能検査計画書等
(ｳ) 完成写真					
(a) アルバム	1	－	－	－	キャビネ判カラープリント、工事概要書添付 撮影カット数：（　　カット程度） 撮影対象：監理者の指示による。 撮影者： ※（　　） ・監理者の指示による ・受注者の指定
(b) カラープリント	－	－	1	－	キャビネ判（同上）の中から５カット程度のプリント ※提出しない ・提出する（　　枚）
(c) 写真データ	－	1	－	2	**アルバム全カット** （CD-R又は DVD-R） **画素数、ファイル形式：** （b）**の５カット（長辺 4000pixel 以上、TIFF 形式）** **その他（長辺 2880pixel 以上、JPEG 形式、高精細圧縮）** **カラーモード：** RGB **データ一覧表を Excel 等で作成添付**
(ｴ) 施工図等					データは PDF/A形式、高耐久性長期保存用メディア（M-Disc等）
(a) 施工図	1	1	－	1	躯体図、鉄骨工作図、カーテンウォール製作図
(b) その他の施工図	－	－	－	1	監理者の指示するもの
(c) その他の工作図及び製作図	－	－	－	1	監理者の指示するもの
(d) 総合図	1	1	1	1	
(e) 施工計画書	－	－	－	1	カーテンウォール工事
(f) その他の施工計画書	－	－	－	1	監理者の指示するもの
(ｵ) 工事記録					データは PDF/A形式、高耐久性長期保存用メディア（M-Disc等）
(a) 工事記録	1	1	－	1	写真、ビデオ等及び定点撮影ともの
(b) 工事検査記録、性能表等	1	1	－	1	
(c) 実施工程表	1	1	－	1	マスター工程表及び月間工程表の修正版
(d) 施工データシート	1	1	－		
(ｶ) 議事録	1	1	－	1	総合定例、現場定例（分科会を含む）その他の全ての議事録
(ｷ) 確認申請書類等の製本	1	1	－	1	各種申請書含む
(ｸ) 現場説明書の竣工時修正版	1	1	1	1	
(ｹ) 竣工パンフレット	1	1	－	1	

(3) 完成写真の著作権に係る使用権は、発注者及び監理者に無償で委譲するものとする。ただし、使用の目的が不特定多数となる可能性がある場合、利潤が伴う場合は、協議による。

■1.7.2
完成図

(1) (ｱ) 受注者は、特仕 1.7.1［完成時の提出図書］(ｱ) に示す完成図を、あらかじめ監理者の承認スケジュールを示したうえで、次の手順にて作成し、工事請負契約書に記載された工事目的物の引渡し日又は監理者の指定する期日までに承認を受け、発注者に所定の形式で提出する。
(a) 完成図の作成手順は、次による。
① 受注者は、工事請負契約~~としての契約図 CAD データをもと~~に完成図 CAD データを作成し、監理者の確認を受け、完成図として確定させる。完成図の図面内容は、引渡しを前提とした法定検査及び監理者による完成検査が完了した時点のものとする。
② 受注者は、確定した完成図 CAD データに完成図である旨の識別表示（「完成図」等）を全図面に施し、監理者の承認を受け、完成図の原図（表紙のみ押印）として確定させる。
③ 受注者は、確定した完成図の原図をもとに完成図保存データを作成する。
④ (b) 複写図（原図と同縮尺、二つ折り製本）及び (c) 複写図（原図と同縮尺、A4判折畳み製本：黒表紙金文字）は、原図又は完成図保存データを白焼きして作成する。
⑤ (d) 複写図（A3判縮小二つ折り製本）は、完成図保存データを白焼きして作成する。
⑥ 提出の形式は、原図は、三つ折り図面ケース入り、背表紙に工事名称、プロジェクトNo.等の識別表示入りとする。複写図は、表紙（背表紙含む）に工事名称、プロジェクトNo.及び完成図（竣工図）である旨を識別表示する。完成図保存データは、PDF/A形式により、可能な限り同一の高耐久性長期保存用メディア（M-Disc等）に書き込み、ディスクに識別ラベルを貼り収納ケースに入れたものを提出する。
⑦ 識別ラベルの詳細は、監理者の指示による。
(b) ~~既存改修工事等で、契約図が CAD で作成されておらず手描きの場合は、修正も手描きによるため、完成図保存データは、提出するが完成図 CAD データの提出は不要とする。~~
(ｲ) 完成図の種類は、次による。
※共仕 1.7.2［完成図］表 1.7.1［完成図の種類及び記入内容］の記載内容に加え、施工図（構造躯体及びカーテンウォール）・施工計画書（カーテンウォール）とする。
・（　　）

■1.7.3
保全に関する資料

(1) 保全に関する資料は、監理業務方針書に特記なき限り、特仕 1.7.1［完成時の提出図書］(ｲ) に示す保全に関する資料を提出する。提出の形式は、A4判ファイル綴じで目次添付とし、表紙（背表紙含む）には工事名称及び保全に関する資料である旨を識別表示する。また、各資料のデータは、PDF/A形式により、高耐久性長期保存用メディア（M-Disc等）に書き込み、ディスクに識別ラベルを貼り、収納ケース表紙裏面のポケット状収納部に納める。識別ラベルの詳細は、監理者の指示による。

(3) 次に該当する建築物の部位、設備、部品等については、維持管理及び保守に関する取扱い説明書を作成し、監理者に提出するとともに、発注者又は発注者の指定する建物管理者等に対して取扱い説明を行う。取扱い説明が完了したあと、その記録を添えて監理者に報告する。
(ｱ) 特殊な操作を必要とするもの
(ｲ) 特殊な手入れを必要とするもの
(ｳ) 使用上及び保全上特別な注意を必要とするもの
(ｴ) 専門業者へ保全管理委託を必要とするもの
(ｵ) 定期的に状態及び機能を点検する必要があるもの
(ｶ) 経年劣化等により更新、取り替え等が必要なもの
(ｷ) その他、事故、早期の損耗、劣化等を避けるために必要とするもの

■1.7.4
図書の保管

(2) 受注者は、保管する完成図、発注者との打合せ記録及び施工体系図について、工事目的物の引渡後も保管する限りは、発注者又は監理者の求めがあれば、その写しの提供に応じること。

■1.7.5
完成時の提出書類

完成時に、受注者が、発注者及び監理者に提出する必要のある書類の種別、部数及び書式については、要求水準書による。

■1.7.6
鍵合わせ等

鍵合わせ、各種計量器等の確認は、原則として、監理者の立会いのもとに行う。その日程及び方法は、監理者と協議のうえ、決定する。

2章　仮設工事（以下「標仕」を適用する。）

1節　共通事項

■2.1.3 仮設計画書

受注者等は、工事の着手に先立ち又は着手後、速やかに仮設計画書を作成し、監理者に提出する。

■2.1.4 工事用電力及び上下水道

(1) 工事用電力
構内既存の施設：　・利用できない　　・利用できる（・有償　・無償）　※別紙

(2) 工事用上下水道
構内既存の施設：　・利用できない　　・利用できる（・有償　・無償）　※別紙

2節　縄張り、遣方、足場等

■2.2.1 敷地の状況確認及び縄張り

(3) 受注者等は、工事の着手後、敷地内及び敷地周辺について現地調査を行い、仮設計画書等に反映させる。現地調査は、工事によって影響を受ける可能性のある周辺道路、隣接の建築物及び工作物、既存構造物、樹木並びに上下水道、ガス、電気、通信等の地下埋設物に重点を置き、その現況を正確に調査する。

(4) 敷地について次の要領により測量を行い、仮設計画書等に反映させる。
(ｱ) 隣地及び道路との境界は、隣地関係者、道路管理者、発注者及び監理者の立会いのもとに確認し、記録書を作成する。
(ｲ) 敷地の高低差を測量し、道路との高さ関係、排水勾配等について設計図書と照合する。

3節　仮設物

■2.3.1 監理者事務所等

(1) 監理者事務所の設置は、次による。
・設ける　・設けない　※別紙
監理者事務所の規模は、次による。
・10㎡程度　・20㎡程度　⊙35㎡程度　・65㎡程度　・100㎡程度　・　㎡程度
上記のほか、会議室、資料室、休憩室、更衣室、便所、流し台等の設置については、監理者との協議による。
監理者事務所の内装仕上げは、次の程度とする。

部位	仕上げ
床	※タイルカーペット（踏込を設ける）　・ビニル床シート
壁	※ビニルクロス張り　・合成樹脂エマルションペイント塗り
天井	※岩綿吸音板　・化粧せっこうボード

※ 間仕切壁は、隣接する室との遮音に配慮すること。

(2) 監理者事務所の設備、備品等は、次による。
(ｱ) 監理者事務所には、照明、電力、給排水衛生、換気、冷暖房等の設備を設ける。
(ｲ) 監理者事務所には、次の備品をおく。机、椅子、書類棚、見本棚、図面架、電話、衣類ロッカー、ヘルメット架、ゴミ箱（分別）、下足棚、ヘルメット（白色）、安全帯、安全長靴、防寒着、雨具、仕様書類一式その他（監理者との協議による。）
また次のOA環境を備える。
※パソコン（OSはWindowsでサポートが有効なバージョンとし、ウィルスチェックの最新版が常時実施されている環境において、インターネットが常時接続できるものとする。内蔵する記憶装置には、暗号化を施す。機種、台数、ソフト等は、監理者との協議による。）
※A3複合機（FAX/コピー/カラープリンタ、Air Print対応とする。）
・監理者事務所用の無線LAN親機（IEEE802.11ac/n対応、監理者事務所のほか、会議室でも使用可能とする。）
(ｳ) 監理者事務所の光熱水費、通信費、回線使用料、消耗品及び清掃費用等は、受注者の負担とする。
(ｴ) その他、次の備品を整備する。（○印のあるもの。）
⊙ホワイトボード（月間予定表）　⊙カーテン　⊙傘立て　⊙冷蔵庫　⊙電子レンジ
⊙色見本帳
・タブレット端末（　　　同等品）（　台）　⊙各種建材カタログ
・（　　　　）

3章～23章の特記事項については、基本設計を元に設計を行い、下記を除き、実施設計において定めるものとする。

3章　土工事　　（構造図による）

4章　地業工事　　（構造図による）

5章　鉄筋工事　　（構造図による）

6章　コンクリート工事　（構造図による）

8章　コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事

1節　共通事項

■8.1.2 基本要求品質

(4) 31mを超える建築物にALCパネル及び押出成形セメント板を使用する場合は、31m以下の部分も含めて17章［カーテンウォール工事］の耐風圧性能、耐震性能、耐火性能及び断熱性能の規定を準用する。

9章　防水工事

1節　共通事項

■9.1.3 施工一般

(4) 屋上の水勾配は、原則として、スラブ勾配とする。

(5) 防水層のコンクリート下地は、コンクリートの水分蒸発により、防水材料の膨れの原因とならないように十分な乾燥期間を確保する。（特にデッキ型枠下地の屋根には留意する。）防水工事に先立ち、含水率を測定し、監理者の承認を受ける。コンクリート面の含水率は8%以下とする。

(6) 風除室の内部を防水する場合は、内部と外部との区分を設定し、内部の滞留水は排水する。

(7) 外部テラス等のガラススクリーン下端の防水は、サッシの下枠にステンレス製のフラッシング材を設け、そこに防水層を立上げる。

(8) 浴室と脱衣室との間仕切壁に設ける建具の下枠には、防水層の滞留水が浴室から脱衣室に入り込まないようにステンレス製のフラッシング材を設け、そこに防水層を立上げる。

(9) 雨水が入るバルコニー等のサッシの下部は、止水のため、室内の床スラブ面と外部のバルコニー床面との段差を水上で50mm以上確保する。

(10) アスファルト防水を施工する屋上、屋上庭園等への出入口の下枠の高さは、必要な防水層の立上り高さを欠いて施工しない。

■9.1.4 防水工事の契約不適合責任期間

防水工事は、専門工事業者による責任施工とし、工事目的物の引渡時に、受注者と連名で保証書を監理者に提出する。防水工事の契約不適合責任期間は、次による。

防水工事の種別		契約不適合責任期間	備考
⊙アスファルト防水	露出	※10年　・	
	保護層あり	※10年　・	
・改質アスファルトシート防水		※10年　・	
⊙合成高分子系ルーフィングシート防水		※10年　・	
⊙塗膜防水		※10年　・	
⊙ケイ酸質系塗布防水		※ 5年　・	

■9.1.5 シーリング工事の契約不適合責任期間

シーリング工事の契約不適合責任期間内は、次により、期間内に漏水、破断等が認められた場合は、受注者の責任において調査を行い、故障が認められた場合は、修補を行う。

シーリング工事の種別		契約不適合責任期間	備考
SR-2	シリコーン系	※7年　・	
MS-2	変成シリコーン系	※7年　・	
SR-1	シリコーン系	※5年　・	
PS-2	ポリサルファイド系	※3年　・	
ストラクチュアルグレージングガスケット（強度保証とも）		※10年　・	
グレージングチャンネルビード	CR	※7年　・	
	PVC	※2年　・	

8節　その他の防水処理

■9.8.1 水槽内部の仕上げ

水槽内部の仕上げの種別及び仕様は、次による。
防食材については、「（地共）日本下水道事業団」編著の「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」（最新版）で規定する塗布型ライニング工法（※C種　・D1種）の適合品とする。

種別		防水材						防食材					備考
仕様	コンクリート打放し（防水なし）	改質アスファルト防水の上コンクリート押え	塩化ビニル系シート防水	エチレン酢酸ビニル樹脂系シート防水（EVA）	超速ウレタン系塗膜防水（吹付工法）	ポリマーセメント系防水（塗り工法）	ケイ酸質系浸透式防水（塗り工法）	ポリウレア樹脂	エポキシ樹脂（ガラスクロス入り）	エポキシ樹脂（ノンクロス工法）	ノンスチレン型ビニルエステル樹脂（ガラスマット入り）		
厚さ（mm）								≧2.0	≧0.7	≧0.7	≧1.0		
厨房排水槽						・	・	・	・	・	※		床・壁・天井面施工
汚水槽						・	・	・	・	・	※		床・壁・天井面施工
雑排水槽						・	・	・	・	・	※		床・壁・天井面施工
中水槽		・	・	・		※	・						床・壁面施工
消火水槽		・	・	・		※	・						床・壁面施工
雨水貯留槽		・	・	・		※	・						床・壁面施工
補給水槽		・	・	・		※	・						床・壁面施工
エレベーターピット							※						
湧水槽	※												
蓄熱槽断熱防水 温水50℃程度			※	・	・								床・壁・天井面施工
蓄熱槽断熱防水 冷水5℃程度			※	・	・								床・壁面施工

■9.8.2 その他の止水処理

(1) 外壁等の防水処理
(ｱ) 土に接する外壁及び耐圧版で、全面に防水層を施工しない場合は、次による。
(a) 水平打継ぎ部には、非加硫ブチルゴム系又は水膨張ゴム系の止水板を外部側に設置する（柱部分も含む）。
(b) 型枠緊張材には、止水セパレーターを使用する。
(c) ひび割れのある箇所は、次の①又は②の処置をする。
① ひび割れの巾が0.2mm未満の場合は、ゴムアスファルト系塗膜防水処理（標仕表9.5.2［ゴムアスファルト系塗膜防水工法の種別及び工程］の種別Y-1による）を行う。
② ひび割れの巾が0.2mm以上の場合は、ひび割れ部にエポキシ樹脂を注入（改修標仕4.3.4［樹脂注入工法］）又は水性マイクロエマルション注入を行う。
(d) 不良部分については、補修方法を書類として提出し、監理者の承認を受ける。
(ｲ) 防水のない外部床と外壁の打継部は、ポリマーセメント系塗膜防水を入隅から床及び外壁にそれぞれ300mm施す。
(ｳ) 外壁タイル張り等の仕上げ材のある建具回りには、周囲200mm程度ポリマーセメント系塗膜防水を施す。

(2) 内部水回りの防水処理
水回りの配管等があり、防水層を施工しておらず、隣接するEPS等に対して漏水の被害が予想される場合は、区画部に100mm程度の立上りを設け、漏水対策として塗膜防水を施工する。

(3) 屋上笠木回りの防水処理
外装カーテンウォール、ALCパネル等と防水立上りコンクリートとの隙間はEXP.J.とし、止水用合成ゴムシート等でたるみを持たせて天端を塞いだあと、笠木を取り付ける。

(4) 重要室の天井内での漏水防止対策
重要室の天井内に水回りの配管等がある場合は、防水パンを設置する。防水パンの適用範囲、材質、仕上、工事区分及び仕様は、次による。

施工箇所	適用範囲	材質、仕上	工事区分	仕様
	⊙中央監視室、宿直室	※SUS304（0.6t）HL ・	※建築工事 ・設備工事	※排水機構あり ・排水機構なし

12章　木工事

1節　共通事項

■12.1.6 養生

(3) 工事中に損傷を受けた造作材は、速やかに次の手直しを行う。
(ｱ) 素地仕上げの損傷は、その部材を取り替える又は接着による埋木を行い、補修面の全面又は部分に木目合せの突き板を張り合せる。
(ｲ) 塗装下地の損傷は、接着による埋木を行う。

(4) 配管その他で欠損された部材は、添え板などで補強する。

13章　屋根及びとい工事

1節　共通事項

■13.1.2 基本要求品質

(4) 屋根工事は、専門工事業者による責任施工とし、工事目的物の引渡時に、受注者と連名で保証書を監理者に提出する。

(5) 屋根工事の契約不適合責任期間は、次による。
・長尺金属板屋根：　※10年　・（　　）
・折板屋根：　※10年　・（　　）
・ステンレス防水、チタン防水：　※10年　・（　　）

■13.1.4 雨水排水計画書の作成

(1) 受注者は、着工後、速やかに敷地全般を含めた雨水排水計画書を作成したうえで、監理者に提出し、承認を受ける。特に、完成後の維持管理に支障がないように受注者として計画の再点検を行い、施工計画書に反映する。

(2) 雨水排水計画の条件は、特仕 工事概要 12 設計条件（2）その他の設計条件（ｴ）［時間最大降雨量］及び同・（ｵ）［10分間最大降雨量］に基づき、受注者にて再計算し、施工に反映する。ただし、施工に必要となるとい部材等は、本工事に含むものとする。

14章　金属工事

1節　共通事項

■14.1.1 一般事項

(2) 本章は、本章以外の屋根及びとい工事、建具工事、カーテンウォール工事、サイン工事等の金属を使用した工事全般に適用する。

■14.1.2 基本要求品質

(4) 金属材料は、温度伸縮、地震、強風等の環境変化及び経年変化に対して十分な強度を確保し、破損、脱落等が起こらないように安全対策を施す。

(5) 金属材料相互の取付け部については、異種金属の接触腐食防止対策、温度伸縮及び層間変形時の挙動による異音発生防止措置を行う。

(6) 完成後に（4）及び（5）に起因する不具合が発生した場合は、受注者の責任で防止措置を行う。

4節　軽量鉄骨天井下地

■14.4.1 一般事項

(1) この節は、標仕 14.4.2［材料］から同・14.4.4［工法］までに規定する天井下地を「在来工法天井下地」として適用する。標仕 14.4.1［一般事項］（1）で適用する天井以外の天井下地については、特仕 14.4.5［耐震補強及び落下低減工法］以降の各項で規定する。

(2)
(ｱ) 国土交通省告示第771号「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」に定める特定天井及び特定天井以外の天井で耐震化をはかる天井（以下「耐震天井」という。）の範囲は、次による。
特定天井：　※図示　・（　　）
特定天井以外の耐震天井又は落下低減天井：　※図示　・（　　）
(ｲ) 天井面構成部材等の単位面積当たりの質量が20kg/㎡を超える天井は、次による。
※図示　・（　　）
(ｳ) 傾斜、段差、曲面等の水平でない天井は、次による。
※図示　・（　　）
(ｴ) システム天井は、次による。
※図示　・（　　）
(ｵ) （ｱ）～（ｳ）以外の天井で屋外の軒天井及び湿度が高い室の天井は、標仕 14.4.2［材料］の（2）から（4）及び特仕 14.4.5［耐震補強及び落下低減工法］（3）を適用する。

■14.4.5 耐震補強及び落下低減工法の形式及び寸法

(1) 国土交通省告示第771号「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」に定める特定天井については、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説」（平成25年10月版及び平成28年7月版）によるとともに、（※図示　・（　　））による。

(2) 耐震天井の下地（ただし、Bグレードは「落下低減天井」という。）
(ｱ) 耐震天井（特定天井以外の天井のうち、室の機能維持の観点から天井の安全性を確保する必要のある天井をいう。）について、特仕 14.4.6［システム天井］を除き、次の3種類の耐震天井のグレードを設ける。ただし、天井高さが3m以下で一区画の天井水平投影面積が（※50㎡　・　㎡）以内のものを除く。

耐震天井のグレード	天井の規模等		仕様
	天井と壁とのクリアランス	天井高さ、面積	
⊙S	あり（※60mm　・　）	H＞6m 又は S＞500㎡	最大水平震度 1.5G
⊙A	あり（※30mm　・　）	H≦6m かつ 200㎡＜S≦500㎡	最大水平震度 1.0G
⊙B	なし	H≦6m かつ S≦200㎡	天井と壁と一体化

適用範囲：　・図示　※仕上表　・（　　）

(ｲ) 耐震天井のグレードS及びAについては、天井のつり長さ及び天井の存する階の水平震度に応じた耐震ブレースをX、Y方向につり合いよく設ける。V字型の耐震ブレースの場合は、一対のブレース負担面積は下表のとおりとする。ただし、下表が適用できるのは、天井の単位面積質量が20kg/㎡以下又はつり長さが3m以内の水平な天井に限るものとする。なお、免震構造の場合の免震階については、国土交通省告示第774号「免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する件」の規定により、水平震度を（※0.5G　・　）とする。また、耐震ブレース部材については、同等の断面性能が確保されていれば、監理者との協議により、これ以外の部材とすることもできる。

耐震天井のグレードS（最大水平震度1.5G）

ブレース材の種別	つり長さ（L）	一対のブレース負担面積（㎡）									
	階数	1	2		3		4		5以上（注）		
	階	1階	1階	2階	1階 2階	3階	1階 2階	3階 4階	低層階	中層階	高層階
	G	1.00	0.67	1.13	0.74	1.25	0.82	1.38	0.50	0.89	1.50
C40×20×1.6	L≦1.0m	25.0	25.0	25.0	25.0	16.7	25.0	16.7	25.0	25.0	16.7
C40×20×2.3	1.0m＜ L≦1.5m	16.7	25.0	12.5	16.7	12.5	16.7	10.0	25.0	16.7	10.0
C60×30×10×1.6	1.5m＜ L≦3..0m	16.7	25.0	12.5	16.7	12.5	16.7	12.5	25.0	16.7	10.0

耐震天井のグレードA（最大水平震度1.0G）

ブレース材の種別	つり長さ（L）	一対のブレース負担面積（㎡）									
	階数	1	2		3		4		5以上（注）		
	階	1階	1階	2階	1階 2階	3階	1階 2階	3階 4階	低層階	中層階	高層階
	G	0.67	0.50	0.75	0.50	0.84	0.55	0.92	0.50	0.59	1.00
C40×20×1.6	L≦1.0m	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
C40×20×1.6	1.0m＜ L≦1.5m	16.7	25.0	16.7	25.0	12.5	16.7	12.5	25.0	16.7	12.5
C60×30×1.6	1.5m＜ L≦3.0m	16.7	16.7	12.5	16.7	12.5	16.7	10.0	16.7	16.7	10.0

注）5階以上の場合、低層階は最下階から0.11（2N+1）までの階、高層階は0.3（2N+1）+1から最上階までの階とし、中層階はそれ以外の階とする。（ただし、小数点以下は切り捨てる。）

(ｳ) 耐震天井のブレース形状は（特定天井のブレース形状は、V字型とする。）、（逆）ハの字型も可とするが、ブレース下端近傍の吊つりボルトを□-19×19×1.2mmで座屈補強する。野縁受方向のブレースは、野縁受にビスで固定し、野縁方向のブレースは、増設した野縁受に固定する。また、ブレースの設置角度は、原則として、30度以上60度以下とし、ブレースの圧縮分力に十分留意し、圧縮材の検討を行う。なお、天井の吊吊つり長さが1.5mを超える場合は、特仕 14.4.4［工法］（8）に示す吊つりボルトの補強を行うが、水平つなぎ材と吊つりボルトの交点を支点とする2段ブレースについては、特別な計算等により、安全性が確かめられた場合を除き、行わない。
(ｴ) 落下低減天井のグレードBは、ブレースを設置しないで天井の下地材をアングル材等により、壁面と一体化させる工法とする。なお、天井を支持する壁面の安全性については、水平力1.0Gに対する強度検討を行う。
(ｵ) 天井内及び天井面に設置するダクト、配管及び空調機器類等の設備機器は、天井材と独立させて構造体から支持しブレースを設けるとともに、地震時に、天井吊材、仕上材等を破損及び脱落させないように十分なクリアランスを確保する。ただし、地震時に、天井面と一体に動く照明器具、煙感知器等のセンサー類、フレキシブル接続された給排気口、スプリンクラーヘッド等については、天井とのクリアランスは設けなくても可とする。なお、設備機器（煙突及び昇降機を除く）の耐震性に配慮した耐震支持工法等については、「（一財）日本建築センター」発行の「建築設備耐震設計・施工指針」（2014年版）による。
(ｶ) 上棟（ｵ）までのほか、「日本建築学会」発行の「非構造部材の耐震設計指針・同解説及び耐震設計施工要領」9章［天井］を適用する。

(3) 屋外の軒天井及びピロティ等のつり天井は、強風対策として、次の天井補強を行う。
特仕 工事概要 12.（1）（ｲ）［非構造部材、設備機器の設計風圧力］によって確認したものとする。また、建築基準法に基づき定まる風圧力の（⊗1.0：駐車場・車庫　・1.15　⊙1.3：庁舎・上総テラス）倍の風圧力に対応した工法とする。
※図示による
・天井面の風圧力が4,000N/㎡以下で、かつ、天井のふところ寸法が1.5m以下の場合とし、それより大きい場合は、計算により補強を追加する。
(ｱ) 野縁受、つりボルト及びインサートの間隔は、
※図示による　・600mm以下　・（　　）mm以下　とする。
周辺部は、端から100mm以下とする。
(ｲ) 野縁の間隔は、227.5mm以下とする。
(ｳ) 野縁は、耐風圧型（野縁、クリップ、ジョイント等）を使用する。
(ｴ) 吹上げによるつりボルトの座屈防止策として、全数角パイプ（□-19×19×1.2）にて補強する。
(ｵ) 天井ボード類の下地材に対する留付け間隔は、100mm程度とする。

■14.4.6 システム天井

(1) システム天井の耐震基準は、「ロックウール工業会」が制定する「システム天井 新耐震基準」（2020年改訂版）によるほか、次による。ただし、これと異なる基準とする場合は、耐震性能検討書を提出し、同等の安全性が確保されていることが確認されていれば、監理者と協議により、これ以外とすることもできる。
天井の設計震度：
※特仕 工事概要 12.（1）（ｳ）［非構造部材、設備機器の設計用震度］による。
・（　　）
ブレースの負担面積：XY方向とも、ブレース1組の負担面積は、18㎡以内とする。
ブレースの配置：V字及び（逆）ハの字又は（逆）ハの字（圧縮補強材付き）を均等に配置する。
ブレースの取付方法：吊つりボルト下のブレース取付け用のハンガー及び専用金具（地震時の変形を少なくしたもの）にビスで固定する。

(2) システム天井に防煙垂壁及びパーティションが取り付く場合は、吊つりボルトの間隔を短くし、適切なブレースで補強する。

16 章　建具工事

1 節　共通事項

■16.1.2
基本要求品質

(4)　本章 2 節［アルミニウム製建具］から 6 節［ステンレス製建具］については、気密性、水密性、遮音性、断熱性、面内変形追随性等の建具の性能に関して、JIS A 4702（ドアセット）及び JIS A 4706（サッシ）に適合することの証明書を監理者に提出する。

17 章　カーテンウォール工事

1 節　共通事項

■17.1.1
一般事項

(3)　設計図書による規定のほか、特記なき事項は、(一社) 日本建築学会 JASS 14（カーテンウォール工事）及び同「外壁接合部の水密設計および施工に関する技術指針・同解説」による。

10 節　遮音・防振

■19.10.1
遮音性能

(1)　外部からの遮音性能は、次による。
室内騒音レベルの目標値：　※45dBA 以下　・（　　）dBA 以下
重要室（　　）の室内騒音レベルの目標値：　※40dBA 以下　・（　　）dBA 以下
受注者は、工事完成時に、上の目標値を満足していることを測定し、監理者の確認を受ける。

(2)　室内の間仕切の遮音性能（JIS A 1419-1（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法、第 1 部：空気音遮断性能））は、次による。
会議室間の間仕切の遮音性能の目標値：　※Rr-50 以上　・Rr-（　　）以上
便所間（男女）の間仕切の遮音性能の目標値：　・Rr-50 以上　※Rr-（　40　）以上
居室と便所、居室と
EV シャフト間の間仕切の遮音性能の目標値：　※Rr-55 以上　・Rr-（　　）以上
室内遮音の留意事項
間仕切と開口部の建具枠との取合い部、柱との取合い部及び開口部回りの上下階の水平区画部においては、遮音性能の確保に注意する。また、遮音上重要な壁には、コンセントボックス、スイッチボックス、ペーパーホルダー等による欠き込みを設けない。やむをえず設ける場合は、スチール捨てボックスを先付けして、その中に設ける。

(3)　外部に設置する設備機器類の騒音値は、隣地境界線上で騒音規制法に定める規制値以下とする。

■19.10.2
防振対策

(1)　床の防振対策は、次による。
厨房直下の居室に対する防振対策：　※図示　・RC 浮床構造　・防振二重床
機械室直下の居室に対する防振対策：　※図示　・RC 浮床構造　・防振二重床
食堂直下の居室に対する軽量床衝撃音対策：　※図示　・防振二重床
歩行可能な屋上庭園直下の重要室に対する防振対策：　※図示　・RC 浮床構造

(2)　外部、厨房等の水を使用する室に用いる浮床材は、全て耐水型とする。

20 章　ユニット及びその他の工事

2 節　ユニット工事等

■20.2.6
手すり

(1)　階段等の手すりの材料の種類及び仕上げは、次による。
※図示　・下表による。

材種	表面仕上げ	直径（mm）	取付箇所	備考
・集成材	※クリアラッカー・	※35　・45　・	・	
・ステンレス製パイプ	※HL　・	※42.7φ　・	・	
・鋼製パイプ	・EP-G　・SOP ・溶融亜鉛めっき（B 種）	※42.7φ　・	・	
・樹脂製ﾊﾝﾄﾞﾚｰﾙ		※約 50W　・	・	
・樹脂製被覆パイプ		※約 35φ　・	・	

(3)　手すりの強度基準は、「日本金属工事業協同組合」が策定した「手摺の安全性に関する自主基準及び研究報告」(2011 年版）によることとし、その強度グレードは、次による。

グレード	水平荷重 N/m	水平荷重 Kgf/m	適用用途の例	適用箇所
・ 1	735	75	個人住宅の廊下、バルコニー	
⊙ 2	980	100	集合住宅の共用廊下、バルコニー	メンテナンス用
・ 3	1,225	125	集合住宅の避難経路、避難階段	
⊙ 4	1,470	150	商業施設及び公共施設の通路、学校及び大規模オフィスビルの避難経路	2・6 以外
・ 5	1,960	200		
⊙ 6	2,940	300	多人数の人が集まる公共空間	市民開放エリア
・ 7	2,940 超	300 超	吹抜け空間の周囲	

(4)　手すり（特に外部）は、必要に応じて伸縮調整継手を設置のこと。

■20.2.18
天井点検口

天井点検口の材質、寸法、形式、枠等は、次による。
※図示　⊙下表による。

材種	寸法（mm）	形式		外枠	内枠
⊙アルミニウム製 ・	⊙450×450 ・600×600 ・	⊙一般形 ⊙気密形	⊙屋内外用 ⊙屋内用	※額縁タイプ ・目地タイプ	※額縁タイプ ・目地タイプ

※天井点検口の裏面に、所定の用紙にて使用用途を明記する。

(ｼ)　耐火材料

施工部位	種別	規格等
・ファスナー部	※図示　・	※図示　・
・取付けブラケット	※図示　・	※図示　・
・パネル目地部	※図示　・	※図示　・
・層間ふさぎ	※図示　・	※図示　・

(3)　性能の確認及び判定方法は、次による。
※受注者は、性能の確認及び判定方法が確認できる適切な資料により、監理者の承認を受ける。
・（　　）

18 章　塗装工事

1 節　共通事項

■18.1.3
材料

(1)　塗料を屋内で使用する場合のホルムアルデヒドの放散量は、次による。
※ F☆☆☆☆　・（　　）

(5)　防火材料は、次による。
※屋内の壁及び天井仕上げは、防火材料とする。
・次の箇所を除き、防火材料とする。
（箇所：　　）

4 節　合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）から 13 節　木材保護塗料塗り（WP）

■18.13.1
鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ、下塗り及び表面仕上げ塗料の種類

標仕 18 章 2 節から 4 節、7 節及び 8 節にかかわらず、次の適用部位では、鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえ、下塗り及び表面仕上げ塗料は、下表を優先する。

下地	適用部位	素地ごしらえ又は下塗り	仕上げ塗料の種別
鉄鋼面	・天井のない鉄骨露出部 ・	※錆止め塗装	・
亜鉛めっき鋼面	・室内プール上屋鉄骨 ・外部鉄骨階段 ・	※スイープブラスト処理又はりん酸塩処理（クロメートフリー処理）のうえ、溶融亜鉛めっき用エポキシ樹脂下塗り塗料。	・2 液形ポリウレタン樹脂塗り ・
	・塩害地域の屋外にある鉄部 ・	※スイープブラスト処理又はりん酸塩処理（クロメートフリー処理）のうえ、溶融亜鉛めっき用エポキシ樹脂下塗り塗料。	・常温乾燥形ふっ素樹脂塗り ・
	・外部鉄骨階段 ・	※亜鉛めっき鋼面を仕上げ面とする。 ・亜鉛めっき鋼面にりん酸塩処理（クロメートフリー処理）したものを仕上げ面とする。	白錆防止処理は、標仕 14.2.3［鉄鋼の亜鉛めっき］による。

19 章　内装工事

1 節　共通事項

■19.1.3
接着剤

内装工事に用いる接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、次による。
※F☆☆☆☆　・（　　）
接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。

9 節　断熱・防露

■19. 9.1
一般事項

(2)　平成 25 年 1 月 31 日国土交通省、経済産業省告示第 1 号「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」による地域区分は、次による。
（・1　・2　・3　・4　・5　⊙6　・7　・8 ）地域

■19.9.3
断熱材打込み工法

(1)　(7)　断熱材の種類及び厚さは、次による。（JIS A 9521（建築用断熱材））

種類、熱伝導率 λ		施工箇所	厚さ（mm）	品質等
⊙押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材	※3 種 b	※一般部	※30	※ノンフロン（A 種） ※自己消火性を有するもの。
	λ≦0.028W/mK 以下	※土間床下	※30	
	※3 種 b(ｽｷﾝ層付)	※屋根、屋上	※30	
	λ≦0.028W/mK 以下		・	
・硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材	※2 種 2 号（PUF-2.2） λ≦0.024W/mK 以下	※屋根、屋上 ・	・25 ・	※ノンフロン（A 種） ※自己消火性を有するもの。
・ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ断熱材	・λ = 0.020 w/mK 以下 ・λ≦	・	・	
⊙現場発泡断熱材	※A 種 1 λ≦0.034W/mk	※断熱材補強部分	※25	※ノンフロン（A 種） ※難燃性を有するもの。
		※一般部	※25	
・断熱材兼用型枠	・木質系 ・コンクリート系 ・プラスチック系	※壁（図示の範囲）	・40 以下	断熱抵抗 = 厚さ/熱伝導率 = 0.676m²･k/w 以上
		・床	・	
		製造所：建設技術評価「建築物の断熱材兼用型枠工法の開発」において、評価を取得したもの。		
・		・		

(7)　フェノールフォーム断熱材のホルムアルデヒド放散量：
※F☆☆☆☆　・（　　）
(ｲ)　開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量：
※F☆☆☆☆　・（　　）

■19.9.5
断熱材の施工

(1)　RC 造の建築物で断熱材が連続しない部分（冷橋及び熱橋）には、隙間なく断熱補強を行う（内断熱及び外断熱とも）。受注者は、断熱工事の施工前に、結露発生のおそれがある部位について、結露計算のうえ、断熱補強範囲計画図を作成し、監理者の承認を受ける。

(2)　内装制限により不燃等の防火性能を要する箇所（排煙チャンバーの天井内を含む。）では、断熱材を露出して使用しない。使用する場合は、断熱材を不燃認定品とする又は断熱材の上に不燃材料を施す。

(3)　接地部分の土間スラブ下には、ポリエチレンフィルムの上に断熱材を施工する。

(4)　外気に接する軒天、外装材裏面、屋上笠木等で、室内側より湿気が入り、結露発生のおそれのある部位には、シーリング、防湿材等の防湿対策を行う。

(5)　非空調の階段室、倉庫等で、空調エリアから湿気が流入する場合は、断熱補強、防湿処理等の結露防止対策を行う。なお、空調エリアでも非空調時に、結露発生のそれのある場合は、同様の対策を行う。

(6)　グラスウール等の透湿性の高い断熱材を使用する場合は、室内の湿気が入らないように、シーリング、防湿材等の防湿対策を行う。

(7)　断熱材を貫通する金物類の室内側には、現場発泡硬質ウレタンフォーム等により、長さ 1m 程度の断熱補強を行う。

(8)　開口部の枠回りは、モルタル充填を完全に行ったうえで、断熱材を枠又は額縁まで施工し、断熱材の欠損をなくす。

(9)　(7)　設備機器の設置、下地材の加工及び取付け等の際に、火気を使用する室に適用する断熱材は、「(一財) 日本建築センター」発行の「溶接･溶接火花による着火可能性を低減する被覆断熱材認定基準」を適用する。
(ｲ)　引渡後、設備機器の更新等の際に、火気を使用する可能性がある箇所（DS、PS、EPS、免震層等）は、断熱材を不燃認定品とする又は断熱材の上に不燃材料を施す。

(10)　断熱材打込み工法及び断熱材発泡工法の上にせっこうボード等の直張り用接着剤を施工する場合は、JIS A 9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）の試験方法及び接着強さに準拠したプライマー処理を行う。

10 節　遮音・防振

■19.10.1
遮音性能

(1)　外部からの遮音性能は、次による。
室内騒音レベルの目標値：　※45dBA 以下　・（　　）dBA 以下
重要室（　　）の室内騒音レベルの目標値：　※40dBA 以下　・（　　）dBA 以下
受注者は、工事完成時に、上の目標値を満足していることを測定し、監理者の確認を受ける。

(2)　室内の間仕切の遮音性能（JIS A 1419-1（建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法、第 1 部：空気音遮断性能））は、次による。
会議室間の間仕切の遮音性能の目標値：　※Rr-50 以上　・Rr-（　　）以上
便所間（男女）の間仕切の遮音性能の目標値：　・Rr-50 以上　※Rr-（　40　）以上
居室と便所、居室と
EV シャフト間の間仕切の遮音性能の目標値：　※Rr-55 以上　・Rr-（　　）以上
室内遮音の留意事項
間仕切と開口部の建具枠との取合い部、柱との取合い部及び開口部回りの上下階の水平区画部においては、遮音性能の確保に注意する。また、遮音上重要な壁には、コンセントボックス、スイッチボックス、ペーパーホルダー等による欠き込みを設けない。やむをえず設ける場合は、スチール捨てボックスを先付けして、その中に設ける。

(3)　外部に設置する設備機器類の騒音値は、隣地境界線上で騒音規制法に定める規制値以下とする。

■19.10.2
防振対策

(1)　床の防振対策は、次による。
厨房直下の居室に対する防振対策：　※図示　・RC 浮床構造　・防振二重床
機械室直下の居室に対する防振対策：　※図示　・RC 浮床構造　・防振二重床
食堂直下の居室に対する軽量床衝撃音対策：　※図示　・防振二重床
歩行可能な屋上庭園直下の重要室に対する防振対策：　※図示　・RC 浮床構造

(2)　外部、厨房等の水を使用する室に用いる浮床材は、全て耐水型とする。

20 章　ユニット及びその他の工事

2 節　ユニット工事等

■20.2.6
手すり

(1)　階段等の手すりの材料の種類及び仕上げは、次による。
※図示　・下表による。

材種	表面仕上げ	直径（mm）	取付箇所	備考
・集成材	※クリアラッカー ・	※35　・45　・	・	
・ステンレス製パイプ	※HL　・	※42.7φ　・	・	
・鋼製パイプ	・EP-G　・SOP ・溶融亜鉛めっき（B 種）	※42.7φ　・	・	
・樹脂製ﾊﾝﾄﾞﾚｰﾙ		※約 50W　・	・	
・樹脂製被覆パイプ		※約 35φ　・	・	

(3)　手すりの強度基準は、「日本金属工事業協同組合」が策定した「手摺の安全性に関する自主基準及び研究報告」(2011 年版）によることとし、その強度グレードは、次による。

グレード	水平荷重 N/m	水平荷重 Kgf/m	適用用途の例	適用箇所
・ 1	735	75	個人住宅の廊下、バルコニー	
⊙ 2	980	100	集合住宅の共用廊下、バルコニー	メンテナンス用
・ 3	1,225	125	集合住宅の避難経路、避難階段	
⊙ 4	1,470	150	商業施設及び公共施設の通路、学校及び大規模オフィスビルの避難経路	2・6 以外
・ 5	1,960	200		
⊙ 6	2,940	300	多人数の人が集まる公共空間	市民開放エリア
・ 7	2,940 超	300 超	吹抜け空間の周囲	

(4)　手すり（特に外部）は、必要に応じて伸縮調整継手を設置のこと。

■20.2.18
天井点検口

天井点検口の材質、寸法、形式、枠等は、次による。
※図示　⊙下表による。

材種	寸法（mm）	形式		外枠	内枠
⊙アルミニウム製 ・	⊙450×450 ・600×600 ・	⊙一般形 ⊙気密形	⊙屋内外用 ⊙屋内用	※額縁タイプ ・目地タイプ	※額縁タイプ ・目地タイプ

※天井点検口の裏面に、所定の用紙にて使用用途を明記する。

■20.2.19
床点検口

床点検口の材質、寸法、形式、枠等は、次による。
※図示　⊙下表による。

材種（受枠とも）	寸法（mm）	形式		備考
・アルミニウム製 ⊙ステンレス製（SUS304） ・鋼製	・450×450 ⊙600×600 ・	⊙一般形 ⊙密閉形 ・結露防止形	⊙屋内外用 ⊙屋内用	⊙鍵付き

■20.2.22
エキスパンションジョイント金物

(1)　エキスパンションジョイント金物の種別、仕様及び適用範囲は、次による。なお、(2) から (4) に示す付帯性能、安全対策その他については、共通とする。
(7)　建築物間のエキスパンションジョイント
材種：　※図示　・アルミニウム製　⊙ステンレス製（SUS304）
EXP.J部における建築物間のクリアランス及びEXP.Jの設計可動量は、
・次による。
⊙基本設計の構造計画に示す性能目標に基づき、実施設計において定める。

階区分	建築物間のクリアランス	EXP.Jの設計可動量	備考
階から　階	（　　）	（　　）	
階から　階	（　　）	（　　）	
階から　階	（　　）	（　　）	

注）建築物間のクリアランスは、大地震時に躯体が衝突しない作動寸法に施工誤差を含めた設計寸法をいう。（　　）内数値は、クリアランスとして最低必要な施工誤差を含まない数値とし、検査時の判定値として用いる。建築物間のクリアランス、設計可動量は、水平方向（全方向）の数値を示す。

(ｲ)　免震エキスパンションジョイント
材種：　※図示　・アルミニウム製　⊙ステンレス製（SUS304）
クリアランス：　※免震特記仕様書（構造）による。　・（　　）mm
EXP.Jの設計可動量：　※1F：±600mm　2F：±750mm　・±（　　）mm
残留変位対応：　残留変位量（ ※50mm　・　　mm ）に対し、EXP.J部の機能維持。
⊙クリアランス・EXP.Jの設計可動量は、基本設計の構造計画に示す性能目標に基づき、実施設計において定める。
落下防止措置：　※あり　・なし
※免震エキスパンションジョイントの性能指標は、「(一社) 日本免震構造協会（JSSI）」発行の「免震エキスパンションガイドライン」による（ ・A種　※B種　・C種 ）とする。ただし、非免震建物側の層間変位による回転角を考慮しなければならない場合は、その回転角（ ※1/200　・1/100　・　　）を許容できる製品とする。
※受注者は、エキスパンションジョイントの作動時にその動きを妨げることのないように、周辺の仕上げを行うとともに、エキスパンションジョイントを挟んで両側の建築物同士が、作動時に接触しないようにクリアランスの確保、レベルの設定を行う。

(2)　付帯性能
(7)　耐火性能：　※当該部分の必要耐火時間とする。　・（　　）時間
(ｲ)　床耐荷重：　※当該部分の積載荷重とする。　・（　　）Pa
(ｳ)　耐風圧性能（外部）：
※特仕 工事概要 12（1）(ｲ)［非構造部材の設計用風圧力］による。　・（　　）Pa
(ｴ)　防水型性能（外部）：※適用する(外部等の水掛り部)　・適用しない
(ｵ)　遮音性能：　※図示　・T-2等級（JIS A 4702（ドアセット））以上　・（　　）
(ｶ)　その他の付帯性能：　・（　　）

(3)　安全対策
(7)　落下防止
直下の床面から2m以上の高さにあるExp.Jは、大地震時に変形、取付け部の損傷等が起きた場合でも脱落しないようにワイヤでつなぐ等の落下防止措置を講ずる。
(ｲ)　隙間、穴
床、壁においては、地震動による作動中及び地震後に、手、足、指等が挟まれるような隙間、穴が生じないように配慮する。
(ｳ)　エッジ
床、壁においては、地震動による作動中及び地震後に、部材の端部がはねだして、人体を傷つけることのないように配慮する。
(ｴ)　注意表示
利用者に注意を促すため、該当箇所に「この部分は地震時に動きます。」等の表示を行う。

(4)　その他
(7)　Exp.Jは、堅固な鉄骨、コンクリート等に取付けること。天井及び壁のせっこうボード等の軽量鉄骨下地（野縁、スタッド等）に取付けてはならない。
(ｲ)　出入隅、直交部等の複雑な納まりとな Exp.Jは、製造所による作動試験により、円滑な作動が確認済みのものとする。作動試験の実績のないものは、施工に先立ち、作動試験を実施し、作動状態を確認する。

■20.2.25
流し台ユニット

流し台ユニットの寸法及び規格等は、次による。
※図示　⊙下表による。

種類	寸法（mm） W	寸法（mm） D	寸法（mm） H	適用内容	規格等
⊙流し台	※1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ⊙650	・800 ⊙850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製	※優良住宅部品 （ｾﾋﾞｼｮﾅﾙｷｯﾁﾝ A 型） ・
⊙こんろ台	※600 ・650 ・700	・550 ・600 ⊙650	・620 ⊙670	市販品 バックガードあり 天板ステンレス製	
⊙つり戸棚	※1200 ・900 ・600	⊙450	・500 ⊙700	市販品	
⊙水切り棚	※1200 ・900 ・600			市販品 ステンレス製 ※1 段式　・　段式	

流し台ユニットの品質及び性能は、JIS A 4420（キッチン設備の構成材）による。

■20.2.27
洗面カウンター

洗面カウンターの仕様は、次による。
※図示
⊙市販品　材種：　・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　⊙人工大理石
奥行き（mm）：　・約 450　・約 600

■20.2.37
サイン

(1)　適用範囲
(7)　室内外及び敷地内に設置する各種案内板、室名表示等のサイン及び移動式サイン、建築物に付設される屋外大型広告及び屋上ネオン広告等に適用する。
(ｲ)　案内板、サイン等の本体が別途工事の場合であっても、該当する下地等に適用する。この場合、別途工事となる部分の下地強度等の設計条件を、完成時の引継ぎ書類に明記する。
(ｳ)　電照式サインにおける電気設備工事との工事区分は、工事区分表による。

(2)　サインの寸法、仕上げ、規格等
・図示　※（　図示を除き第 1 庁舎に準ずるものとし、特記仕様書 5 サイン計画による）
室内用図記号は、JIS Z 8210（室内用図記号）による。

(3)　サイン工事の性能値
次の性能条件に対して、倒壊、脱落、破損等がないものとする。
※耐風圧性能、耐震性能等の荷重条件は、特仕 工事概要 12（1）(ｲ)［非構造部材の設計用風圧力］及び (ｳ)［非構造部材の設計用震度］による。
・（　　）

(4)　前号 (3) 以外の性能値は、設計図面によるほか、定めのない規定は、建築基準法のほか、関連法令、「(一社) 日本建築学会」JASS14（カーテンウォール工事）、同・各種指針及び「(一財) 日本建築センター」発行の「建築設備耐震設計･施工指針」に準拠する。

(5)　受注者は、サインの施工、サインの使用開始等に伴い必要となる官公署その他の関係機関への届出手続等は、それらに先立ち、直ちに行う。

(6)　サインに使用する全てのガラスは JIS 規格品とし、厚さ 5mm を超える強化ガラス（倍強度ガラスとも）は、全てヒートソークテスト合格品とする。カーテンウォールに取り付くサイン類の補強下地材は、カーテンウォールの工事専門業者による製作及び取付けとし、製作前に十分に調整を行う。

■20.2.39
視覚障害者用ブロック等

(1)　視覚障害者誘導用ブロックの仕様は、次による。
・図示　※下表による。

施工箇所		材質	寸法（mm）	厚さ（mm）	備考
屋内	※建物入口-総合案内、触地図、階段（段部の上端に近接する廊下部及び踊り場）	・合成ゴム製 ・セラミックタイル ・コンクリート平板 ・天然石（特注品） ※SUS 鋲（合成樹脂入）	※300×300 ・	※10 ・15 ・	
屋外	※建物入口-敷地入口	※コンクリート平板 ・セラミックタイル ・合成ゴム ・天然石（特注品） ・	※300×300 ・	・15 ・30 ※60 ・	

(2)　視覚障害者誘導用ブロックのパターンは JIS T 9251（視覚障害者用誘導用ブロック等の突起の形状、寸法及びその配列に関する規程）による。色彩は、原則として、黄色とする。

21 章　排水工事

1 節　共通事項

■21.1.3
雨水排水計画書の作成

受注者は、着工後速やかに、敷地全般を含めた雨水排水計画書を作成し、監理者に提出し承認を受ける。特に、完成後の維持管理に支障が出ないように受注者側として雨水排水計画の再点検を行い、施工計画書に反映する。雨水排水計画の条件は、特仕 工事概要 12（2）(ｴ)［時間最大降雨量］及び (ｵ)［10 分間最大降雨量］に基づき、受注者にて再計算し、施工に反映する。ただし、施工に必要なとい部材等は、本工事に含まれるものとする。

施設計画

1　外壁面を含む区画間仕切壁は、必要耐火性能を確保すること。(箇所は区画図を参照のこと)

2　点検口の数量および性能は、点検・作業が無理なく行える位置と仕様にすること。

3　PS・EPS・DSの扉は、保守点検などに配慮して有効高さは2.0m以上とすること。

4　ハイサイドライト以外の執務室など居室が外部に面する建具には、ブラインドおよびブラインドボックスを設け、
日射などに配慮すること。
ハイサイドライトとなる上部の開口については必要諸室に限りブラインドボックスおよび電動ブラインドを設ける。

5　屋内の消火栓・消火器ボックスは、壁埋込とすること。

6　だれでもトイレは車いすの使用を考慮し、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)」
に準拠すること。

7　メンテナンスタラップはSUS製とし、足掛かりが床から2mを超える場合は、背かご付きとする。

8　ゲリラ豪雨、台風被害などに配慮した雨水排水計画とする。

9　各種地下ピット、水槽などは、直上階の室などの配置、メンテナンスに配慮した計画とし、
結露などが発生しないよう、留意すること。

10　下階がピロティ・免震ピットとなる居室は床下の断熱処理を行うこと。

11　サインや映像音響設備などが取り付く壁面、天井については適切に下地補強を設けること。

12　スライディングウォール設置箇所の上階への固体音伝搬対策を講じること。

13　議会事務室上のWCは配管貫通部の防振処置、遮音外装などの騒音・振動対策を講じること。

14　消防との協議により避難器具を適切に設置すること。

仕上計画

(1)外装

1　外壁および下地の仕様は、耐風圧計算等の条件に適合すること。外装材・シールなどに損傷が生じない計画とする。
目地は、維持管理に配慮した計画とするほか、意匠上建具などと統一した割り付けとすること。

2　乾式壁を意匠上、景観上の主要な箇所に用いる場合は、素材感およびデザインに配慮すること。

3　ガラリやルーバーなどは、風の通過音に留意したディティールを採用すること。

4　外壁材と窓廻りとの取り合い部は、水切りの十分な出幅の確保や水切り端部に立ち上がりを設けるなど、
雨だれによる汚れが生じにくい計画とすること。

5　窓システム、外壁、屋根や床(ピロティ部など)において、次に示す外皮性能を有すること。
①窓システム：日射遮蔽係数=0.2以下、熱貫流率=3.0(W/㎡K)以下
②外壁その他：熱貫流率=10(W/㎡K)以下

(2)内装

1　各室の用途、機能及び配置場所に応じて、断熱材や吸音材の設置などを十分検討し、採用すること。

2　内装仕上げの異種取り合い部は、見切り材(SUSフラットバー程度)を用いること。

3　遮音壁、区画壁などはスラブ下までの壁とする。
便所の間仕切り壁は仕上表に記載している遮音性能同等以上の仕様とする。

4　スライディングウォール・スチールパーティション(設置可能ラインを含む)は遮音タイプとし、天井内に垂れ壁を設置すること。
垂れ壁も室の遮音性能に対応させること。

5　スライディングウォール・スチールパーティション自体の遮音性能は、室の遮音性能より1ランク上げること。

6　スクリーンボックスはスチール製W200×H200、SOP塗装程度とする。

7　地下ピットは湧水があることを想定し対応を行うこと。

8　OAフロアは更新時など、配線が整理しやすいものを選定すること。

9　仕上計画は、各室の用途、機能に応じ、長寿命で耐久性に優れ、かつ清掃、補修及び点検がしやすいなど、
維持管理に配慮した材料、工法を選定すること。

10　地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内装計画とすること。
なお、特定天井に該当しない天井についても、安全性を確認し、必要に応じ補強などの措置を講じること。

11　ATMや金庫については機能を保守するため、水損が生じないよう防水を適切に設けること。

(3)建具共通

1　内部・外部建具は、各用途に応じた計画とし、有効寸法・各種仕様は、目的・条件を考慮して設定すること。
ドアクローザ等金物の取付位置、枠寸法は意匠上配慮して設置すること。

2　シャッターは、障害物感知装置を設け、安全性を確保すること。

3　電気錠は停電時も使用できるものとすること。

4　鍵はマスターキーシステム方式とし、グルーピング、予備マスターキー、同一・鍵違本数の確保など
建物管理に配慮した計画とすること。

5　各室の機能に応じ、家具、備品、設備・消防・情報機器などが搬入可能な有効寸法を確保すること。
自動扉は、安全センサー、可動扉部の安全柵の設置など、巻き込み防止及び挟まれ防止などの安全対策を講じること。

6　鋼製のものは、下地を含め、防錆処置を行うこと。

7　建具などのガラスは、参考図　建具共通事項に準ずること。
なお、人体衝突に対する安全性を確保すべき箇所は、
「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針(財団法人日本建築防災協会)」によること。

8　全面ガラスなどの視認性が低い部分は、衝突防止策(ライン、マークなど)を講じること。

9　PS、EPSなど日常利用を想定しない建具の枠はFB枠とする。

屋上

1　法令に従い、敷地境界線上の騒音地を低減できる計画とすること。

2　屋上は、周辺景観を考慮し、目隠しルーバー等を設置すること。

サイン計画

1　1、2階の主要な出入口には、総合案内板を設置し、音声および点字対応の触地図とすること。

2　エレベーター には、各階構成及び窓口部署がわかるよう、サインを設置すること。
なお、部署などの変更にフレキシブルに対応できる仕様とすること。

3　来庁者への情報発信のために、掲示板及びポスターケースなどを適切な位置に配置すること。

4　各階案内サイン、各窓口サイン及び室名サインなどは、来庁者及び職員に対してわかりやすい表示とし、
レイアウトや部署などの変更にフレキシブルに対応できる計画とすること。
会議室関係の居室には、スライド式等サインにて空室／使用中がわかるようにすること。

5　駐車場及び駐輪場の案内サインは、利用者が迷わず識別できるよう、適切な計画とすること。

6　来庁者、職員及び建物管理者などの安全確保のため、注意喚起、警告及び安全な操作などに必要な情報について
表示を行うこと。

7　サインの仕様については第1庁舎に準ずる。

8　2か国語表記(日本語・英語)を基本とし、その他第1庁舎に準じた言語表記とする。

9　高齢者および弱視者の方等誰にでも判読しやすいように、視認距離に応じた文字サイズ設定を行う。
また、複数の言語を併記する際の読みやすさを考慮し、和文高さ1に対して、
英文等の高さを0.5の比率とすることを原則とする。

10　ピクトグラムは標準案内用図記号およびJIS 規格を原則とする。

11　色彩は高齢者および色弱者の方等に配慮して、見分けにくい色の組み合わせや、彩度の低い色同士、鮮やかな蛍光色同士の
組み合わせを避けるなど、カラーユニバーサルデザインに配慮する。

外構計画

1　新設する樹木については、公園との連続性や一体感のある自然景観をつくるため、自然の植生を意識すること。

2　いこいの広場の植栽の一部には可動プランター植栽を採用し、臨時駐車場やイベントなどの対応ができる設えとすること。

3　既存配管等の盛替え新設や仮配管等を適切に行うこと。また、他工事との調整を踏まえた施工を行うこと。

維持管理計画

1　バルコニーおよび屋上にはメンテナンス用の安全帯フック(丸環など)を設置すること。

2　定期的な点検、メンテナンスによる設備停止においても施設機能を維持すること。

3　屋上設備機器更新時のクレーンによる更新作業が容易に行えるよう、実施設計時に計画すること。

工事関係

1　工事用仮設電力、および用水は工事者負担とする。

2　コンクリート工事における構造体強度補正値については、以下の通りとする。
3月～11月(7～9月をのぞく)3N/mm2、12月～2月6N/mm2

3　暑中におけるコンクリートの構造体強度補強値は以下の通りとする。7月～9月(打設日)6N/mm2

4　防水工事はすべて専門業者の責任施工とし、材料メーカー、防水施工業者、請負者の三者連名にて下記の年限保証とする。
・アスファルト防水10年・モルタル防水5年・塗膜防水10年・合成高分子系ルーフィングシート防水10年
・FRP防水10年　・アスファルトシングル(冷工法)10年

5　仮設材の防音仕様や、騒音・振動の常時低減管理、粉塵防止剤等の運用、ローリングに伴う、
工事中の来庁者駐車場や来庁者動線の変更等について来庁者へ工事情報の提供等を適切に行うこと。

その他

1　「全館避難安全検証法」による避難計画を行い、実施設計時に評定機関と詳細協議を行うこと。
また、検証においては、資料編に示す「執務室の将来対応」に基づく室の分割を踏まえること。

2.　構造性能概要書

共通事項

1. 設計図書の構成及び表示事項に不整合のある場合の優先順位は次による。
   （1）現場説明に対する質問回答書
   （2）現場説明書（見積要項書のある場合はそれを含む）
   （3）特記仕様書
   （4）設計図
   （5）国土交通省大臣官房監修　公共建築工事標準仕様書　令和４年版
   したがって、本特記仕様書は設計図（建築一般図、建築構造図）全てに優先する。
2. 項目の適用は、項目番号（各章１．２．３・・・の連番）に〇印の付いたものを適用する。
3. 特記事項の適用は次による。
   （1）⊙印の付いたものを適用する。この場合、※印があっても※を適用しない。
   （2）⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
   （3）⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。
   （4）・印のものは、適用しない。

構造概要

① 計算ルート　新庁舎　・ルート1 ・ルート2（・2-1 ・2-2 ）・ルート3 ⊙時刻歴 ・その他（　）
　　テラス　・ルート1 ・ルート2（・2-1 ・2-2 ）⊙ルート3 ・時刻歴 ・その他（　）

② 積載荷重　（N/m2）

用途	床・小梁用	架構用	地震用
執務室	2,900～4,900	1,800	800
倉庫・一般書庫	7,800	6,900	4,900
可動書庫・HDZ	11,800	10,300	7,400

③ 積雪荷重　区域　※一般　・多雪
　積雪量　30 cm　単位荷重 20 N/m2/cm　積雪荷重 600 N/m2

④ 風荷重　基準風速　Vo= 38 m/s
　地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ

⑤ 地震荷重　地盤種別　・Ⅰ種　⊙Ⅱ種　・Ⅲ種
　地域係数　・0.7　・0.8　・0.9　※1.0　（・　）
　重要度係数(上総テラス)　※1.0　・1.25　⊙1.5
　重要度係数(大型公用車車庫)　※1.0　・1.25　・1.5

⑥ 地下水位　設計水位　GL- 3.06 m

３章　土工事

① 地盤調査
⊙地盤調査資料（設計段階で、すでに行ったもの）
※有（※敷地内 ・近隣）
調査結果はボーリング柱状図（図示）及び調査報告書（別資料）による。
・無
・地盤調査計画（これから行うもの）
調査項目は下記により、その調査仕様は（※別紙仕様書　・図示
・４章３項（平板載荷試験））による。
・ボーリング　・標準貫入試験　・土質試験　・平板載荷試験
・
⊙地盤調査及び試験杭の結果により、杭長、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある。
・埋設物調査（埋設管類、既存障害物等の状況調査）を行う。
・隣接物調査（隣接する建物、道路、障害物等の状況調査）を行う。
⊙地盤調査、埋設物調査、隣接物調査については〇印がなくても施工者の判断により行う。

② 障害物　⊙障害物に関する特記
上総テラスは、既存杭と新設杭との干渉に注意して設計施工すること。

③ 排水（３．２．２）　※排水は下記による。
・かま場工法　・ディープウェル工法
・ウェルポイント工法　※施工者の選定工法による

④ 埋戻し・盛土（３．２．３）　※埋戻し・盛土の種別　（表３．２．１）
・A種　※B種　・C種　・D種

⑤ 建設発生土（３．２．５）　※建設発生土の処分は下記による。
・場内指示の場所へ推積　・場内指示の場所へ敷き均し
※場外搬出処分　・現場説明による

⑥ 山留め工法（３．３．１）（３．３．３）　※山留め工法は下表による。

指定	山留め工法	備　考
・	オープンカット工法	
・	親杭横矢板工法	・打撃工法　※低騒音低振動工法
・	シートパイル工法	・打撃工法　※低騒音低振動工法
・	場所打ち鉄筋コンクリート連続地中壁工法	・仮設　・構造体
・	ソイルセメント柱列壁工法	・オーガー　・ロックオーガー　・ＣＤ
※	施工者の選定工法による	

※山留めの存置
・行う　（存置範囲　※全て　・図示による）　・行わない
・親杭または鋼矢板等の抜き跡の処理（・　※直ちに砂等で充填する）
※山留工法の種別等により、判断する。
※支保架構は下記による。
・切り梁工法　・アースアンカー工法（※除去式　・埋込み方法）
・アイランド工法　※施工者の選定工法による

8. 逆打ち工法　※逆打ち工法を採用する。
・逆打ち工法に関する特記（・図示による　・下記による）

４章　地業工事

① 工法の選定（４．１．１）
・直接基礎　（・ベタ基礎　・布基礎　・独立基礎）
支持地盤　（　）
基礎底深さ　※図示による　・ GL-（　）m
長期許容支持力度（　）kN/m2
試験掘　（※行う　・行わない）
⊙杭基礎
支持地盤　（細砂層）
試験杭　（※ 本杭を利用する ・最初の1本（場所打ちコンクリート杭））
杭径と長期許容支持力　（・下表による　※図示による）

杭径（mm） 杭頭	杭先端	長期許容支持力	杭の先端レベル	備　考
		kN/本	GL-　m	
		kN/本	GL-　m	
		kN/本	GL-　m	
		kN/本	GL-　m	
		kN/本	GL-　m	
		kN/本	GL-　m	

※杭芯ずれの許容値（※100mm　・150mm　・　mm）
※高さ方向の施工誤差の許容値（※±50mm　・　mm）
上記数値を超えた場合の処置は監理者と協議すること。

2. 杭の載荷試験（４．２．３）　※杭の載荷試験を行う。
試験項目は下記により、その仕様は（※別紙仕様書　・図示）による。
・杭の鉛直載荷試験　・杭の水平載荷試験
・杭の引抜き試験　・

3. 地盤の載荷試験（４．２．４）　※地盤の載荷試験（平板載荷試験）を行う。
試験仕様は（※別紙仕様書　・図示　・下表）による。

指定	支持地盤名	深　さ	長期許容支持力	箇　所	備　考
・		GL-　m	kN/m2	ヶ所	
・		GL-　m	kN/m2	ヶ所	

※試験位置は図示による
最大載荷荷重は、長期許容支持力の（※3倍　・　倍）とする。

④ 既製杭の材料（４．３．３）（４．３．６）（４．３．８）（４．４．３）　※既製杭の種別は下表による。

指定	種　類	種　別　等	備　考
⊙	PHC杭（高強度プレストレストコンクリート杭）	※種別は図示による ・A種　・B種　・C種	※Fc105 ・
⊙	SC杭（外殻鋼管付コンクリート杭）	※鋼管の材質・厚さは図示による ・材質　（・SKK400・SKK490） ・鋼管厚（　）mm	※Fc105 ・
・	PRC杭（鉄筋または平鋼を入れたコンクリート杭）	※種別は図示による ・Ⅰ種　・Ⅱ種　・Ⅲ種　・Ⅳ種	※Fc105 ・
・	ST杭（拡径断面を有する遠心力高強度プレストレストコンクリート杭）	※種別は図示による ・A種　・B種　・C種	※Fc105 ・
・	鋼管杭	※材質は図示による ・SKK400　・SKK490	
・			

※杭先端部の形状（・閉塞形　・開放型　※評定取得仕様による）
※杭の継手　⊙有（　）ヶ所（・溶接継手　・機械式継手　⊙図示　）・無
※機械式継手は評定等を受けた工法とし、施工方法及び検査は評定等の規定による
※杭頭の処理　※切断しない　・
※フーチングとの接合方法は(※図示による　・　)
※既製杭の打設工法は図示による。
・打撃工法
・プレボーリング併用の有無
※併用する　掘削長　杭先端部（※1m ・　m）を残す。
掘削径　・杭径と同じ（オーガー部分の摩擦力無視）
・杭径-50mm　（オーガー部分の摩擦力考慮）
・併用しない（直打ち工法）

⑤ 既製杭の打設工法（４．３．４）（４．３．５）（４．４．４）
※ハンマーの種類（※油圧ハンマー　・ディーゼルハンマー　・　）
※防音カバー　（※有 ・無）
※埋込み工法　・セメントミルク工法　・
※大臣認定工法
・プレボーリング拡大根固め工法
・中堀り拡大根固め工法
・

6. 場所打ちコンクリート杭の材料（４．５．４）
※コンクリートの種別は（・A種　※B種　・図示による）　（表 ４．５．１）
※コンクリートの基準強度及びスランプは（※６章による　・図示による）
※鉄筋の材料は（※５章による　・図示による）
※鉄筋かごの補強は図示による

7. 場所打ちコンクリート杭の打設工法（４．５．５）（４．５．６）
※場所打コンクリート杭、場所打鋼管コンクリート杭の打設工法は
（・下表による　※図示による）

指定	工 法	拡底の有無	鋼管の有無	備　考
・	アースドリル工法	・有　・無	・有　※無	
・	リバースサーキュレーション工法	・有　・無	・有　※無	
・	オールケーシング工法	・有　・無	・有　※無	
・	ＣＤ工法	・有　・無	・有　※無	
・	深礎工法	・有　・無	・有　※無	・人力 ・機械堀り併用
・	連続地中壁			

※オールケーシング工法と深礎工法及び無水掘工法以外は、超音波測定器による孔壁の測定を行う。検査の数量は（・全数　※各杭径毎に1本
・各杭径毎に（　）%）とする。
※余盛りの高さ（※800mm　・0mm（深礎の場合）
・500mm（孔中の水が少ない場合））
※余盛りの除去（※低騒音低振動工法　・はつりによる）

⑧ 砂・砂利・割り石・捨コンクリート地業（４．６．２）～（４．６．４）　※使用する地業名及び厚さ（mm）は下表による。

指定	種　類	材 料	基礎下	地中梁下	底版下	土間コンクリート下	1階床下空ピット
⊙	砂利地業	※再生クラッシャラン ・砂利・砕石	※ 50 ・	※ 50 ・	※ 50 ・	※ 50 ・	※ 50 ・
⊙	捨コンクリート	※普通コンクリート	※ 50 ・	※ 50 ・	※ 50 ・	※ 50 ・	・ 無し ※ 50 ・
・	ラップルコンクリート	※普通コンクリート	※ 図示				
・							

注）ラップルコンクリートの調合は捨コンクリートと同じとする。

9. 床下防湿層（４．６．５）　※床下防湿層の施工箇所は1階スラブ直下（ピット部分を除く）及び土間スラブまたは土間コンクリート直下とする。また、断熱材がある場合は断熱材の直下とする。

10. 地盤改良　※地盤改良の施工の有無、工法は施工者選定による。

指定	分　類	工法名	改良材
・	強制圧密工法	・サンドドレーン工法 ・ペーパードレーン工法 ・パックドレーン工法 ・プレロード工法 ・	
・	液状化対策工法	・サンドコンパクション工法 ・バイブロフロテーション工法 ・グラベルドレーン工法 ・プラスチックドレーン工法 ・	
・	深層混合処理工法	※ソイルセメントコラム工法 ・　工法	※セメント系 ・　系
・	表層混合処理工法	・　工法 ※バックホウ等による撹拌	※セメント系 ・　系 ※混入量　kg/m3
・		・	・
・		・	・

注）改良範囲等詳細は図示による。

５章　鉄筋工事

① 鉄筋（５．２．１）　※使用する鉄筋はＪＩＳ Ｇ ３１１２の規格品とし下表による。

指定	鉄筋の種類	使用径	継　手	備　考
※	SD295	D16以下	※重ね継手　・	
※	SD345	D19以上	※ガス圧接　・	
※	SD390	D29以上	※ガス圧接　・	
・	SD490	D　以上	※機械式継手・	
⊙	785級	図示		大臣認定高強度せん断補強筋
・	1275級	図示		

※壁、耐圧版、杭等でD19以上の鉄筋を使用する場合の継手は重ね継手とする。
なお、あきがとれない部位は圧接とする。
※柱の帯筋（フープ）は閉鎖型フープ（スパイラルフープ等）とする。（間柱は除く）

② 溶接金網（５．２．２）　※使用する溶接金網はＪＩＳ Ｇ ３５５１（溶融金網）の規格品とし、下表による。

指定	使用箇所	径・間隔	備　考
※	防水押えコンクリート	※ 6φ-@100 ・D10@100	
※	機械室、厨房等の非構造用コンクリート	・6φ-@100 ※D10@100	
・			

③ 継手（５．３．４）
※特殊な鉄筋継手の採用：構造設計者の確認の上、採用しても良い。
※（財）日本建築センター等の評定を取得した工法とする。圧接継手、溶接継手、機械式継手の施工及び検査は、(公社)日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書（ガス圧接継手工事、溶接継手工事、機械式継手工事）2017年」による。
※帯筋・あばら筋の継手が工場溶接である場合は、(公社)日本鉄筋継手協会の認定を受けた「優良溶接せん断補強筋製造会社」の製品を使用する。

指定	継手工法	継手位置等の設計条件による仕様・等級 (1).引張力最小部位(注1)	(2).(1)以外の部位(注1)	鉄筋径・部位
・	溶接継手	※告示1463号第3項各号	・A級(注2)	・
・	機械式継手	※告示1463号第4項各号	・　級(注2)	・

注1）(1)の部位は配筋標準図における継手位置とし、(1)以外の部位は(公社)日本鉄筋継手協会規格 JRJS 0007:2017(A級継手使用基準)における図1(b)の部位とする。
注2）平成12年建告第1463号ただし書きに基づき、(公社)日本鉄筋継手協会、(財)日本建築センター等の認定・評定等を取得した継手性能の等級で、構造計算に当たって『鉄筋継手使用基準（建築物の構造関係技術基準解説書2020）』によって検討した部材の条件・仕様によること。

④ 定着（５．３．４）　※特殊な定着工法の採用：構造設計者の確認の上、採用しても良い。
※(財)日本建築センター、建築構造技術支援機構等の評定を取得した工法とする。
・定着名称（・　認定又は評価番号　）
・使用箇所（※図示　・柱　・大梁　・　）

⑤ 継手施工（５．４．２）（５．４．６）（５．５．２）（５．６．２）（５．６．３）
※継手施工は以下のものによる。
圧接継手（・Ａ級継手圧接施工会社　⊙ 優良圧接会社）
溶接継手（・優良Ａ級継手溶接施工会社(旧認定のＡ級継手溶接施工会社を含む)
機械式継手（・機械式主任技能者が所属する会社　）
※継手の施工要領書を作成する。作成者（※継手管理技士　・　）
※継手の鉄筋端部は直角かつ平滑に切断する。
切断方法（※鉄筋冷間直角切断機　・　）
※施工前試験の実施（・圧接継手　※溶接継手　※機械式継手）
試験方法は、(公社)日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書（ガス圧接継手工事、溶接継手工事、機械式継手工事）2017年」による。

⑥ 継手部検査（５．４．３）（５．４．１０）（５．５．３）（５．６．４）
※継手部検査は下表による。

工法	検査種別	検査数量	検査者	試験方法
⊙圧接継手	⊙外観検査	全数	※第三者機関	目視または計測
	⊙超音波探傷検査	抜取り１検査ロット当たり（ 30 ）箇所または(　)%	※第三者機関	JIS Z 3062 : 2014による
	・引張試験	抜取り１検査ロット当たり（　）本または(　)%	※第三者機関	JIS Z 3120 : 2014による
⊙溶接継手	⊙外観検査	全数	※第三者機関	目視または計測
	⊙超音波探傷検査	抜取り１検査ロット当たり（ 30 ）箇所または(　)%	※第三者機関	JRJS Z 0005 : 2017による
	・引張試験	抜取り１検査ロット当たり（ 5 ）本または(　)%	※第三者機関	JIS Z 2241 : 2011による
⊙機械式継手	⊙外観検査	全数	※第三者機関	目視または計測
	⊙超音波探傷検査	抜取り１検査ロット当たり（ 10 ）箇所または(　)%	※第三者機関	JRJS Z 0003 : 2017による
	・引張試験	抜取り１検査ロット当たり（　）本または(　)%	※第三者機関	JIS Z 2241 : 2011による

注）１検査ロットは同一作業班が同一日に作業した継手箇所で200箇所程度とする。
注）UT検査抜取り箇所については第三者機関による外観検査も行うこと
注）第三者機関は「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」第４条の試験機関及び第８条の検査機関または、これに準ずる機関とする。
注）「建築工事施工計画等の報告と建築材料試験の実務手引き」（東京都防災・まちづくりセンター）に準拠する案件の引張試験の抜取率は、1ロットにつき5箇所とする。
※　鉄筋継手部の第三者検査（引張試験による検査は除く）は、(公社)日本鉄筋継手協会認定の優良鉄筋継手部検査会社又は登録鉄筋継手部検査会社が行う。
※超音波探傷（UT）検査を行う場合の特記
・最初の3ロットは引張試験を併用する。　⊙引張試験を併用する必要はない。

６章　　コンクリート工事　　本章はＪＡＳＳ５（２０１８年版）に準拠する。＜　＞内にＪＡＳＳ５における項目番号を示す。

①　コンクリートの計画調合
＜３．１＞～＜３．１０＞
＜４．１＞～＜４．　５＞
＜５．１＞～＜５．１１＞

※コンクリートの種類、品質基準強度、セメントの種類、スランプ、単位水量、混和剤等は下表による。（品質基準強度Fqは、FdとFcの大きい方とする。）

	指定	使用箇所	使用骨材によるコンクリートの種類	セメントの種類	計画供用期間の級（耐久設計基準強度Fd(N/mm2)）	設計基準強度 Fc(N/mm2)	品質基準強度 Fq(N/mm2)	スランプ(cm)	単位水量の最大値(kg/m3)	特殊なコンクリートの適用	強度管理の材齢	混和剤・混和材
新庁舎	⊙	基礎・基礎梁	※普通 ・＿＿	※高炉セメントB種 ⊙中庸熱ポルトランドセメント ・普通ポルトランドセメント	・超長期 (Fd36) ⊙長期 (Fd30) ・標準 (Fd24) ・短期 (Fd18)	※ 48	※ 48	※ 15	※ 175 ・＿	⊙マスコンクリート ・＿＿	※ 28日 ・＿日	※AE減水剤 ⊙高性能AE減水剤
	⊙	免震支承下部基礎	※普通 ・＿＿	※高炉セメントB種 ⊙中庸熱ポルトランドセメント ・普通ポルトランドセメント		※ 48	※ 48	(フロー値) ※ 60	※ 185 ・＿	⊙高流動コンクリート ・＿＿	※ 28日 ・＿日	※AE減水剤 ⊙高性能AE減水剤
	⊙	1 階～ 2 階 1階床梁	※普通	※普通ポルトランドセメント		※ 48	※ 48	※ 18	※ 170 ・＿＿	・＿＿	※ 28日	※高性能AE減水剤 ・AE減水剤
	⊙	3 階～ R 階	※普通	※普通ポルトランドセメント		※ 42	※ 42	※ 18	※ 170 ・＿＿	・＿＿	※ 28日	※高性能AE減水剤 ・AE減水剤
上総テラス	⊙	基礎・基礎梁 基礎柱・1階床	※普通 ・＿＿	※高炉セメントB種 ・中庸熱ポルトランドセメント ・普通ポルトランドセメント	・超長期 (Fd36) ・長期 (Fd30) ⊙標準 (Fd24) ・短期 (Fd18)	※ 30	※ 30	※ 15	※ 175 ・＿	・＿＿ ・＿＿	※ 28日 ・＿日	※AE減水剤 ⊙高性能AE減水剤
	⊙	1 階～ R 階	※普通 ・＿＿	※普通ポルトランドセメント ・＿＿		※ 30	※ 30	※ 18	※ 170 ・＿	・＿＿ ・＿＿	※ 28日 ・＿日	※高性能AE減水剤 ・AE減水剤
大型車公用車庫	⊙	基礎・基礎梁 基礎柱・1階床	※普通 ・	※高炉セメントB種 ・中庸熱ポルトランドセメント ・普通ポルトランドセメント		※ 24	※ 24	※ 15	※ 175 ・＿	・＿＿ ・＿＿	※ 28日 ・＿日	※AE減水剤 ⊙高性能AE減水剤
共通	⊙	土間コンクリート	※普通 ・＿＿	※普通ポルトランドセメント ・＿＿		※ 18	※ 18	※ 12 ・＿	※ 170 ・＿	・＿＿ ・＿＿	※ 28日 ・＿日	※AE減水剤 ・＿＿
	⊙	無筋コンクリート（押えコンクリート等）	※普通 ・＿＿	※普通ポルトランドセメント ・＿＿		※ 18	※ 18 ・＿	※ 15 ・＿	※ 185 ・＿	・＿＿ ・＿＿	※ 28日 ・＿日	※AE減水剤 ・＿＿
	⊙	捨コンクリート	※普通 ・＿＿	※高炉セメントB種 ・＿＿		※ 18	※ 18 ・＿	※ 15 ・＿	※ 185 ・＿	・＿＿ ・＿＿	※ 28日 ・＿日	※AE減水剤 ・＿＿
	⊙	外構 簡易コンクリート	※普通 ・軽量　種	※普通ポルトランドセメント ・＿＿	⊙標準 (Fd24)	※ 24	※ 24	※ 18	※ 175 ・＿	・＿＿ ・＿＿	※ 28日 ・＿日	⊙高性能AE減水剤

※特別な混和剤・混和材等は、ひび割れ対策要領図による。

※調合管理強度（Fm）は、品質基準強度（Fq）に構造体の強度補正値（28S91）を加えた値以上とする。【Ｆｍ＝Ｆｑ＋28Ｓ91】

セメントの種類	予想平均気温θの範囲（℃）		暑中コンクリート
普通ポルトランドセメント	0≦θ＜8	8≦θ	
中庸熱ポルトランドセメント	0≦θ＜11	11≦θ	
低熱ポルトランドセメント	0≦θ＜14	14≦θ	
高炉セメントＢ	0≦θ＜13	13≦θ	
構造体の強度補正値（28Ｓ91）	6N/mm2	3N/mm2	6N/mm2

※使用するコンクリートは、ＪＩＳ Ａ ５３０８に適合するコンクリートまたは建基準法第３７条認定品を原則とする。

※所定空気量の目標値は普通コンクリートで4.5%、軽量コンクリートで5%とする。

※コンクリートに含まれる塩化物量は塩化物イオン（Cℓ⁻）量で0.30kg/m3）以下とする。(計画供用期間の級が長期・超長期の場合は0.20kg/m3以下とする。)

・品確法に基づくスランプ規定の適用
　・コンクリート強度が33N/mm2未満の場合は18cm以下、33N/mm2以上の場合は21cmとする（劣化等級3,2）
　（同等の材料分離抵抗が認められないものにあっては、この限りではない）
・品確法に基づく水セメント比規定の適用（主要構造部への適用）
　・50%（45%）以下　（劣化等級3）
　・55%（50%）以下　（劣化等級2）
　（　　）内の数値は軽量コンクリートの場合を示す。

※骨材はアルカリ骨材反応を生じる恐れのないものとする。
（計画供用期間の級が超長期の場合は化学法で判定すること。）

※使用箇所の階表示は右図による。

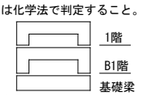

※計画供用期間の級の水準は下表による。

級	大規模補修不要予定期間	供用限界期間	耐久設計基準強度 Fd
超長期	約200年	―	36N/mm2以上
長期	約100年	―	30N/mm2以上
標準	約 65年	約100年	24N/mm2以上
短期	約 30年	約 65年	18N/mm2以上

※かぶり及び鉄筋の定着長に関して、必ず施工前に監理者の承諾を得ること。

※計画供用期間の級が（※長期、超長期・標準以上・短期以上）の場合は以下を堅守すること。
　・コンクリートの乾燥収縮率（※8.0×10^{-4}・＿＿＿＿）以下とする。
　・コンクリートのひび割れ幅（※0.3mm ・＿＿＿＿）以下とする。
　・コンクリートの打重ね時間（※60分　・＿＿＿＿）以内とする。
　・せき板存置期間に必要な圧縮強度（※10N/mm2 ・＿＿＿＿）以上とする。

※管理値が、重複して存在する場合は、もっとも厳しい管理値を採用する。

・圧縮強度に対して算定されるヤング係数の80%以上であることを確認すること。ただし、使用するコンクリートまたは類似の材料・調合のコンクリートのヤング係数の試験結果がある場合は、試験を省略することができる。試験練りの供試体の応力ーひずみ曲線から算出する。

②　コンクリートのひび割れ

※竣工後コンクリートに著しいひび割れが生じた場合は、施工業者により調査し、必要に応じて補修を行うこと。その場合、外壁等で雨水の浸透の恐れが有る部分には、伸縮性がある水性ポリマー樹脂を使用する。

※コンクリートのひび割れ対策は下記による。
　⊙地上部分のコンクリートの単位水量を（※170 ・＿＿＿＿）kg/m3以下とする。
　（構造関係特記仕様書６章１項の表参照）

※その他のひび割れ対策は、ひび割れ対策要領図による。

③　コンクリートの打込み　＜７．５＞

※柱、壁のコンクリート打設は縦形フレキシブルシュート等を使用する。

④　コンクリートの打継ぎ　＜７．８＞

※地下室で土に接する部分の打継ぎ部分に止水板を用いる。
　止水板の仕様（　鉄芯入り非加硫ブチルゴム止水板 W200 同等品　）

※水平打ち継部は高圧洗浄等によりレイタンスを除去する。

⑤　型枠　　＜９節＞
（標準仕様書６．８．１～６．８．５）

※本項に限り、ＪＡＳＳ５ ９節の他、共通仕様書６．８．１～６．８．５を適用する。

※コンクリートの型枠等は建築図による。

※型枠の最小存置期間は下表による。

せき板又は支柱の区分	建築物の部分	セメントの種類	存置日数 存置期間中の平均気温 15℃以上	15℃未満5℃以上	5℃未満0℃以上	コンクリートの圧縮強度
せき板	基礎,梁側,柱,壁	普通ポルトランドセメント	3	5	8	5N/mm2以上
		高炉セメントB種	5	7	10	
		中庸熱ポルトランドセメント	6	8	12	
支柱	スラブ下	普通ポルトランドセメント	17	25	28	設計基準強度の85%以上（注１）
		中庸熱ポルトランドセメント 高炉セメントB種	28			
	梁下	普通ポルトランドセメント 中庸熱ポルトランドセメント 高炉セメントB種	28			設計基準強度の100%以上（注２）

注１）圧縮強度が設計基準強度(Fc)の85%以上又は12N/mm2以上であり、かつ、施工中の荷重及び外力について、構造計算により安全であることが確認されるまでとする。

注２）圧縮強度が設計基準強度(Fc)以上であり、かつ、施工中の荷重及び外力について、構造計算により安全であることが確認されるまでとする。

⑥　受入時の試験・検査
（標準仕様書６．９．１～６．９．６）

※受入時の試験・検査は表６．９．１及び表６．９．２　により行う。

※試験機関は「建築物の工事における試験及び検査」に関する　（表６．９．１）
　東京都取扱い要綱」の第４条の条件を備えた機関とする。　（表６．９．２）

・単位水量を管理する。

管理目標値と設計値の関係および運用方法はＪＡＳＳ５解説表１１．１１による。

⑦　寒中コンクリート
暑中コンクリート
＜１２節＞
＜１３節＞

※寒中コンクリート及び暑中コンクリートの適用期間等は下表による。

指定	コンクリートの種類	適用事項	混和剤
・	寒中コンクリート	＿月＿日～＿月＿日	※本章１項による 1)
⊙	暑中コンクリート	日平均気温の平均値が25℃を超える期間	※本章１項による 1)

注１）気温の状態により、寒中時の混和剤は促進形、暑中時の混和剤は遅延形を用いる。

・暑中コンクリートにおいて以下を満足する場合、監理者の承諾を得て
　28Ｓ91=3N/mm2とすることができる。
　イ．打込み時のコンクリート温度を35℃以下とする。（全量管理を行うこと。）
　ロ．コンクリートの圧縮強度管理は、本コンクリートを打設した構造躯体から採取した91日材齢コア強度、又はこれに準ずる方法で管理を行うこと。
　ハ．上記イ、ロを含む暑中コンクリート施工計画書を提出し、監理者の承諾を得ること。

8．　軽量コンクリート
＜１４節＞

※軽量コンクリートの使用箇所及び種別は本章１項による。

※単位容積重量（　＿＿＿ kN/m3）

※その他調合に関する特記（※本章１項による　・下記による　・図示による）

9．　流動化コンクリート
＜１５節＞

※流動化コンクリートの使用箇所（※本章１項による　・　＿＿＿＿＿）

※スランプの指定（・本章１項による　※ベース　＿＿cm、流動化後　＿＿cm）

※流動化剤の投入場所（※工事現場　・レディミクストコンクリート工場）

その他調合に関する特記（※本章１項による　・下記による　・図示による）

⑩．高流動コンクリート
＜１６節＞

※本項で記載された内容は、本章１項に優先する。

※高流動コンクリートの使用箇所（※本章１項による　・　＿＿＿＿＿）

※調合等は、各レディミクストコンクリート工場で取得した大臣認定仕様によるが、原則として下記条件を満足すること。

※スランプフロー値（※60cm　・＿＿cm）

※セメントの種類（※中庸熱ポルトランドセメント　・低熱ポルトランドセメント
　・高炉セメントB種　・＿＿＿＿＿＿＿＿）

※強度管理の材齢（※ 28日　・＿＿日）

※水結合材比（混和材が無い場合は水セメント比）の最大値（※50%　・＿＿%）

※単位水量の最大値（・本章１項による　※170kg/m3　・＿＿＿ kg/m3）

※試練り時におけるコンクリートのヤング係数の測定（・行う　・行わない）

その他特記事項（・下記による　・図示による）

１１．高強度コンクリート
＜１７節＞

※本項で記載された内容は、本章１項に優先する。

※高強度コンクリートは、設計基準強度36N/mm2を超えるコンクリートに適用する。

※調合等は、各レディミクストコンクリート工場で取得したＪＩＳ又は大臣認定仕様によるが、原則として下記条件を満足すること。

※セメントの種類（※中庸熱ポルトランドセメント　・低熱ポルトランドセメント
　・高炉セメントB種　・＿＿＿＿＿＿＿＿）

※スランプまたはスランプフロー値の指定
　36＜Fc＜45N/mm2の場合（※スランプ21cm以下またはスランプフロー50cm以下
　・スランプ　＿＿cm　・スランプフロー　＿＿cm）
　45≦Fc≦60N/mm2の場合（※スランプ23cm以下またはスランプフロー60cm以下
　・スランプ　＿＿cm　・スランプフロー　＿＿cm）

※強度管理の材齢（※28日　・＿＿ 日）

※水結合材比（混和材が無い場合は水セメント比）の最大値（※50%　・＿＿%）

※単位水量の最大値（・本章１項による　※170kg/m3　・＿＿＿ kg/m3）

※試練り時におけるコンクリートのヤング係数の測定（・行う　・行わない）

※試練り時におけるコンクリートの単位容積重量の測定（※行う　・行わない）

その他特記事項（・下記による　・図示による）

１２．鋼管充填
コンクリート
＜１８節＞

※コンクリートの施工は（※圧入工法・落とし込み工法　・＿＿＿＿）とする。

※コンクリートのブリーディング量は（※0.1cm3/m2 ・＿＿＿＿）以下とする。

※コンクリートの沈降量は（※2.0mm ・＿＿＿＿）以下とする。

※スランプフロー値（※60cm ・＿＿）とする。

⑬．マスコンクリート
＜２１節＞

※本項で記載された内容は、本章１項に優先する。

※マスコンクリートの使用箇所（※本章１項による　・　＿＿＿＿＿）

※スランプは15cm以下を標準とする。ただし、高性能AE減水剤または、流動化剤を用いる場合は18cm以下とすることができる。

※セメントの種類（※中庸熱ポルトランドセメント　・低熱ポルトランドセメント
　・高炉セメントB種　・＿＿＿＿＿＿＿＿）

※強度管理の材齢（※28日　・＿＿日）

※構造体強度補正値は、　JASS5 表21.3による。

※本章１項で規定した混和剤の種類（※遅延形　・標準形）

※荷卸し時のコンクリートの温度　（※35℃以下　・＿＿℃以下）

※打込後のコンクリートの表面温度、内部温度、外気温の測定（※行わない　・行う）

その他特記事項（・下記による　・図示による）

１４．水中コンクリート
＜２４節＞

※水セメント比の最大値（※55%　・＿＿%）

※単位セメント量の最小値は下記による。
　※場所打コンクリート杭（※330kg/m3　・＿＿ kg/m3）
　・地中連続壁　　（※360kg/m3　・＿＿ kg/m3）

その他特記事項（※本章１項による　・下記による　・図示による）

１５．その他の
コンクリート
＜１９節＞＜２０節＞
＜２２節＞＜２３節＞
＜２５節＞＜２６節＞
＜２７節＞＜２８節＞

※適用するコンクリート

適用	特殊なコンクリート	適用箇所	備　考
・	プレストレストコンクリート	※本章１項による ・図示による	詳細は図示による。
・	プレキャスト複合コンクリート	※本章１項による ・図示による	詳細は図示による。
・	遮蔽用コンクリート	・本章１項による ※ガンマ線や中性子線等の放射線を遮蔽するコンクリート	スランプ　18cm以下 水セメント比 55%以下 品質管理の検査項目 ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿ 放射線漏洩検査 ・行う　・行わない
・	水密コンクリート	・本章１項による ※水槽・プール・地下室等圧力水が作用するコンクリート	スランプ　18cm以下 空気量　4.5%以下 水セメント比 50%以下
・	海水の作用を受けるコンクリート	・本章１項による ※海水に接するコンクリート及び海岸から（※100m ・＿＿m）以内にある建物のコンクリート	水セメント比の最大値は、表２５．２による かぶり厚さの最小値は、表２５．３による 特殊な鉄筋の使用は特記による。
・	凍結融解作用を受けるコンクリート	・本章１項による ※凍結融解作用に対する耐久性を特に必要とするコンクリート	性能区分(A～C)に応じた骨材の品質及び調合は、表２６．２による。
・	エコセメントを使用するコンクリート	※本章１項による ・図示による	詳細は図示による。
・	再生骨材コンクリート	※本章１項による ・図示による	詳細は図示による。

その他特記事項（※本章１項による　・下記による　・図示による）

⑯．構造スリット

※構造スリットの位置は構造図による。

※構造スリットの仕様は建築図による。

１７．品質管理
＜１１節＞

・かぶり厚検査は以下による。
　・ＪＡＳＳ５ １１．１０節による。
　・（※10%　・　　）の部材に対し、非破壊検査を行う。
　　抜き取り方法、検査方法、合否判定等はＪＡＳＳ８による。

１８．品確法に基づく
施工計画の指定

劣化対策等級に応じた各施工条件を満足すること。

・打込み締め固め方法
　コンクリートが均質かつ密実に充填され、所要の強度と耐久性を有し、有害な打込み欠陥部の無い構造体コンクリートが得られるように行う。（JASS5-7節）

・打ち継ぎ部の処理
　レイタンスや脆弱なコンクリートゴミなどを取り除き、新たに打込むコンクリートと一体となるように処置する。（JASS5-7節）

・養生方法
　急激な乾燥、過度の高温または低温の影響、急激な温度変化、振動及び外力の悪影響を受けないようにする。（JASS5-8節）

７章　鉄骨工事

①　鉄骨製作工場
（７．１．３）

※鉄骨製作工場の指定（※鉄骨規準図による　⊙下記による）
Mグレード以上

②　施工管理技術者
（７．１．４）

※施工管理技術者を置く　・施工管理技術者を置く必要はない

③　鋼材
（７．２．１）

※鋼材の種類は鉄骨規準図、その他図示による。

④　高力ボルト
（７．２．２）

※高力ボルトの種類は鉄骨規準図、その他図示による。

⑤　アンカーボルトの種類及び設置
（７．２．４）
（７．１０．３）

※アンカーボルトの種類・保持及び埋込工法は下表による。　（表７．１０．１）

適用	種　別	適用個所	材 質	アンカーボルトの保持及び埋込工法
・	建方用 アンカーボルト	※一般柱脚 （間柱を除く） ・＿＿＿＿ ・＿＿＿＿	※ SS400 ・＿＿＿	・A種 ※B種 ・図示による
・	非埋込型固定用柱脚（大臣認定　　工法） 工法名＿＿＿	※図示による	※図示による 図示の無い場合はメーカー仕様による	※図示による 図示の無い場合はメーカー仕様による
⊙	構造用アンカーボルト（柱脚等）	※一般柱脚 （間柱を除く） ・＿＿＿＿ ・＿＿＿＿	※ SNR400 ・ SNR490 ・＿＿＿	※A種 ・B種 ・図示による
⊙	構造用アンカーボルト（一般）	※上記以外の箇所 ・全ての箇所	※ SS400 ・＿＿＿	※A種 ・B種 ・図示による

注１）構造用アンカーボルトの場合、台直しは不可とする（鉄骨製品の方で寸法調整すること）。

⑥　柱底均しモルタル
（７．２．９）

※柱底均しモルタルは（※無収縮モルタル　・図示による）とする。
無収縮モルタルの材料・調合は7.2.9に準拠する。セメント及び水の量を練った毎に記録すること。
無収縮モルタルの養生はシート等にて行い、完全に硬化するまでは、露出面を風雨、衝撃、振動等から守る。養生期間は3日以上を目安とする。
無収縮モルタルの試験方法、判定基準は表7.2.5、及び下記に準拠する。

圧縮強度　試験回数　（※1日1回以上　・　　）
試験体数　（※３本以上　・　　）
材齢　（※２８日　・３日）
養生方法　（※現場封かん養生　・現場水中養生）
判定基準　（※４５N/mm² 以上　・＿＿N/mm² 以上）
試験機関　第三者試験期間

ただし、公共建築協会が建築材料評価した材料および製造所を用いる場合は圧縮強度試験のみ行い、その他の試験は省略を可とする。
なお、大臣認定を取得している露出型固定柱脚を使用している部位においては認定工法の条件に従うこと。
※柱底均しモルタルの工法（※A種　・B種　・図示による）　（表７．１０．２）

⑦　デッキプレート
（７．２．７）

※デッキプレートの材質は（※下表による　・図示による）

指定	使用法	形　状	厚　さ	亜鉛めっき	種　類
・	合成スラブ用	※図示 ・h=75mm ・h=50mm	※図示 ・t=1.2mm ・t=＿mm	※有	※SDP2GA（Z12）・SDP2GB（Z27）
				・無	・SDP1T　・SDP2
⊙	型枠用	※図示 ⊙フラット型 ・＿＿＿	※施工者選定による	※有	※SDP1GA（Z12）・SDP1GB（Z27） ・SDP2GA（Z12）・SDP2GB（Z27）
				・無	・SDP1　・SDP1T　・SDP2

注）h：デッキプレートの山高

⑧　各種検査・試験
（７．２．１０）（７．４．８）
（７．６．３）（７．６．１０）
（７．６．１２）（７．７．６）

※鉄骨に関する検査・試験はJASS6による。
・その他検査・試験に関する特記（・図示による　・下記による）

⑨　錆止め塗装
（７．８．３）（７．８．４）

※鉄鋼面の素地ごしらえの種別（・A種　・B種　※C種）　（表１８．２．２）
※錆止め塗料（下塗り）の種別は表１８．３．１による。　（表１８．３．１）
※錆止め塗装の対象部材と仕様（ ※一般　・品確法）
※一般（原則全ての鉄鋼面に塗装を行う）
※鉄鋼面の錆止め塗料塗りは表１８．３．３による。錆止め塗料の種別はＡ種とし、１８．８節の場合はB種とする。
※A種（JIS K　※5674　１種　・5625　・＿＿）
※B種（※JIS K 5674　２種　・JASS 18 M-111 ）
※耐火被覆（吹き付け工法）を行う部分の錆止め塗装
（・行う　※行わない　・外周部のみ行う）
※錆止め塗装を必要とする箇所に耐火被覆を行う場合は、吹き付け工法以外の工法を選定する。
・品確法（劣化等級に応じた防錆措置）
・劣化等級3（最下階柱脚及び板厚12mm未満の鋼材全てに所定の防錆措置を施す）
・劣化等級2（最下階柱脚及び板厚 9mm未満の鋼材全てに所定の防錆措置を施す）
※防錆措置の仕様は、 図示 による
※防錆措置が求められない部分の防錆措置の適用と仕様
耐火被覆（吹き付け工法）を施さない部分
（・行う　・行わない　・外周部のみ行う）仕様は 図示 による。
耐火被覆（吹き付け工法）を施す部分
（・行う　・行わない　・外周部のみ行う）仕様は 図示 による。

⑩　溶融亜鉛めっき
（７．１２．４）（７．１２．５）

※溶融亜鉛めっきの適用箇所
※屋外の見え掛り部分　※図示による指定箇所　・＿＿＿＿
※溶融亜鉛めっきの種別は表１４．２．２による。
※溶融亜鉛めっきの高力ボルト（F8T）摩擦面の処理
（※りん酸塩処理　・ブラスト処理）

施工者による品質管理

①　専門技術者による作業所への支援

※以下の項目について、作業所スタッフ以外の専門技術者が、施工計画の立案を作業所と協力して行い、施工計画書に確認印を押印する。
・杭工事施工計画（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
⊗コンクリート打設計画、ジャンカ・コールドジョイント・ひび割れ等の補修要領（基礎梁及び柱壁立上りの打設第一回目に立会いする）
⊙マスコンクリート温度ひび割れ解析、施工計画、温度測定計画
ひび割れ指数（＿＿＿）
・鉄骨溶接部（工場・現場共）の品質管理（工場中間検査、製品検査及び現場溶接開始時に立会う）
・特殊工法の施工計画・品質管理
（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

②　現場キックオフミーティング

※躯体の品質管理の関わるキックオフミーティングを（※行う　・行わない）
※出席者は、構造設計者、監理者、現場品質管理責任者、作業所スタッフ、上記専門技術支援者とする。
※監理者もしくは構造設計者より、品質管理上の注意事項の伝達、提出書類リスト・立会い検査項目リストの運用方法の説明を行う。
※施工者より、自社ISOシステムによる品質管理方法及び不具合再発防止策の説明を行う。施工者各技術支援者より、今回物件に対応した重点品質管理項目及びその方法について説明を行う。

３．　その他特記事項

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

設備関連

①　機械基礎

※建築工事施工者は、設備工事業者と打合せの上、機械基礎の位置・寸法・機器運転重量・設計水平震度等を施工図に反映して監理者の承認を得ること。

②　設備貫通孔

※建築工事施工者は、設備工事業者と打合せの上、梁・壁・スラブの貫通孔の位置・径・レベル等を施工図に反映して監理者の承認を得ること。
※伏図・軸組図・平面図・立面図等の図示に無い設備による大開口（ガラリ・ダクト等）や、多数の開口が並ぶ箇所が発生した場合は、監理者と協議の上、補強等対策を行うこと。
※仕様書・規準図に記載の貫通孔径は配管等の呼び径ではなく躯体に設ける孔径（外径）を示す。

③　埋込み配管

※スラブ内に埋込む配管・ケーブル類の径はスラブ厚の1/4以下とし、間隔は径の3倍以上のピッチかつ、5cm以上のあきを確保すること。特に、EPS廻り等で、埋込む配管・ケーブル類が集中する箇所は、監理者と協議の上、スラブを下げて増打しコンクリート内に埋込む等の処置を行うこと。

④　設備業者による工事に関する注意事項

※設備工事業者が鉄筋コンクリート造部分の貫通孔補強工事を施工する場合は、必ず建築工事施工者が検査し、補強方法・かぶり等不具合があった場合は是正を行うこと（費用等は各業者間で調整のこと）。
※設備工事業者が鉄骨に設備機器・配管・ラック類を取付けるため、やむを得ず現場で溶接を行う必要が生じた場合は、監理者の承認を得た上で溶接すること。溶接後は必ず建築工事施工者が検査し、溶接等不具合があった場合は是正し、かつ、錆止塗装・仕上塗装タッチアップは全て建築工事施工者が行うこと（費用等は各業者間で調整のこと）。

５．　その他特記事項

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

諸官庁との対応

①　諸官庁への届出

※諸官庁への提出書類は遅滞なく提出すること。

２．　その他特記事項

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

諸試験・諸検査

１．　試験検査に要する費用

~~※工事現場外で行う諸試験・諸検査に要する費用（監理者の勤務地からの交通費・宿泊費を含む）は全て施工業者の負担とする。~~

②　第三者試験・検査機関

※ガス圧接部の検査・コンクリート受入時の検査等、第三者による検査は「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」第４条（試験機関）条件を備えた機関とする。
１　試験機関は、正確かつ公正な試験を実施するために必要な次に掲げる条件を備えるものとする。
（１）試験の対象となる工事に関して公正な立場にあること。
（２）試験の業務に関する専任の管理者を置いていること。
（３）試験の業務に関する資格等を有する専任の試験技術者及び試験実務担当者を置いていること。
（４）試験を実施するために必要な人員、機器及び設備を備えていること。
（５）試験を正確かつ公正に実施するため、適切に定められた試験業務管理基準によって試験業務をを運営していること。
２　普通コンクリートの場合で、設計基準強度(Fc)が36N/mm2を超える高強度コンクリート（以下「高強度コンクリート」という。）の試験を実施する試験機関に必要な条件は、前項によるほか次に掲げる条件を備えるものとする。ただし、知事がこれと同等と認める試験機関についてはこの限りでない。
（１）試験する高強度コンクリートに必要な試験の業務に関する資格を有する専任の技術者を置いていること。
（２）高強度コンクリートに対して充分な性能をもつ試験機及び必要な設備機器を備えていること。
（３）試験の信頼性を確保するため、試験に係わる供試体の作成、養生及び運搬等の業務を行う代行業者に対する審査基準を定めており、試験を受託する場合は、その審査基準に適合する代行業者の供試体以外は受託しないこと。
※鉄骨工事における第三者試験・検査機関は上記条件を満足する他、鉄骨規準図による条件を満足すること。

３．　その他特記事項

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

その他工事全般に関する特記事項

①　使用材料

※基礎、主要構造物に使用する材料は、平12建告第1446号に定めるＪＩＳ適合品とすること。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②　雑鉄骨参考数量

外装支持材：　5.0　ton
横補剛材：　23.9　ton
嵩上げ材：　23.9　ton
梁貫通補強：　12.0　ton

大臣認定　性能評価

⊙建築基準法

⊙時刻歴（・超高層　⊙免震）（新庁舎）
・耐火
・品確法　・取得済み　・取得未了（＿＿＿＿＿＿）
取得等級
・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）（・等級3　・等級2　・等級1）
・耐震等級（構造躯体の損傷防止）（・等級3　・等級2　・等級1）
・耐風等級（・等級3　・等級2　・等級1）
・耐積雪等級（・等級3　・等級2　・等級1）
・劣化対策等級（構造躯体等）（・等級3　・等級2　・等級1）
・重量床衝撃音対策（・重量床衝撃音対策等級（等級（　））

・住宅瑕疵担保履行法

※施行令第１２９条の２の３の事項　※のある項目を適用する。

※ 建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。

※ 建築設備（昇降機を除く。）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽の恐れの無いものとすること。
※ 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、構造耐力上主要な部分に、緊結すること。
※ 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支枠を設けたものを除き、90cm以下とすること。
※ 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。
※ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備は、
※ 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。
※ 建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。
※ 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。
※ 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。
※ 建築物に設ける電気温水器その他の給湯設備にあっては、建設省告示第1388号第5により、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造上安全なものとすること。
※ 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上からの突出する水槽、煙突その他これらに類するものにあっては、建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとすること。
※ 設備機器の固定等は、「独立行政法人建築研究所監修(建築設備耐震設計・施工指針　2014年版)」により行う。ただし、設計用地震力(水平及び鉛直)は次の設計用水平震度KH及び設計用鉛直震度KV（KH/2）を用いて計算する。設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。但し、時刻歴建物では、下表に依らず時刻歴応答解析結果の床応答加速度に基づき水平・鉛直震度を設定すること。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	⊙　特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	(2.0)	2.0	(2.0)	(1.5)
	水槽類　(※1)	〈2.0〉	〈1.5〉	〈1.5〉	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	水槽類　(※1)	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉
地下・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	水槽類　(※1)	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉

（注）　（　）内の数値は防振支特の機器の場合に適用する。
〈　〉内の数値は水槽類に適用する。

ひび割れ対策要領図

（1）⊙印の付いたものを適用する。
（2）⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
（3）⊙印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。
（4）・印のものは、適用しない。
（5）⊙印と※印の付いた場合は、⊙印を採用し※を採用しない。

①. コンクリートのひび割れ

（1）膨張材の使用 （・適用する ⊙適用しない）
適用範囲 ・塗り床や仕上げのない長大な床及び梁（※箇所＿＿＿＿・図示 ）
・長大な打ち放しコンクリート壁 （※箇所＿＿＿＿・図示 ）
・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
（2）石灰石骨材の使用 （⊙適用する ・適用しない）
適用範囲 （※箇所 全てのコンクリート ・図示 ）
（3）乾燥収縮低減剤をコンクリートへ混入する （・適用する ⊙適用しない）
適用範囲 ・塗り床や仕上げのない長大な床及び梁（※箇所＿＿＿＿・図示 ）
・長大な打ち放しコンクリート壁 （※箇所＿＿＿＿・図示 ）
・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
（4）防水混和材の使用 （・適用する ⊙適用しない）
適用範囲 （・地下の耐圧版及び土圧壁 ・地下室の躯体 ・＿＿＿＿＿＿＿＿）
注1）膨張材及び石灰石骨材を使用する長大なコンクリート打ち放し壁及び防水混和材を使用する土圧壁の範囲は、図示のない場合、外壁面から2mとする。
（5）コンストラクションジョイントを設ける。 （・適用する ⊙適用しない）
長大な建物を工区分けして、コンストラクションジョイントを設ける。
（位置・幅・後打ちコンクリートの仕様等は図示による。）

②. 外壁のひび割れの防止対策

2-1 外壁の補強筋
（1）外壁の外側に補強筋を配筋する（⊙適用する ・適用しない）
適用範囲（※打ち放しコンクリート及び非弾性系の塗り壁 ※地上外壁全般
・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

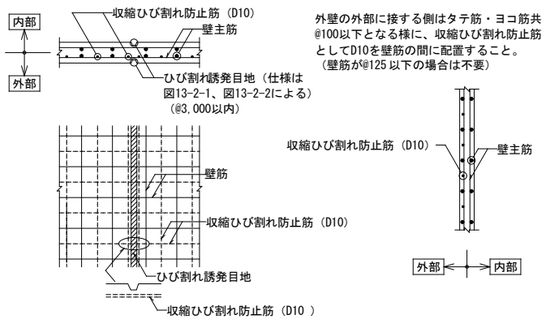

図2-1-1 外壁補強要領図（ひび割れ防止）

（2）外壁の両端スパンの1、2階及び最上階に補強筋を配筋する（・適用する ⊙適用しない）
補強方法は図2-1-2による。

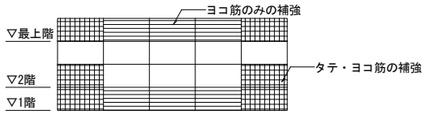

図2-1-2 外壁の補強位置

2-2 外壁開口部補強筋（⊙適用する ・適用しない）
外部側壁筋位置に配置する。
図2-1-1の外壁補強筋と併用する場合は、本補強筋を内部側に配置する。

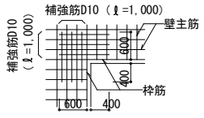

図2-2-1

2-3 壁の養生（※適用する ・適用しない）
適用範囲（⊙打ち放しコンクリート及び非弾性系の塗り壁 ・＿＿＿＿＿＿＿＿）
早期乾燥収縮防止のため、コンクリート打設後、養生フィルム（ビニールシート等）により壁面を1ヵ月程度以上なるべく覆う。
内壁で打ち放しコンクリートの場合も同様とする。

③. ひび割れ誘発目地 （ ※適用する ・適用しない ）

3-1 壁のひび割れ誘発目地
（1）外壁のひび割れ誘発目地の位置・形状・目地処理の有無は意匠図による。
意匠図に図示の無い場合は下図による。
（2）内壁のひび割れ誘発目地は下図による。

3-2 目地詳細図

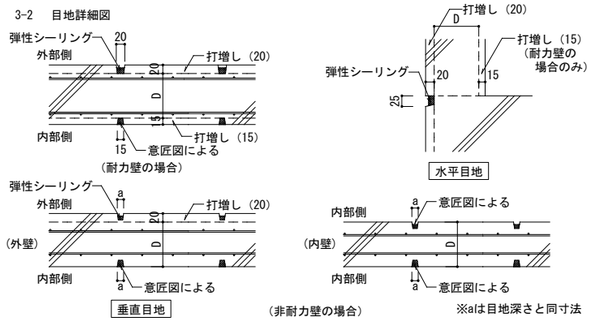

注1） 内壁（耐力壁・非耐力壁とも）で両面ボード仕上げがある場合は、打増し・目地とも不要とする。
耐力壁の外壁内側は仕上の種類に拘らず打増し15mm、目地深さ15mmとする。
2） 耐力壁の場合は、壁厚によらず打増し部分のみに目地を設け、構造体は断面欠損させない。
3） 目地底で鉄筋の最低かぶり厚を確保すること。
図3-2-1 目地詳細図

表3-2 ひび割れ誘発目地 （ ）内は打増しの厚さを示す

壁種		壁厚 D (mm)	外目地深さ (mm)	内目地深さ (mm)
耐力壁	外壁	150	20 (20)	15 (15)
		180	20 (20)	15 (15)
		200	20 (20)	15 (15)
		220	20 (20)	15 (15)
		250	20 (20)	15 (15)
	内壁	150	—	両面15 (15)
		180	—	両面15 (15)
		200	—	両面15 (15)
		220	—	両面15 (15)
		250	—	両面15 (15)
非耐力壁	外壁	150	20 (20)	15 (0)
		180	20 (20)	30 (0)
		200	20 (20)	30 (0)
	内壁	150	—	両面10 (0)
		180	—	両面15 (0)
		200	—	両面25 (0)

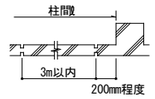

図3-2-2 縦目地の位置

3-3 はね出しスラブ及び外部立上り壁のひび割れ誘発目地
（1）庇、バルコニー等のはね出しスラブ及びパラペット、手摺壁等の立上り壁には3m以内毎にひび割れ誘発目地を設け、雨掛り部分には防水措置をほどこす。
（2）パラペット、手摺壁等のコンクリートは原則として下部躯体と一体打ちとする。但し、打継ぎを行う場合はコンクリート打設時にスラブより100mm上までをスラブと一体に打設し、打継ぎ部分には水平目地を設け防水措置を施す。

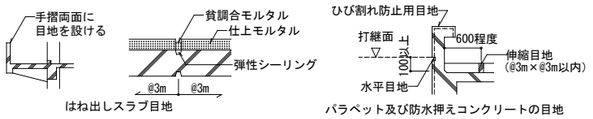

注1） 目地深さは表3-2にならうこと。
2） 目地底で鉄筋の最低かぶり厚を確保すること。
図3-3-1 ひび割れ誘発目地

④. 打継ぎ部の処理 （ ※適用する ・適用しない ）

打継ぎ位置は原則としてLo/4より端部側で行ってはならない。打継ぎ補強は下図の要領で行う。

（1）梁

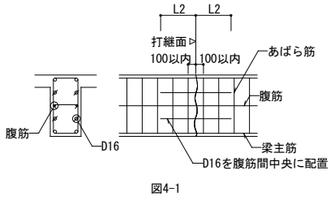

図4-1

（2）一般スラブ、壁

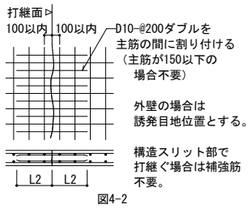

図4-2

（3）合成デッキスラブの打継ぎは大梁・小梁の直上に設けることとし、補強要領は5-5（4）による。ただしデッキプレートが連続支持タイプの場合は打継ぎ部はデッキプレート端部側の梁上とし、スタッドの側面かぶりを確保した位置に設けること。

⑤. 床版のひび割れ防止対策

5-1 出隅入隅部補強要領（各階）（ ※適用する ・適用しない）

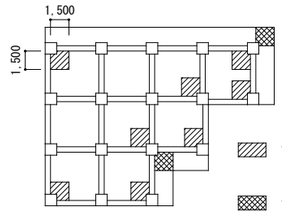

図5-1

部分の床版は、上端筋の間隔が@100以下となる様にD10を上端筋の間に割り付ける。
その範囲は梁面より1500以上とする。
部分の床版の配筋は図示による。
図示の無い場合は、出入隅部補強要領図による。

5-2 床仕上げのない場合、塗り床仕上げ・Pタイル等で、床版のひび割れ防止を目的として以下の対策を行う。
（1）ひび割れ防止補強筋をスラブ上側に配筋する。（⊙適用する ・適用しない）
適用範囲（・駐車場 ・倉庫 ・工場 ・ヘリポート ⊙免震ピット ）
この場合、5-1の補強不要。

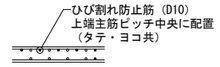

図5-2

（2）コンクリートに打設後に乾燥収縮低減剤を散布する。（※適用する ・適用しない）
適用範囲（・駐車場 ・倉庫 ・工場 ・ヘリポート ⊙免震ピット ・厨房 ・機械室
・上記範囲の押えコンクリート ・＿＿＿＿＿＿）

5-3 土間コン（非構造スラブ）（ ※適用する ・適用しない）
土間コンの目地は下図のように、柱ぎわ及び3m以内に設ける。（カッター目地）
土間コンの上端の補強筋は5-2に準じる。

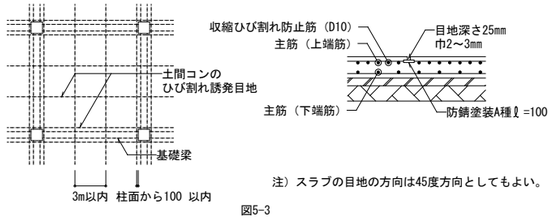

図5-3

注）スラブの目地の方向は45度方向としてもよい。

5-4 コンクリートスラブと鉄骨柱との取合い（図中＜D13＞はD13かつスラブ主筋径以上を示す）。
（ ※適用する ・適用しない）
柱がH形鋼や鋼管の場合も適用する。

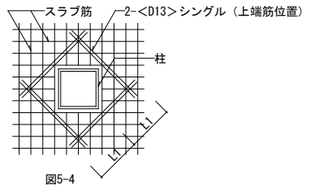

図5-4

5-5 合成デッキスラブ （ ※ 適用する ・適用しない ）
（1）ひび割れ防止補強筋のかぶり厚さは、耐火仕様上必要なかぶり厚さ＋5mm程度を限度とする。
（2）ひび割れ防止補強筋のスペーサーは、上端筋下端筋のそれぞれ
（※ 2.6個/m2程度 ・ 1.3個/m2程度 ・＿＿＿ 個/m2程度）を設ける。
（3）ひび割れ防止補強筋の仕様は、合成デッキ標準図の特記による。
（4）大梁周辺のひび割れ補強として、補強筋（※ D10@200 ・＿＿＿＿）を大梁上のひび割れ防止補強筋ピッチ中央に配筋する。

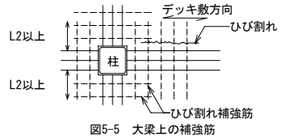

図5-5 大梁上の補強筋

（5）湿潤養生を（ ※ 5日以上 ・＿＿日以上）行う。
（6）コンクリート打設後、設計基準強度の（ ※ 85 %以上 ・＿＿%以上）を確認するまで大きな振動や荷重を加えないようにする。

⑦. 梁の補強

7-1 外周大梁の補強 （⊙適用する ・適用しない）
外周大梁の外部側の腹筋の間隔を@200とする。
補強を行う場合の腹筋の定着長さはL2、重ね長さをL1とする。

7-2 PS大梁に直交する最外端の大梁と第１小梁の補強 （・適用する ⊙適用しない）
現場打ちPS大梁に直交する最外端の大梁と第１小梁小梁の腹筋の間隔を@200とする。
補強を行う場合の腹筋の定着長さはL2、重ね長さをL1とする。

⑥. 出入隅部補強要領図 （ ※適用する ・適用しない ）

6-1 出隅部

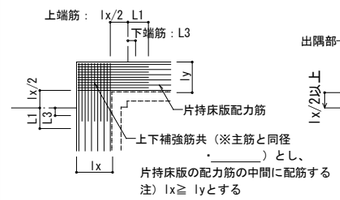

（出隅部分補強配筋）
図6-1-1

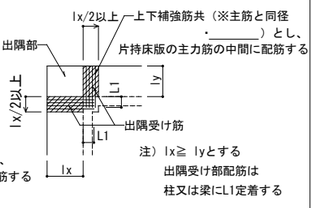

（出隅受け部配筋）
図6-1-2

＜出隅部 補強筋の例＞
片持床版 主力筋 上端筋 D13@100, 下端筋 D13@200
配力筋 上下筋 D10@100 の場合

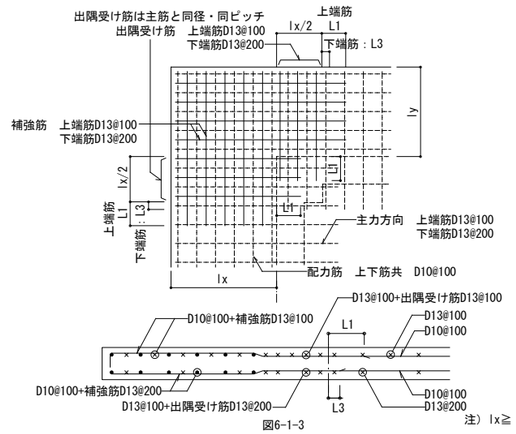

図6-1-3

6-2 入隅部

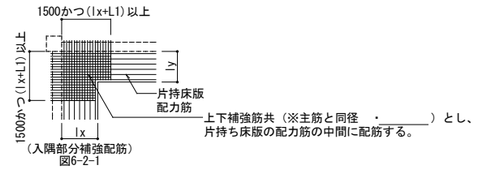

（入隅部分補強配筋）
図6-2-1

＜入隅部 補強筋の例＞
片持床版 主力筋 上端筋 D13@100, 下端筋 D13@200
配力筋 上下筋 D10@100 の場合

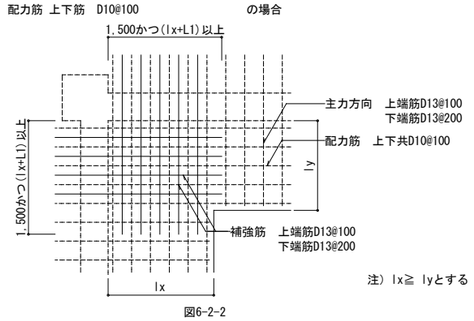

図6-2-2

2023年9月1日改訂

構造計画

(1)共通事項

1　市庁舎として求められる基本的な性能目標として、基本設計図書「(1)基本性能目標」に遵守すること。

2　構造の要求性能は、基本設計図書「(2)設計クライテリア」を基本として設計すること。
なお、耐久性能目標の耐久設計基準強度は参考値であり、各棟に設定された計画供用期間
(新庁舎:100年、上総テラス・付属棟:65年)を遵守すること。

3　積載荷重、風荷重、積雪荷重、地震荷重は、基本設計図書「(4)設計用荷重」に遵守すること。

4　基礎構造は杭基礎を標準とし、基本設計図書「(7)地盤概要と基礎計画概要」の記載を参考として、
地盤の沈下、変形に対して構造耐力上安全な基礎形式とすること。

5　地質調査結果では、液状化に対して強い地盤と評価され、当該敷地における液状化の履歴もないが、
表層地盤(埋土、新規ローム層、および姉崎層)のうちFL値が1.0を下回る地層については、杭の設計用地盤反力係数を
適宜軽減させる対応を行う等、適切な安全性を確保できるよう検討を行うこと。

(2)新庁舎

1　平成12年建設省告示第1461号に基づき、時刻歴応答解析法により構造安全性の確認を行い、大臣認定を取得すること。

2　免震構造の設計用入力地震動は、基本設計図書「(3)建設地周辺の地震環境と設計用地震動　免震構造の設計用入力地震動」
を基本とし、最新の知見に基づいて設定すること。

3　構造種別は基礎免震構造とし、基本設計図書「(6)免震構造計画概要」の記載を参考として、
建築計画および構造の要求性能を遵守するために最適な免震構造計画とすること。

4　架構形式は、基本設計図書「(5)架構計画概要」の記載を参考として、建築計画を遵守するために最適な架構形式とすること。

5　基礎架構にマットスラブを採用する場合は、「特記仕様書2(参考図)」の記載を参考として、同等以上のひび割れ対策を行うこと。

6　免震支承下部基礎は、「特記仕様書2(参考図)」の記載を参考とした高流動コンクリートを使用する等、施工上の配慮を行うこと。

7　構造躯体には、機能性及び使用性、耐久性を損なうひび割れや変形を生じさせない対策を施すこと。
ひび割れ対策としては、ひび割れ対策要領図(参考図)の記載に倣い、同等の対策を行うこと。

8　人の歩行振動等に起因する鉛直振動に対する居住性能目標は、「建築物の振動に関する居住性能評価指針」(日本建築学会)
で示されるV-Ⅲを確保すること。なお、加振源は二人歩行で評価する。

9　屋外における機械基礎は、構造スラブと一体の基礎とすること。
なお、転倒の恐れのない軽微なものや高さが低いものについては、押えコンクリートからの基礎でも可とする。

10　建築設備は、「特記仕様書3(参考図)」の「施行令第129条の2の3の事項」に則っての構造安全性を確認すること。

11　執務エリアのうち重量物(書類棚など)が載る部分はヘビーデューティーゾーンとして実況に応じた荷重を設定すること。

12　床については、使用性、居住性を損なう振動や騒音によるクレームが生じない構造とすること。
(スラブ厚さは150mm以上、スラブ筋の最大ピッチは200m以下を推奨)

13　振動、騒音対策が望まれる機械室の上下スラブ(屋外機が載る屋根スラブ)および重量物によってスラブのひび割れが
懸念される箇所のスラブ厚は200mm以上とすること。

14　合成デッキスラブを採用する場合は、水廻りやシャフト等の縦貫通が多い箇所、将来的に水廻り改修が想定される箇所、
及び上記の振動や騒音に配慮すべき箇所の使用は避けること。

15　鉄筋コンクリート柱と鉄骨梁とのアンカーボルト接合部は、接合部の回転剛性の考慮の有無に応じ、双方の応力・変形状態を
把握したうえで、十分安全性に配慮した設計方針を採用すること。

16　鉄筋コンクリート柱と鉄骨梁を剛接としている柱梁接合部は、鉄筋コンクリート柱および鉄骨梁から伝達される応力を相互に安全に
伝達できるように、適切な応力伝達機構および抵抗機構を考慮して設計すること。
なお、設計施工者が保有する評定取得工法を採用しても可とする。

17　中段梁架構(日射抑制のため階中段に設けた庇および庇を支持する柱や梁)は、時刻歴応答解析より定まる地震力を
架構面外方向や鉛直方向に作用させた場合においても、躯体の健全性が確保されるよう設計すること。

18　中段梁架構をRC造で計画する場合は、乾燥収縮や温度応力を考慮した検討を行い、コンクリートのひび割れや躯体欠損が
生じないように配慮すること。

19　中段梁架構をRC造としない場合は、庇を構成する部材の要領や、安全性の確認方法等を具体的に提案すること。

20　片持ちスラブの取付く架構については、部材のねじれやひび割れが生じないよう応力の釣り合いに十分配慮した部材配置、
配筋を検討すること。また、必要に応じて有限要素解析等による検討を行うこと。

(3)上総テラス

1　建物直下に既存建物の杭が埋設されているため、実施設計及び施工に留意すること。
(既存杭と新設杭の支持層が同一であるため、既存杭を引き抜かず、干渉を避けて新設杭を計画することを推奨)

2　構造躯体には、機能性及び使用性、耐久性を損なうひび割れや変形を生じさせない対策を施すこと。
ひび割れ対策としては、ひび割れ対策要領図(参考図)の記載に倣い、同等の対策を行うこと。

3　SC梁(コンクリートで被覆した鉄骨梁)を採用する場合、耐力計算上は鉄骨梁のみを考慮する等、
安全性に十分配慮した設計方針を採用すること。

4　上総テラスの計画に当たり、第1庁舎の屋外連絡路を解体する場合は、第1庁舎の大臣認定の軽微変更設計を行うこと。

(4)その他の構造物等

1　鉄骨階段や、設備架台、キャノピー等の建物については、上記の新庁舎や、上総テラス、大型公用車車庫における
記載事項について、機能に応じて関連する項目に十分配慮しつつ、構造耐力上安全な構造計画を行うこと。

(5)その他の特記事項

1　土工事は、特記仕様書1(参考図)の記載を参考として、同等以上の仕様とすること。

2　地業工事は、特記仕様書1(参考図)の記載に倣い、同等以上の仕様および品質管理とすること。

3　鉄筋工事は、特記仕様書1(参考図)の記載に倣い、同等以上の仕様および品質管理とすること。

4　コンクリート工事は、特記仕様書2(参考図)の記載を参考にしつつ、設計基準強度および品質基準強度は建物の
供用期間や構造耐力上必要な強度を考慮して適宜設定すること。

5　鉄骨工事は、特記仕様書3(参考図)の記載に倣い、同等以上の仕様および品質管理とすること。

6　雑鉄骨数量(梁貫通補強や外装支持鉄骨等)は、特記仕様書3(参考図)の「雑鉄骨参考数量」を参考にしつつ、
適切な数量を適宜見込むこと。なお、新庁舎の外周庇を鉄骨で支持する場合は、適切な数量を追加で見込むこと。

7　その他の品質管理、設備関連の仕様、および諸検査は、特記仕様書3(参考図)の記載に倣い、同等以上の仕様すること。

3.　電気設備性能概要書

市原市庁舎整備基本設計

工事設計図

令和　　年　　月（全　　枚）

特記仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　千葉県市原市国分寺台中央一丁目1番地1

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備考
新庁舎	RC造(一部S造)	地上６階建　（塔屋１階）	14,487.33	16項イ	新築
大型公用車車庫1	S造	地上１階建	362.57	13項イ	新築
大型公用車車庫2	S造	地上１階建	279.95	13項イ	新築

（（注）延べ面積は建築基準法による表記 ）

3．工事種目（●印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別					
	新庁舎	大型公用車車庫1	大型公用車車庫2			屋外
● 電灯設備	一式	一式	一式			
● 動力設備	一式	一式	一式			
● 電気自動車用充電設備						一式
○ 電熱設備						
● 雷保護設備	一式					
● 受変電設備	一式					
● 電力貯蔵設備	一式					
● 発電設備	一式					
● 構内情報通信網設備	一式					
● 構内交換設備	一式	一式	一式			
● 情報表示設備	一式					
● 映像・音響設備	一式					
● 拡声設備	一式					
● 誘導支援設備	一式					
● テレビ共同受信設備	一式					
● 監視カメラ設備	一式	一式	一式			
● 駐車場管制設備	一式					
● 防犯・入退室管理設備	一式	一式	一式			
● 火災報知設備	一式					
○ 中央監視制御設備						
● 議場・全員協議会設備	一式					
● 構内配電線路						一式
● 構内通信線路						一式
○ テレビ電波障害防除設備						一式
○						

4．指定部分　　● 無　　○ 有（対象部分　　）

指定部分工期　　年　　月　　日

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。

●「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下「標準仕様書」という。）

●「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）（改修標準仕様書の中でいう標準仕様書は、令和４年度版（電気設備工事編）とする。）

●「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下「標準図」という。）

2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図、建築工事の特記仕様書は（　／　）図による。

2．特記仕様

項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
● 適用区分	（１）建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ● 風圧力 風速（Vo=　38 m/s） 地表面粗度区分（○Ⅰ　○Ⅱ　●Ⅲ　○Ⅳ） ○ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表（　　）
	（２）塩害地域 ● 一般地域　○ 重耐塩地域　○ 耐塩地域
● 環境への配慮	（１）本工事において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和3年2月閣議決定）」に定める特定調達品目「公共工事」の品目を調達する場合は、判断の基準等を満たすものとする。 （２）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く。）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （３）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

項目	特記事項
● 機材の品質等	（１）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （２）下表に機材名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、次の①から⑥すべての事項を評価されたことを示す外部機関が発行する書面を提出し、監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。

機材等
●LED照明器具（一般屋内用に限る）
●照明制御装置
●可変速運転用インバーター装置
○分電盤
●制御盤
●キュービクル式配電盤
○高圧スイッチギヤ（CW形）
○高圧スイッチギヤ（PW形）
●高圧交流遮断器
●高圧進相コンデンサ
●高圧限流ヒューズ
●高圧負荷開閉器
●高圧変圧器（特定機器）
○交流無停電電源装置
●太陽光発電装置（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置）
●監視カメラ装置
○中央監視制御（監視制御装置）
●非常用発電機
●議場・全員協議会設備
●防犯・入退室管理設備
●直流電源装置
○

項目	特記事項
● 電源周波数	● 50Hz　○ 60Hz
● 電気工事士	最大電力が500［kW］以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
● 工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。 構内につくることが　●できる　○できない
● 足場その他	○ 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ● 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○ 内部足場（ ○　　種 ○　　種 ）　○ 外部足場（ ○　　種 ○　　種 ）
● 建設発生土の処理	○ 埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の敷きならしとする。 ● 現場説明書による。
● 耐震施工	（１）設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。 ①設計用水平地震力 機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度

機器種別		●特定の施設		○一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類には燃料小出槽を含む。
・重要機器は次のものを示す。
●配電盤　●発電装置（防災用）　●直流電源装置
○交流無停電電源装置　○交換機　●自動火災報知受信機
○中央監視装置　○　○

②設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

（２）横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

項目	特記事項
● 配管本数、管路等	分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配管配線経路、配線太さ、配線本数及び管径等は、図面と相違しても差し支えない。ただし、相違する場合は監督職員の承諾を受ける。
● 金属製電線管の仕上げ	露出配管の仕上げは次による。 屋外 ● 厚鋼電線管は、溶融亜鉛めっき仕上げ付着量300g/㎡以上のものとする。 ○ 塗装あり（場所：　　） 屋内 ● 塗装なし ○ 塗装あり（場所：　　）
● 非常用照明装置の照度測定箇所数	測定数 600 箇所以上　測定し監督職員に報告する。

項目	特記事項
○ 電流値等の計測	下記の電流値等を計測し、報告書を監督職員に提出する。 計測箇所（○ 図示による。　　） 計測項目（○ 電流値（記録間隔1分毎　○ 照度　　） 計測日数（通常使用状態の電流値：改修着手前　5日間、改修後　5日間　　） 照度測定箇所数（改修前及び改修後の照度測定　　箇所以上　　） 備　考 （１）計測機器及び計測装置等の詳細は監督職員との協議による。 （２）報告書には、測定装置（もしくはソフトウェア）の換算機能により算出された電力（瞬時値）及び電力量（積算値30分単位）も記録すること。 （３）照度測定は作業面照度（床上0.8m）とし、測定方法はJIS C 7612による。
● 盤類等の色彩計画	事務室等に設けるＯＡ盤、分電盤、端子盤の鋼板製キャビネット等、及び意匠上配慮する必要のある機器の色彩計画を監督職員に提出するものとする。
● プレートの材質	フラッシュプレート ● 金属製（ステンレス、新金属を含む）　○ 樹脂製（　　）
○ 天井仕上区分	（　）書きの室名は直天井の室を示し、それ以外は二重天井の室を示す。
● インバータ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力[kW]		0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30
規約効率[%]	定格電圧 200[V]	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5
	定格電圧 400[V]	87.0	90.5	93.5	94.0	94.5	94.5	95.0	95.0	95.0	96.0	96.5	96.5

電動機出力[kW]		37	45	55	75
規約効率[%]	定格電圧 200[V]	95.5	95.5	95.5	95.5
	定格電圧 400[V]	96.5	96.5	96.5	96.5

【備考】(1)規約効率は、JEM-TR 245 「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
(2)0.4kWの規約効率は、JIS C 4212 「高効率低圧三相かご形誘導電動機」のIP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。
(3)0.75kWの規約効率は、JIS C 4213 「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ」のIP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

項目	特記事項
● 機器取付高さ	壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載がない場合は、表－１「機器標準取付高さ」による。
● 接地極	図面に記載がない場合は、表－２「接地極一覧表」による。
● 他工事又は他工種との取り合い	図面に記載がない場合は、工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
● 施工調査	事前調査（ ● 本工事　　○ 別途　　） 調査項目（ ● 既存資料調査　● 現地調査　　） 調査範囲（ ○ 図示　　● 第一庁舎　　） 調査方法（ ○ 図示　　○　　） ●はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。
● 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる附属装置等を用いて施工する。
● ケーブルの種類	ＥＭ－高圧架橋ポリエチレンケーブルは、JCS 4395 「6600V 架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）」によるものとする。

呼称（図示記号）	種類
6kV EM-CE	6600V 架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ（6600V CE/F(EE)）
6kV EM-CET	6600V ﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ形架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ（6600V CET/F(EE)）

表－１　機器標準取付高さ

	名称	測点	取付高［mm］		名称	測点	取付高［mm］
電力共通	積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	時計	壁掛形親時計	床上～中心	1,500
	引込開閉器（低圧）	地上～中心	1,800～2,200		子時計	〃	（天井高）×0.9
	分電盤	床上～中心	1,500	拡声	壁掛形スピーカ	〃	（天井高）×0.9
					壁付アッテネータ	〃	1,300
電灯	スイッチ	床上～中心	1,300	出退・マルチサイン			
	〃（多機能トイレ）	〃	1,100		情報表示盤	床上～中心	（天井高）×0.9
	コンセント（一般）	〃	300		壁付発信機	〃	1,300
	〃（和室）	〃	150		ベル、ブザー、チャイム	〃	2,300
	〃（台上）	台上～中心	150～200		壁付押しボタン（一般）	〃	1,300
	〃（車椅子用）	床上～中心	900				
	ブラケット（一般）	〃	2,100～2,300				
	〃（踊場）	〃	2,000～2,500				
	〃（鏡上）	鏡上端～中心	150				
				誘導支援	外部受付用インターホン(子機)	「標準図」による。	
					壁付インターホン(上記以外)	床上～中心	1,300
					壁付呼出ボタン(多機能トイレ)	〃	900
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500				
	開閉器箱	〃	1,500 （上端1,900以下）	テレビ共同受信	機器収容箱（室内）	天井下～上端	200
					テレビ端子直列ユニット(一般)	床上～中心	300
	制御用スイッチ	〃	1,300		〃（和室）	〃	150
構内交換	端子盤（室内）	床上～下端	300				
	集合保安器箱	天井下～上端	200				
	壁付電話機（一般）	床上～中心	1,300	自動火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
					機器収容箱	〃	800～1,500
					発信機	床上～中心	800～1,500
					警報ベル	〃	（天井高）×0.9
					表示灯	〃	（天井高）×0.8
					液化石油ガス検知器	床上～上端	300

（備考）（天井高）×0.9及び（天井高）×0.8は天井高が2,500～3,000mmの場合に適用する。
注）　天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。

表－２　接地極一覧表

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格・数量
○ 共同接地	$E_{A\cdot D}$	10Ω以下	EB（D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200 ）×3連一　組
● 共同接地	$E_{A\cdot C\cdot D}$	10Ω以下	EB（D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200 ）×3連一　組
● Ａ種	E_A	10Ω以下	EB（D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200 ）×3連一　組
● Ｂ種	E_B	Ω以下	EB（D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200 ）×3連一　組
● Ｃ種	E_C	10Ω以下	EB（D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200 ）×3連一　組
● Ｄ種	E_D	100Ω以下	EB（D=10, L=1,000 又は W=30, L=900 ）×1
○ Ｄ種	E_D	Ω以下	EB（D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200 ）×3連一　組
● 高圧避雷器用	E_{LH}	10Ω以下	EB（D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200 ）×3連一　組
● 交換装置用	E_t	10Ω以下	EB（D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200 ）×3連一　組
● 通信用（10Ω）	E_{At}	10Ω以下	EB（D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200 ）×3連一　組
○ 通信用（100Ω）	E_{Ot}	100Ω以下	EB（D=10, L=1,000 又は W=30, L=900 ）×1
● 電話引込口の保安器	E_{Lt}	100Ω以下	EB（D=10, L=1,000 又は W=30, L=900 ）×1
● 測定用	E_O		EB（D=10, L=1,500 又は W=30, L=1,200 ）×1

項目	特記事項
● 一般共通事項	● 耐震施工は、すべて「建築設備耐震設計・施工指針　2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）によること。 ● 施工段階において各種設計計算書の見直しを行い、監督職員に確認の上施工すること。 ● ブルボックス等は設備名を明記すること。 ● 屋外及び免震層の支持材はSUS又は溶融亜鉛メッキ仕様とする。なお、他工事と仕様を調整すること。 ● 機器製作図作成にあたり設計図仕様、国土交通省仕様、納入品仕様の比較表を提出すること。 ● 「表－２　接地極一覧表」に記載の極・棒の規格・数量は参考とし、接地抵抗値を満足すること。 ● 免震層の相対変位に対する免震クリアランスは、水平60cm、鉛直5cmとする。 ● エキスパンションジョイントの両側に固定される配管、配線及びケーブルラック等は、以下に示す最大変位値迄の躯体の挙動に対応できる可とう継手もしくは余長を確保すること。 水平Ｘ方向（ケーブル等と並行の方向）　　○建物高さの1/50 水平Ｙ方向（ケーブル等と直角の方向）　　○建物高さの1/50 ● 補強要領等は、下記による。 梁貫通におけるスリーブの設置、スラブ配管については下記によるほか、建築構造図の各種規準図または監督員の指示によることとする。 同一の項目については、構造図の各種規準図を優先とする。 外壁、最上階スラブには、原則として配管及びボックスなどを設置・施工しない。 スラブ内に埋め込む配管の径は、スラブ厚の1/4以下とし、交差も同様に配管径の合計が1/4以下とする。 配管の間隔及び鉄筋との間隔は、次の値のうち最大のもの以上とする。 （１）粗骨材の最大寸法の1.25倍 （２）25mm （３）鉄筋の径（呼び名の数値）の1.5倍 特にEPS、盤周辺で配管が集中する箇所は、事前に監督職員と施工方法を協議すること。 梁貫通の補強は建築工事とする。 RC造梁貫通の径は、梁成の1/3以下とし、孔が円形でない場合はこれの外接円とする。 孔の中心位置の限度は、部材に応じて下記の寸法以上離すものとする。 大梁は、柱面から1.5D（Dは梁せい）及び直交する梁（小梁）から1.5φかつ300mm以上とする。 基礎大梁に人通孔以外を設ける場合は、柱面から1,000mm及び直交する梁（小梁、基礎小梁）から1.5φ以上とする。 小梁・基礎小梁は、端部から1.0D又は1,000mmのうち小さいほうの値とする。 孔が並列する場合は、その中心間隔は孔の径の平均値の3倍以上とする。 孔は原則として、上下方向に並べることはできないこととする。
● 別途工事関連	本工事外の別途工事との調整に協力すること。
● 発生材の処理等について	引渡しを要するもの以外は、構外に搬出し適切処理とし、搬出処理費は本工事とする。

項目	特記事項
● 総合図	施工図の作成にあたっては、 ●事前に総合図を作成し、監督職員の了解を得ることとする。 ●建築工事、機械工事と連携し、統合した総合図として作成すること。 ●「総合図作成ガイドライン」（公益社団法人 日本建築士会連合会）に基づいて作成すること。
● 施工図等	本工事で作成する施工図等のうち、下記の物をPDF等電子データで監督職員に提出する。 （ 機器製作図　　一式 制御システム図　　一式 試験成績書・試験記録　　一式 ）
● 完成図	● 左記「完成図等」及び標準仕様書によるほか、PDF/Aの図面データを提出する。 ● 図面データ等は高耐久性長期保存用メディア（M-Disc等）に書き込み提出する。
○ 許容騒音値	敷地境界線での許容騒音値は下表を遵守すること。 単位：[dB]

区域の区分	時間の区分		
	昼間(8～19時)	朝・夕(19～22時、6～8時)	夜間(22～6時)
○○○○地域	○○ｄB	○○ｄB	○○ｄB

	特記事項
● 室内許容騒音値	騒音及び振動が発生する機器は振動騒音計算を行い監督職員に確認をとること。

室名	許容騒音値（目標値）	振動許容値（目標値）
役員室、会議室	25～30ｄB	VL<50～55ｄB
個人事務室	30～35ｄB	VL<50～55ｄB
一般事務所	35～40ｄB	VL<50～55ｄB

	特記事項
● 工事期間中	計画変更確認申請・軽微変更にともなう、設計図面修正に協力すること。
● 竣工時	● 竣工時に下記書類を作成の上、監督職員に提出の事。 設計計算書、省エネルギー計画書、簡易取り扱い説明書（及び注意事項など）、各設備システム・機器類取り扱い説明書、維持管理項目及び費用、総合試運転報告書、大型機器更新計画書
● エネルギー調査	● 竣工引き渡し後（1年検査時、2年検査時）に下記の電力量計量の実績調査を行い、報告書として提出すること。 ●契約電力　●デマンド値　●受電電力量　○各盤類
● 大地抵抗測定	● 基礎工事前に大地抵抗測定を行い、建物接地抵抗値の算出を行うこと。

4.　機械設備性能概要書

機械設備工事特記仕様書

仕様書

1．工　事　概　要

1. 工事場所　千葉県市原市国分寺台中央一丁目1番地1、同番2、同番3、同番4、同番7、同番8、同番9、同番10、同番11、同番12の各一部

2. 建物概要

建　物　名　称	構　造	階　　数	建築基準法による延べ面積（m²）	消防法施行令別表第一	備考
新庁舎	RC造（一部S造）	地上6階、塔屋1階	14,639.59	16項イ	新築　特定の施設
大型公用車車庫1	S造	地上1階	362.57	13項イ	新築　一般の施設
大型公用車車庫2	S造	地上1階	279.95	13項イ	新築　一般の施設

（備考中の特定の施設、一般の施設とは耐震安全性の分類を示す。）

3. 工事種目（●印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工　事　種　目	工事種別 新庁舎	大型公用車車庫1	大型公用車車庫2	屋　外
● 空気調和設備	一式	一式		
● 換気設備	一式	一式	一式	
○ 排煙設備				
● 自動制御設備	一式	一式	一式	
● 衛生器具設備	一式	一式		
● 給水設備	一式	一式	一式	一式
● 排水設備	一式	一式	一式	一式
● 給湯設備	一式	一式		
● 消火設備	一式	一式	一式	
○ 厨房設備				
● ガス設備	一式			一式
○ 雨水利用設備				
○ 排水処理設備				
○				
○ 撤去工事				

4. 指定部分　●無　　○有　　対象部分（　　）

指定部分工期：令和　　年　　月　　日

5. 設備概要（●印のついたものを適用する）

方式及び種別	設　　備　　概　　要
空調方式 主要熱源機器	● 空気調和　○単一ダクト方式　○全空気方式 ○ファンコイルユニット・ダクト併用方式　●個別空調方式 ● 廃熱投入型吸収式冷温水発生機、EHP、GHP
自動制御方式	○ 電気式　○電子式　●デジタル式
給水方式	○ 高置タンク方式　●ポンプ直送方式　○水道直結方式　○水道直結増圧方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（● 合流式　○分流式） ポンプ排水 ●あり（○汚物　○雑排水　●湧水）　○なし 建物外放流先 （1）汚　水　● 直放流下水管 （2）雑排水　● 直放流下水管 （3）排水槽　● あり（計画容量　190m3）（災害時用）　○なし
消火設備の種類	● 屋内消火栓設備　●スプリンクラー設備 ○ 泡消火設備　○連結散水設備　●連結送水管 ○ 不活性ガス消火設備　（ ○　　）　○
ガスの種類	● 都市ガス（種別 12A、発熱量39.0MJ/m3(N)、供給事業者名　大多喜ガス　）

2．工　事　仕　様　　※改修の場合は既存概要を示す。

1. 共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）（改修標準仕様書の中でいう標準仕様書は令和4年度版（機械設備工事編）とする。）及び「公共建築設備工事標準図（機械及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和4年版）」（以下、「標準図」という。）による。

（2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様は、（　／　）図、建築工事の工事仕様は（　／　）図による。

2. 特記仕様

章、項目、特記事項共に●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

章	項　　目	特　　記　　事　　項
●一般共通事項	○ 特定建設資材の再資源化等について	○ 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号）の対象建設工事であり、分別解体、特定建設資材の再資源化等について適切な処理を行う。ただし、工事契約後にやむを得ない事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議する。分別解体・再資源化等の完了時に、以下の事項を書面にて監督職員に報告する。 ① 再資源化等が完了した年月日 ② 再資源化等をした施設の名称及び住所 ③ 再資源化等に要した費用 1）分別解体の方法 ○ 新築　○ 増築　○ 修繕　○ 模様替　／　建築設備工事　○ あり　○ なし　／　○手作業　○手作業・機械作業併用 2）特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設 ○ コンクリート ○ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ○ 木　　材 ○ アスファルト・コンクリート （特定建設資材廃棄物の種類／再資源化等をする施設の名称／所在地） ○ 本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。 総合施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また、同システムにより工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。
	● 機材等	（1）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 （2）別表－１に機材等名が記載された製造業者等は次の１）から６）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3）安定的な供給が可能であること。 4）法令等で定められある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6）販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。
	● 環境への配慮	（1）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成３１年２月閣議決定）」による。 （2）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性（フタル酸ジｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （3）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	● 室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定はパッシブ型採集機器により行う。 測定時期　○工事着手前　○施工終了時 測定対象室　・図示　・ 測定箇所数　・図示　・
	● 主任技術者等	下記資格を証明する資料を監督職員に提出する。 ●資格の区分1） （イ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 （ロ）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ●資格の区分2） （イ）技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 （ロ）資格の区分1）の資格を有する者
	● 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、監督職員と協議し、電気工作物の保安業務を行うものとする。 ●要　　・不要
	● 技能士の適用	●配管施工（配管工事）　●建築板金施工（ダクト製作および取付け） ●熱絶縁施工（保温工事）　●冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付）
	● 監督員事務所	○設けない　●設ける
	● 工事用電力・水・その他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて請負者の負担とする。
	● 工事用仮設物	構内につくることが　●できる　○できない
	● 足場その他	●別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。 ○内部仮設足場等（○　　種　○　　種） ○外部仮設足場等（○　　種　○　　種）
	● 建設発生土の処理	○埋戻し後の建設発生土は、監督職員と協議し、構内の決定した場所に敷きならしとする。
	● 埋め戻し土・盛土	●場外適切処分 ●根切り土の中の良質土　○山砂の類
	● 完成図等	●完成図の原図サイズは、原則としてA1サイズとする。 ●CADデータの提出　●要　・不要 ●既存完成図（CADデータ）の修正を行う。 ●保全に関する資料の提出部数は　2　部とする。
	● 機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（令和元年版）によるほか、監督職員との協議による。
	● 総合試運転調整（機械設備工事特記仕様書２による）	●本工事（調整項目は監督職員との協議による。）　○別途 ●風量調整　●水量調整　●室内外空気の温湿度の測定　●室内気流及びじんあいの測定 ●騒音の測定　●飲料水の水質の測定　●雑用水の水質の測定
	● 電源周波数	●50Hz　　○60Hz
	● 容量等の表示	（1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
	● 耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。 （1）機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量（水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量）に次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 （機器種別／●特定の施設 重要機器・一般機器／○一般の施設 重要機器・一般機器） 上層階・屋上及び塔屋　機器 2.0 1.5 1.5 1.0 上層階・屋上及び塔屋　防振支持の機器 2.0 2.0 2.0 1.5 上層階・屋上及び塔屋　水槽類 2.0 1.5 1.5 1.0 中間階　機器 1.5 1.0 1.0 0.6 中間階　防振支持の機器 1.5 1.5 1.5 1.0 中間階　水槽類 1.5 1.0 1.0 0.6 地階・1階　機器 1.0 0.6 0.6 0.4 地階・1階　防振支持の機器 1.0 1.0 1.0 0.6 地階・1階　水槽類 1.5 1.0 1.0 0.6 ・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの ・重要機器は次のものを示す。 ●給水機器（　　） ●排水機器（　　） ●換気機器　●空調機器　●熱源機器　●防災設備 ●監視制御設備　○危険物貯蔵装置　○火を使用する設備 ●避難経路上に設置する機器 ・水槽類にはオイルタンクを含む （2）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。
	○ 配管	（1）ステンレス鋼管の接合は、下記による。 ○呼び径６０Ｓｕ以下（　　） ○呼び径７５Ｓｕ以上（　　） （2）溶接部の非破壊検査　○不要　○要（抜取率○標準仕様書（機械設備工事編）による　○　　%）
	● 試験	既設配管を含む部分の試験　●要　○不要
	● 絶縁継手	○取付け箇所は図示による。　●機械設備工事特記仕様書2による。
	● 地中埋設標等	（1）地中埋設標　●要　○不要　●機械設備工事特記仕様書２による。 （2）埋設表示用テープ　●要（排水管を除く）　○不要
	● 保温	標準仕様書第２編によるほか次による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。 ●多湿箇所（室名：給湯室、ダクト：　　配管：　　） ○共同溝内の保温種別　○機械設備工事特記仕様書２による。） ●屋外露出部の（○機器類　●配管類）には（○凍結防止ヒーター　●防凍保温）を行う。
	○ 塗装	○塗装要（　　）　○機械設備工事特記仕様書２による。
	○ 既存躯体への穿孔	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターを用いる。
	● 非破壊検査	放射線透過検査等による埋設物の調査は（○要　○不要）とする。 範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。
	● 電線類	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。
	○ 天井仕上区分	（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
	● 他工事との工事区分	図面に特記なき場合は、工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
	● 吊り及び支持金物	（●水槽内　○　　）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS 304）とする。 ○機械設備工事特記仕様書2による。
	● 施工調査	●下記によるほか、改修標準仕様書第1編1.5.1及び1.5.2による。 事前調査　調査項目　●既存資料調査
●空気調和設備	● 設計温湿度	外気：温度(DB)　湿度(RH) 夏期　34.8℃　58% 冬期　1.7℃　41.7.% 屋内（調整目標）一般系統：温度(DB)　湿度(RH) 夏期　26℃　成り行き 冬期　22℃　40% 屋内（調整目標）：温度(DB)　湿度(RH)　温度(DB)　湿度(RH) ℃　%　℃　% ℃　%　℃　%
	● 鋼板製煙道	伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示によるほか、機械設備工事特記仕様書２による。 鋼板厚（○3.2mm　○4.5mm）
	● ダクト	●低圧ダクト（●コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分）　○アングルフランジ工法）とする。 ○高圧1ダクト（適用範囲は図示による。）とする。 ○ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
	● 風量測定口	○取付け箇所は図示による。　●機械設備工事特記仕様書２
	● チャンバー	（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 （2）空気調和機に取付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、大きさは（○図示　○機械設備工事特記仕様書２）による。 （3）外壁ガラリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
	○ ダンパー	（1）防煙ダンパー　復帰方式（○遠隔　○　　） （2）ピストンダンパー　復帰方式（○遠隔　○　　）
	● 配管材料（機械設備工事特記仕様書２による）	（1）蒸気管　給気管　○配管用炭素鋼鋼管（黒） ○圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）　(Sch40) 還管　○圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）　(Sch80) （2）油管　○配管用炭素鋼鋼管（黒） （3）冷温水管　○配管用炭素鋼鋼管（白） （4）冷却水管　○配管用炭素鋼鋼管（白） （5）空調用排水管　○硬質ポリ塩化ビニル管 （6）膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管は、配管用炭素鋼鋼管（白）とする。 （7）冷媒管　○断熱材被覆銅管　○
	● 弁類	JIS又はJV　（●5K　●10K（図示部分）） ●ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ファンコイルユニットには、　○流量調整弁　○定流量弁　を設置する。
	● 温度計	○取付け箇所は図示による。　●機械設備工事特記仕様書２による。
	● 圧力計	○取付け箇所は図示による。　●機械設備工事特記仕様書２による。
	● 瞬間流量計	図示の位置に取付ける。 なお、瞬間流量計（●固定形　○着脱形）はピト一管方式とし、止水コック付とする。
	○ 油面制御装置	制御盤には（○給油ポンプ制御　○満油警報　○遠隔警報　○漏えい検知警報　○返油ポンプ制御　○減油警報　○電磁弁　○　　）の端子を設ける。なおフロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
	● 絶縁継手	○図示の位置に取付ける。　●機械設備工事特記仕様書2による。
	● 保温及び消音内貼	●逆リダクト（RAダクト）の保温　範囲は（○図示による　●機械設備工事特記仕様書２による。） ●外気ダクト（OAダクト）の保温　範囲は（○図示による　●機械設備工事特記仕様書２による。） ●膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ●建物内のエア抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。（エア抜き弁以降の配管は、除く） ●空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。 ●冷媒管の保温外装は次による。　屋内露出箇所（●保温化粧ケース） 屋外露出箇所（●ステンレス鋼板　○　　）
	● ダクト	●低圧ダクト（●コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分）　○アングルフランジ工法）とする。 ○高圧1ダクト（適用範囲は図示による。）とする。 ○厨房系統の長方形鋼気ダクトの板厚は、標準仕様書第3編1.14.3.5のダクトの板厚の項より1番手厚いものを使用する。（範囲は図示による。）
	● 風量測定口	○取付け箇所は図示による。　●機械設備工事特記仕様書２
	○ ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
	○ 排気ダクトのシール	○浴室（シャワー室、脱衣室を含む。）系統　○厨房系統　○
	● チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
	● 保温	●全熱交換ユニット用の外気ダクト（機械設備工事特記仕様書２による。） ●多湿箇所のダクトの保温要（機械設備工事特記仕様書２による。） （○厨房　●湯沸室　　）の排気ダクトの保温要（機械設備工事特記仕様書２による。）
	○ 排煙設備	○ ダクト　○亜鉛鉄板　○普通鋼板（厚1.6mm） ○ 排煙口の形式　○パネル　（○天井取付　壁取付） ○スリット形（○天井取付　壁取付） ○ダンパー形（○天井内取付　○　） ○ 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）　○電気式（遠隔操作　○要　○不要）　○ワイヤー式 ○ 排煙風量測定　建築設備定期検査業務基準書　平成28年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
	● 自動制御設備	● 中央監視制御装置　●有り（　●新設　○既設　）　○無し ● システム構成・機能　図示による。 ● 電気計装用配線　電線及びEMケーブルは、標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11 による。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。
	● 衛生器具設備	● 自動洗浄装置及びその組み込み小便器　洗浄水量は4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。 ○ 標記板　●個別感知フラッシュ方式　（　一体型　）　制御盤（ ○要　●不要 ） ● 自動水栓の電源供給方式　○要　（○大便器　○小便器　○　　）　●不要 ○ＡＣ電源　●自己発電 ● 衛生器具ユニット　●別図による。（ユニット内配管材料共） ○ 浴室・シャワーユニット　別図による。 ● 洋風便器　タンク式は6.5L/回以下とする。 ○ 衛生器具付属水栓　水抜栓を使用する場合は、水栓は固定こま式とする。 ● 洗面器
	● 給水設備	● 配管材料（機械設備工事特記仕様書２による）　（1）一般配管　○塩ビライニング鋼管（VB）（上水）　○塩ビライニング鋼管（VA）（雑用水）　○ステンレス鋼鋼管（SUS 304）　○ （2）地中埋設配管　○塩ビライニング鋼管（VD）　○　○ステンレス鋼鋼管（SUS 316） （3）水道直結配管　○引き込み(水道事業者の指定により、量水器以降の地中埋設配管は（○高性能ポリエチレン管　　）とし、他の部分は(1)による。） ● 量水器　●親メーター（貸与品）（●現地表示式（直読式）　○遠隔表示式（○電文式　○　　） ●子メーター（買い取り）（○現地表示式（直読式）　●遠隔表示式（●電文式　○　　） ● 量水器桝　●水道事業者指定品（○貸与品　●買い取り）　○標準図MC形 ● 絶縁継手　○図示の位置に取り付ける。　●機械設備工事特記仕様書2による。 ● 弁類　JIS又はJV　●水道直結部分（●10K　○　　） ●その他の部分（●　5K　○　　） ●ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 ● 管の地中埋設深さ　管の上端より原則として、一般数地は（　300　cm）構内道路は（　600　cm）以上とする。 ○機械設備工事特記仕様書2による。 ● 水栓柱　○合成樹脂製　○アルミニウム合金製　○人造石とぎ出し製　●ステンレス鋼製 ● 建物導入部配管　標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の ○（a）　○（b）　●（c）による。 ポリエチレン配管の施工要領は図示による。 ● 引込納付金等　○要（○別途工事　○本工事）　●不要
	● 排水設備	● 配管材料（機械設備工事特記仕様書２による）　（1）屋　内　汚水管　○排水用塩ビライニング鋼管　○硬質ポリ塩化ビニル管 雑排水管　○排水用塩ビライニング鋼管　○硬質ポリ塩化ビニル管 通気管　○耐火二層管　○硬質ポリ塩化ビニル管 ポンプアップ排水管　○排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管　○ （2）屋　外　第一桝まで　○排水用塩ビライニング鋼管　○硬質ポリ塩化ビニル管 ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP） 桝間　○硬質ポリ塩化ビニル管 ● 洗面器等の排水管　洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。 台所流し等の床上部分の配管は、ビニル管（RF－VP）でもよい。 ● 満水試験継手　●標準仕様書第2編2.4.8(5)による　○図示の箇所に取付ける。 ● 放流納付金等　○要（○別途工事　○本工事）●不要
	● 給湯設備	● 配管材料（機械設備工事特記仕様書２による）　○ステンレス鋼鋼管（SUS 304）　○ ● 弁類　JIS又はJV　（●5K　○10K　（図示部分）） ●ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ 保温　湯沸器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第２編3.1.5 表2.3.5のｈ・（イ）・Ⅸとする。
	● 消火設備	● 配管材料（機械設備工事特記仕様書２による）　（1）屋内消火栓　一般 ○ステンレス鋼鋼管（SUS 304）　○ 地中 ○ステンレス鋼鋼管（SUS 316）　○ （2）連結送水管　一般 ○圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（Sch40） 地中 ○圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（Sch40） （3）　○ ● 屋内消火栓種別　●易操作性１号消火栓　○１号消火栓　○２号消火栓　○広域範囲型2号消火栓 ● 屋内消火栓開閉　●１０Ｋ ● 保温　屋外露出配管は標準仕様書第2編3.1.5 e)・(ハ)・Ⅶによる保温を行う。 ただし、防凍保温は機械設備工事特記仕様書2による。 ○ 建物導入部配管　標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）の ○（a）　○（b）　○（c）による
	○ 厨房設備	○ システム　○ ○ 厨房用熱源　図示による。 ○ 機器の機能等　図示による。 ○ 機器の寸法　概略寸法とする。
	● ガス設備	● 配管材料（機械設備工事特記仕様書２による）　●都市ガス　ガス事業者の供給規定による。 ○液化石油ガス　(1)一般 ○親メーター(貸与品)（ ○実測式　○パルス式　○　　○買い取り ） (2)地中　○子メーター(買い取り)（ ○実測式　○パルス式 ） ○ 充てん容器　別途（○50kg　○　　○　　）×　本 ○ 集合装置　標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による　本組。 ○ 転倒防止等　標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（○（a）　○（b））による。 ○ ガス漏れ警報器　○本工事（図示による）　○別途工事　　） 外部警報端子（○無　○有） ● 引込負担金等　●要（●別途工事　○本工事）　○不要 ○ バルク貯槽　○横型　○竪型（液化石油ガス貯蔵能力　　kg）
	○ 雨水利用設備	○ システム構成その他　別図による。 ○ 配管材質　（1）一般配管　○ （2）集水管　○ ○ 量水器　○電文式　○ ○ 弁類　JIS又はJV　○5K　○10K（図示部分）
	○ 排水処理設備	○ システム構成その他　別図による。 ○ 設備方式　○排水再利用　○浄化槽　○厨房除害
	○ 撤去工事	○ 撤去内容　図示による ○ 保温材　保温材は、配管・ダクト等より分離する。 ○ 支持金物等　ダクト及び配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。 ○ 石綿含有品　石綿含有分析調査　○本工事　○別途 撤去方法　○図示による　○ ○ 発生材の処理　○金属類　（○機器類　○ダクト　○配管　○その他の金属 ）の処理は（ ○物品管理者に引き渡し　○構外搬出適切処理 ）とする。 ○特別管理産業廃棄物　○　　○　　）の処理は（ ○別途　○構外搬出適切処理 ）とする。 ○石綿含有産業廃棄物　○配管用成形保温材　○フランジ用ガスケット）　の処理は（ ○別途　○構外搬出適切処理 ）とする。 ○上記以外のもの　○　　○　　）の処理は（ ○別途　○構外搬出適切処理 ）とする。 ○ 冷媒（フロン類）の回収　○本工事　○別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３により、次の書類を監督職員に提出する。 ○フロン回収行程管理表の写し ○特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

別表-1

機材等名	

章	項目	特記事項
●一般共通事項	● 保温	●屋外露出部の防凍保温の適用は、下記とする。 （●給水管 ●消火管 ○給湯管 ○膨張管 ○　　●弁類を含む） 保温仕様は保温厚さを呼び径32以下のものは50mm、呼び径40以上のものは40mmとする。 ○凍結防止ヒーターを取付ける配管は図示とし、保温材はロックウール保温材とする。 ●屋内露出部の保温は合成樹脂カバー（●シートタイプ　○ジャケットタイプ） ○エアーチャンバー方式の給気を行う（○空調機室　○ポンプ室　○　　）の（○給水管 ○消火管　○　　）に防凍保温を行う。 保温の範囲及び種別は標準仕様書第2編によるほか下記による。 a.外気ダクト及びガラリチャンバーの保温範囲 ●外壁開口部から2mダクト（対象外部分　○　　○　　○　　） ●全熱交換器用の外壁開口部から機器本体までのダクト （対象外部分　○　　○　　○　　） ○電気室、自家発電機室 ○書庫 ○多湿箇所の天井内を通過するダクト 多湿箇所（　○　　○　　○　　） ○加湿された空調室内及び天井内を通過するダクト b.排気ダクトの保温範囲 ●外壁開口部から1mダクト（対象外部分　○　　○　　○　　） ○ ○ ○ c.多湿箇所等の保温仕様 ・多湿箇所の天井内、加湿された空調室内及び天井内を通過する外気取入れダクト又は 給気ダクトの保温のうち、以下の適用範囲については防湿フィルムを施す。 ①外気ダクト　適用範囲（ ●すべて　○　　○　　） ②給気ダクト　適用範囲（ ○　　○　　○　　○　　） d 空調還りダクトの保温範囲 ・適用範囲（ ○図示　○　　） e 共同溝、ピット内の保温 ・配管　適用種別（ ○暗渠内（ピット内）　○屋外露出　○　　） f 免震層の保温 ・適用範囲（ ●すべて　○　　） ・配　管　保温種別（ ●暗渠内（ピット内）　○　　） ・ダクト　保温種別（ ●屋内隠ぺい、ダクトシャフト内　○　　） g 火気使用室用（○厨房　●湯沸室　○　　）の空調及び換気ダクト ・保温の厚さは50mmとし、仕様はロックウールとする。
	○ 塗装	保温を行わない屋内外の露出ダクト及び露出配管は塗装を行う。ただし、機械室及び電気室内の露出ダクト及び露出配管を除く
	● 防振措置	●防振吊り天井を採用している居室の天井内の機器・ダクト・配管は防振吊りとする。 ●ダクト及び配管の防振吊りを行う範囲は（○コージェネ室　○ボイラー室　○冷凍機室　●ポンプ室 ●機械室1　●機械室2　○　　○　　○　　）とし、断面積0.25㎡ （又は500φ）を超えるダクト及び呼称寸法32φ以上の配管に適用する。
	● 防振貫通処理	接続されるダクト及び配管と同サイズの両端に相フランジをもつ躯体400mmの短管を作成し、 グラスウール24K厚さ50mmを巻付け、その上をコの字型又は平板0.4mm厚の亜鉛鉄板により、25mm まで締め付ける。ただし、防火区画貫通部は、上記グラスウールをロックウール板厚40mmと読み 替える。異なる施工とする場合は、同等以上の性能を有する仕様とし事前に監理者の承諾を得る こと。防振措置を施したダクト及び配管が、壁床を貫通する部分に適用する。
	● 吊り金物、支持金物	溶融亜鉛メッキを使用する吊り金物、支持金物、ボルト、ナット類の適用は下記による。 （●屋外　●受水槽　○多湿箇所　●ピット　○　　○　　）
	● アンカーボルト・ナット	●振動を伴う機器の据付に使用するボルトは二重ナットとする。 ●機器据え付け用アンカーボルトは原則埋め込みとし、やむえない場合は後施工アンカーとする。
	● 許容騒音値	敷地境界線での許容騒音値は下表を遵守すること。　単位：[dB] 地域類型 / 地域の区分 / 時間の区分（昼間 / 朝・夕 / 夜間） 近隣商業地域 / 第三種区域 / 65 / 60 / 50
	○ 室内許容騒音値	室名 / 許容騒音値 / 室名 / 許容騒音値 dB以下 / dB以下 / dB以下
	● 地中埋設標	(1) 適用範囲（●給水　○消火　●ガス　○その他（　　）） (2) 設置箇所（○監督職員の指示による　○図示による　●全ての分岐及び曲がり部）
	● 配管・ダクト類吊り及び振れ止め支持	横走り配管の吊り金物及び形鋼振れ止め支持、立て管の形鋼振れ止め支持及び固定は、標準仕様書 第2編2.6.3の表2.2.20 表2.2.21による。 長方形ダクト及びスパイラルダクトの横走りダクトの振れ止め支持は標準図（ダクトの吊り金物・ 形鋼振れ止め支持要領）により12mごとに行う。 形鋼振れ止め支持を行う各横走り配管及びダクト末端部に形鋼振れ止め支持を行う。 標準仕様書表2.2.20の注意書きによる形鋼振れ止め支持の適用除外は本工事では適用しない。 すべての懸垂される配管、ダクト、配線を対象とする。
	● 機器振れ止め	屋内機・全熱交換ユニット等が、天井吊形・カセット形の場合の設置は吊り用ボルトで行い、振れ 止めを行う。 軽量機器（重量100kg以下）を上部スラブ等から懸垂する場合は、棒鋼吊り長さは最大1500mmとする これを超えるものは形鋼支持とする。 重量機器（100kg）を超える設備機器の懸垂には形鋼による耐震支持を行う。
	● 機器類の固定	機器、配管類は躯体又は基礎に固定することを原則とする。 それ以外の部分に固定する場合は、固定元の強度を確認し、必要の応じて補強を行うこと。
	● 絶縁継手	・異種金属接続部（配管と配管、配管と弁類、配管と機器など）で、異種金属腐食が発生する可能性 のある部分は絶縁継手による接続を行うとともに、監督職員と協議の上、必要に応じて絶縁支持金 物による支持を行う。 ①配管同士の接続の場合 ※鋼管（ライニング鋼管を含む）＋ステンレス鋼鋼管 ※鋼管（ライニング鋼管を含む）＋銅管 ○ ○ ②配管とその他機材の接続の場合 配管 / 機器、弁類、タンク等 鋼管（ライニング鋼管） / ステンレス、銅、青銅、黄銅、アルミニウム ステンレス鋼鋼管 / 銅、鋳鉄、ライニング鋼、黄銅 銅管 / 銅、鋳鉄、ライニング鋼、黄銅、アルミニウム ※その他、製造者基準、施工者基準により追加適用する。 ○
	● 免震継手	・免震量（施工誤差及び余裕を含む） 水平クリアランス　（●600mm　○　　） 鉛直クリアランス　（○ 50mm　○　　） 配管・ダクトの免震継手と仕様と設置箇所は図示による。
	● 環境への配慮	(1) 無石綿製品（含有率0%）を使用する。 (2) アスベスト処理については関係法令・都道府県条例等を遵守すること。
	● 保全に関する資料	保全に関する資料は標準仕様書第1編1.7.3による他、下記の資料を作成すること。 ●竣工時設計図面 ●竣工時設計計算書 ●設備システム説明書 ○中長期保全計画書 ●維持管理項目及び費用一覧表
●空気調和設備	○ ダクト材料	下記範囲のダクト材質は下記による。 系統 / ダクト材質 多湿系統 厨房系統
	● 温度計	取付け箇所は標準仕様書及び標準図によるほか、下記による。 ●空調機の冷温水管（往管・還管）及び三方弁装置後の冷温水管（還管） ●冷温水ヘッダーの往管及び冷温水ヘッダーの各還管 ●空調機（パッケージ型空調機を含む）のサプライチャンバー、レタンダクト、外気取り入れダクト、 及びレタンチャンバー ○ ○
	● 圧力計	取付け箇所は標準仕様書及び標準図によるほか、下記による。 ○ ○ ○
	● 瞬間流量計	取付け箇所は標準仕様書及び標準図によるほか、下記による。 ●冷凍機・吸収式冷温水機の冷水・冷温水還管、及び冷却水還管 ●ボイラー、温水発生機の温水還管 ●空気調和機の冷水・温水還管 ●ポンプの吐出側管 ○熱交換器の還管 ●冷温水ヘッダーの各接続管 ○ ○ 瞬間流量計（●固定式　○着脱式）はピトー管方式とし、止水コック式とする。 着脱式の場合は、必要とする管径ごととし、表示部を（　　）個納入する。
	● 風量測定口	風量測定口は、SHASE-S117-2017換気空調設備の現場風量測定法に基づき、気流方向の上流側に ダクト相当直径の６倍以上の直線部を確保できる位置とし、簡易測定法による測定口を設置する。 上記による取付けができない場合は、精密検査法による測定口を設置する。 取り付け位置は下記による。 ①空気調和機（パッケージ型空調機（床置ダクト型）・床置型全熱交換機も含む）及び概ね 500m³/h（番手N02）以上のダクト接続機器の外気、給気、還気、排気の接続ダクト。 ②建築基準法等の法的風量基準が設定されたダクト。
	● 点検口	空調機等に取り付ける下記のチャンバーには点検口を設置する。 点検口寸法は600×450を標準とする。 ●サプライチャンバー　●レタンチャンバー　●ガラリチャンバー ●ダクト系で消音内貼りを施したチャンバー ●外壁に取り付ける外気ガラリチャンバー　○ ○　○
	● 鋼板製煙道	伸縮管継手の仕様は、標準図（施工23）によるものとし、煙道長さ10m以内ごとに設置する。 掃除口は、45° 以上の曲がり部分に設置する。 ばいじん量測定口は、横走り煙道の直線部（放射の影響を受けない部分）に設置する。 ドラフトレギュレータは、末端に設置する。
	● 保温	下記について保温を行う。 ●還水管（弁類なども含む）　○蒸気弁類　●冷水ポンプ　○プレート型熱交換器 ○高圧蒸気管（0.1MPa以上）及びヘッダー　○　　○ ●保温仕様 機器類（○ロックウール　●グラスウール） 冷水・冷温水管（●ロックウール　●グラスウール） 蒸気管（○ロックウール　○グラスウール） ダクト（●ロックウール　●グラスウール） 上記外装材（○カラー亜鉛鉄板　●ステンレス鋼板　○溶融アルミニウム-亜鉛鉄板）
	● 制気口	（●ロビー　●エントランスホール　○ホワイエ　○　　○　　）の空調吹出口は 結露防止型として、下記による。 （○ヒーター内蔵　○植毛仕上　●合成樹脂カバー　○　　） パッケージ型空調機を含む最低送風温度14℃以下の送風の可能性のあるダクト系に設置される 吹出口は、結露防止型吹出口とする。アネモバン裏面には結露防止の措置を施すこと。 制気口（天井付け）の内コーン等の可動部分は落下防止ワイヤを取り付ける。 制気口本体は、ダクト又はボックス等スラブから支持されたものにビス止め等で固定する。 排煙口は、ボックス（ダクト）をスラブ又は鉄骨等から支持し、ボックスにボルト止めとする。
●換気設備	○ ダクト点検口	○厨房排気ダクト等清掃が必要なダクトは、原則として湾曲部の側面及び5m間隔以内に450×450の 点検、清掃用の点検口を設ける。
	● 風量測定口	上記の空調設備の当該項目による
	○ ダクト水抜き	○浴室、厨房等多湿箇所の系統のダクト及び屋外露出ダクトの底部には水抜きを設置する。 浴室等にはシャワー室、脱衣室を含むものとする。
●衛生設備	● 給水設備	●加圧給水装置には系統上部に吸排気弁を設置する。
	● 保温	●保温仕様 給水・給湯管（●ロックウール　●グラスウール　●ポリスチレンフォーム） 排水管（●ロックウール　●グラスウール） 機器類（○ロックウール　●グラスウール） 上記外装材（○カラー亜鉛鉄板　●ステンレス鋼板　○溶融アルミニウム-亜鉛鉄板） ○給湯管の保温は弁類・フランジ類を含むすべての管径に行う
	● 量水器（給水・給湯・ガス）	（○直読式　●パルス式）
	○排水処理設備	○設備方式の仕様等は図示による。 ○放流水質　（BOD　ppm　COD　ppm　SS　ppm　　） ○引き渡し 試運転調整は竣工後、所定の機能が確保できるまで、水質検査、機器類調整を行う。所定の水 質が十分確保された時点で引き渡しを行う。但し、所定の水質とは、公的機関で測定し、証明 されたもの（計量証明書）とする。
	○耐火二層管用伸縮継手	機械設備工事監理指針2.5.14耐火二層管による。
	● 井水設備 ○ 管の地中埋設深さ	井水を利用する場合は事前に水質検査を行い、水質を確認すること。 ○凍結深度以上（凍結深度　cm）　○　cm
●竣工時総合調整	● 総合試運転調整等	標準仕様書第2編第3節総合試運転調整等によるほか、下記による。 ・性能試験で行う調整及び計測項目は下記による。 ●風量・静圧調整（各空調機・送風機等） ●定格運転時電流値（各空調機・送風機・ポンプ等） ●水量・圧力調整（各機器類・各箇所） ・複数の工事にまたがり機能を発揮する設備について、各施工者の協力のもと下記の総合性能試験 を実施する。 ●防災総合試験　●停・復電試験　○騒音、振動性能試験　●自動制御総合運転試験 ●中央監視設備総合試験　○セキュリティーシステム総合試験　●水槽関連総合試験 ○　　○ ・環境測定項目は下記によるものとする。 ●敷地境界での騒音測定（着工前の暗騒音も含む） ●室内外空気の温湿度の測定（空調室を対象とし、同時刻に室内外の測定を行うこと。） ●室内気流及びじんあいの測定 ○室内騒音の測定 ○敷地境界での臭気調査 ・風量測定の方法 風量測定方法は、SHASE-S117-2017換気・空調設備の現場風量測定法による。 ダクトは多点風速測定法による測定とし、建築基準法等主要な居室の制気口は圧力補償測定法 により測定を行う。対象室は図示（●機器表　○　　）による。 ・排煙風量の測定方法 機械設備工事特記仕様書１　排煙設備の当該項目による。 ・水質検査 飲料水の水質検査は、完了引き渡しまでに公的機関（地方公共団体又は厚生労働省の登録を受けた もの）に依頼し、水質基準に適合することを確認する。
●竣工後の調査	●エネルギー調査	●竣工引渡し後、1年次検収、2年次検収各終了後に1年間の運転実績について、下記の項目の 実績調査を整理、考察の上報告書を提出する。 運転実績調査項目 ●年間電力消費量と内訳　●年間給水量と内訳 ○年間油消費量と内訳　●年間ガス消費量と内訳 ○新技術導入の効果（　　） ○その他（　　）
●その他	● 施工一般	・配管の施工は、標準仕様書第2編2.6.2による適正な勾配とすることを原則とする。 やむを得ず水抜きが容易にできる勾配が取れない場合は、水抜き弁を設置する。 ・機器廻りの弁類等は床から操作可能な位置に取り付ける。高所取り付けとなる場合は、操作架台 及びタラップ等を設ける。 ・並列設置された機器廻りの弁類等の取り付け高さは統一する。 ・機器廻りの計器類は、確実に目視可能な位置に取り付ける。 ・冷水用プレート熱交換器等結露発生の可能性のある場合は、結露受けドレンパン（SUS）を設ける。 ・温度及び湿度の各調節器の取付け高さは床上1300mmを原則とする。
	● 自動制御	・各種配線には、自至それぞれに管理番号（線番）、線種サイズ、名称（用途）、自・至等の表示 を行うこと。 ・配管配線が図示している場合は参考とする。 ・室内温湿度制御はDDCによるPID制御とする。
	● 変更図	・現場で生じた変更事項は、随時設計図に反映し、最新版として図面管理を行うこと。
	● インバーター用制御盤及び操作盤	・標準仕様書第2編1.2.2.2を適用する。
	● 配管及びダクト類の表示	配管及びダクト、機器類の表示については、標準仕様書第1編第7節1.7.4による他、下記による。 ・機器の名称及び記号、配管及びダクト類の用途及び流れ方向の表示位置は、監督員と協議の上決定 する。 ・弁類に取付ける開閉表示札は、SUSチェーンにて取付けること。又、札はプラスチック製とし彫り込 み文字とする。

特記事項

・議会事務室上のWC配管は、配管貫通部の防振処理、遮音外装等の騒音・振動対策を講じること。

配管材料

項目	施工区分	配管材	規格番号	備考
冷水 ※1)		●配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	
		○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　SGP-VA	JWWA K 116	
		○配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	
温水 ※1)		●配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	
		○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　SGP-VA	JWWA K 116	
		○配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	
冷温水 ※1)		●配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	
		○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　SGP-VA	JWWA K 116	
		○配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	
冷却水		●配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	
		○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　SGP-VA ※2)	JWWA K 116	
		○		
オイル配管	一般配管	○配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	
		○		
	ピット	○配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	
		○		
ドレン管	一般配管	○配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	
		●耐火二層管		
	ピット	●硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JIS K 6741	
		○		
空気抜き管	一般配管	●配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	
		○		
	ピット	○硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JIS K 6741	
		○		
冷媒		●断熱材被覆銅管	JCDA 0009	
		○		
蒸気	給気管	○配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	
		○一般配管用ステンレス鋼鋼管　SUS304	JIS G 3448	
	還管	○一般配管用ステンレス鋼鋼管　SUS304	JIS G 3448	
		○圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Sch40	JIS G 3454	
高温水管		●圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Sch40	JIS G 3454	
		○		
加湿用給水管		●水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB）	JWWA K 116	
		○		
給水管	引込管（直結部分）	●水道事業者の指定による		
	地中埋設配管	●水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD）	JWWA K 116	
		○水道用ポリエチレン二層管		
	ピット	●水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD）	JWWA K 116	
		○		
	一般配管（上水）	○一般配管用ステンレス鋼鋼管（SUS304）	JIS G 3448	
		●水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB）	JWWA K 116	
	一般配管（雑用水）	●水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VA）	JWWA K 116	
		○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB）	JWWA K 116	
屋内排水管（汚水）	一般配管	●硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JIS K 6741	
		●耐火二層管		竪管
	ポンプアップ	●排水用硬質塩化ビライニング鋼管（DVLP）※3)	WSP 042	
		○		
	ピット	●硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JIS K 6741	
		○		
（雑排水）	一般配管	●硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JIS K 6741	
		●耐火二層管		竪管
	ポンプアップ	●排水用硬質塩化ビライニング鋼管（DVLP）	WSP 042	
		○		
	ピット	●硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JIS K 6741	
		○		
（厨房排水）	一般配管	○排水用硬質塩化ビライニング鋼管（DVLP）	WSP 042	
		○強化ポリプロピレン二層管（GRP）		
（高温排水）	一般配管	○配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	
		○		
（特殊排水）		○排水・通気用耐火二層管		
		○		
屋外排水管	第一桝まで	●硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JISK 6741	
		○		
	第一桝以降	●硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JISK 6741	
		○		
雨水排水管	第一桝以降	○硬質ポリ塩化ビニル管（VU）	JISK 6741	
		○		
		○		
		○		
通気	一般配管	○配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	
		○		
	ピット	●硬質ポリ塩化ビニル管（VP）	JIS K 6741	
		○		
給湯（往管　還管）	一般配管	●一般配管用ステンレス鋼鋼管（SUS304）	JIS G 3448	
		○		
消火（屋内消火栓）	一般配管	●配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	
		○		
	地中埋設	○消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（VS）	WSP 041	
消火（連結送水管）	一般配管	●圧力配管用炭素鋼鋼管（白）STPG370 Sch40	JIS G 3454	
	地中埋設	○消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（VS）	WSP 041	
		STPG370VS（白）　Sch40		
消火（スプリンクラー）	一般配管	●配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	
	地中埋設	○消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（VS）	WSP 041	
ガス管	一般配管	●ガス事業者の指定による		
	地中埋設	●ガス事業者の指定による		

※1）膨張管を含む
※2）屋上露出部分は保温する
※3）圧送排水鋼管用可とう継手